

2023年度政務活動調査実績報告書

県民の会 坂本 茂雄

- 1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について (議会質問に反映)
- 2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について (議会質問に反映)
 - (1) 避難行動要支援者対策・福祉防災について
 - (2) 防災教育について
 - (3) 地域防災について
 - ①マンション防災について
 - ②防災訓練について
 - (4) 過去の震災・被災地の教訓について
 - ①過去の震災教訓に学ぶ
 - ②能登半島地震に学ぶ
 - (5) 事前復興について
 - (6) 災害ケースマネジメントについて
 - (7) その他
- 3 教育・児童虐待予防の調査研究について
 - (1) 厳しい子どもたちと向き合うことについて
 - (2) 児童虐待予防について
- 4 生きづらさの課題の調査研究について
- 5 人権尊重・差別解消の調査研究について (議会質問に反映)
- 6 政治・反戦・平和・脱原発の調査研究について (議会質問に反映)

(1) 反戦・平和について

(2) 特定利用港湾指定の強行について

(3) 政治の在り方と課題について

①旧統一教会と政治の関係について

②その他

(4) 改憲の動きについて

(5) 脱原発について

(議会質問に反映)

7 その他

(1) 公共交通、交通安全について

(2) 働き方について

(3) 少子化対策について

(議会質問に反映)

(4) その他

①議会改革について

②マイナンバーカードとマイナ保険証について

(議会質問に反映)

③四国カルスト自然公園整備と環境保護について

(議会質問に反映)

④県発注工事談合認定について

(議会質問に反映)

⑤大阪国際万博の強行開催の問題について

⑥若者の政治参画と総合教育について

(議会質問に反映)

⑦地方自治の在り方について

⑧その他

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について

5月8日「新型コロナ感染症、今日から5類移行へ」

高知県内では、この3年余りで新型コロナウイルス感染症によって、県民の「4人に1人」に相当する延べ17万230人が感染し、602人が死亡しました。

そんな中で、8日からの「5類」移行により、これまでの行政の関与を前提とした「特別な対応」から季節性インフルエンザと同様の「通常の対応」に移行し、コロナ前の日常へと踏み出そうとしています。

しかし、6日付の朝日新聞「時時刻刻」では、例年の水準から予測される死者数との差が昨年、人口10万人当たりで最も多かったのは高知県の168人で、医療体制の逼迫の背景などについて指摘されています。

記事には、「差が特に多かったのが8月で、オミクロン株が主流になって感染が全国で拡大した一方、ワクチン接種の効果もあって重症化率は下がり、行動制限は緩和され、高知市でも8月、3年ぶりによさこい祭りが復活し、県内の感染者数は、1日400人以下から一気に1千人超まで増えました。高齢者施設や医療機関でのクラスターも相次ぎ、欠勤を余儀なくされる医療スタッフも急増、市内の新型コロナ病床の使用率は75%まで上がりました。1日の感染者数が2千人に迫った8月23日。県内に3カ所ある救命救急センターの一つ、高知赤十字病院が、救急外来の受け入れ停止に追い込まれ、救命病棟で感染者が確認されるなどしたため、救急外来は5日にわたって止まりました。」とありました。

そして、「県対策本部で事務局のチーフだった県職員は『重症化率が下がったことが、行動制限の緩和につながった。医療逼迫への危機感があったが、社会活動とのバランスが難しかった。経験のない感染拡大だった』と振り返る。」と記事は、結ばれていました。

全国的に、今後も新型コロナ感染症は当面は流行を繰り返す、病院や高齢者施設にとって脅

威となることは間違いないであろうし、状況の即時把握も難しくなり、予断を許さない状況が続くだろうと思われる中、県は「感染再拡大の懸念は払拭されていない」と基本的な感染対策の継続を推奨していますが、もし第9波に入った際に、適切に注意喚起ができるような体制等は備えておかなければなりません。

6月28日「県内でもコロナ感染者6週連続増加」

県は、県内44の定点医療機関から19～25日の1週間に報告された新型コロナウイルスの感染者数が224人（前週164人）だったと発表しました。

1定点当たりの平均は5.09人で、前週（同3.73人）の1.36倍と、定点把握が変わった5月17日以降、6週連続で増加しています。

この定点数値を全数に換算すると、新たに1日当たり150～200人が感染しているとし、「第7波、8波の入り口のころと同程度だが、当時より増加のスピードが急激ではなく入院患者数も少ない。医療提供体制への影響は限定的」としています。

27日の私の議会質問は、この発表の前日でしたので、「2月下旬と同程度の一日当たり100～150人程度の新規感染者で、5類移行前の対応目安で言うと下から2番目の『注意』に位置する」と答弁されていました。

その際には、今後夏にかけて一定の感染拡大が想定されていることや、新型コロナウイルス感染症に関する質問や不安のある方は各福祉保健所で相談して頂きたいこと、換気や手洗い消毒などを進めているが答弁されています。

今後、感染状況が大きく拡大することが、見込まれる場合には、国からの情報も踏まえ、より踏み込んだ感染対策を随時県民の皆さんに呼びかけていくことにも言及されていました。

また、今朝の高知新聞では、県感染症対策協議会の吉川会長は「全国的に感染者は増加している。夏のお盆にかけてさらに増えるのでは。重症化リスクの高い高齢者らは、人混みに行く際にマスクをするなど感染防御を」と呼び掛けられていることも、報じられていました。

全国的には、「感染の第9波が始まっている

可能性がある」との認識も示されていることから、必要な場面などでは注意が必要になっているかもしれません。

8月10日「コロナ利権の不正請求の全容を明らかに」

今年2月には、新型コロナウイルスのワクチン接種を巡り、大阪府枚方市など3市からコールセンター業務を受託していた人材派遣会社「パソナ」が、再委託先の企業がオペレーターの人数が足りないのに虚偽報告し、委託料計約10億8000万円分の過大請求を発表したことがありました。

そして、5月には、近畿日本ツーリストは、新型コロナウイルスワクチン接種業務などを受託した事業の過大請求の総額が、書類の不備など疑いのあるものも含めて最大で約16億円となり、請求先は全国86の自治体や企業に上るとの社内点検の結果を公表し、現時点では最大約50自治体、計9億円まで減ったとはいえ、社長が8月31日付の辞任を発表しました。

その際、記者会見で「業績の良くない地区や支店があり、新しい事業で業績を上げようという思いが働いた」と過大請求の動機を語ったと言います。

新型コロナ対策の事業には、当初から「Go Toトラベル」や「持続化給付金」などで、「過大や虚偽請求」という形で、利権をむさぼる企業があり、コロナ検査にも利権の仕組みがあったと言われていました。

そして、今回のワクチン接種コールセンターなど関連受託業務の過大請求などの事案を見るにつけ、莫大な予算をつぎ込んだ新型コロナ対策関連事業での利権を貪った実態の全容が、何らかの形で国民に明らかにされるべきではないでしょうか。

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について(議会質問に反映)

(1) 避難行動要支援者対策・福祉防災について

5月17～19日「みんなで助かるために」

5月17日から19日まで、高知に滞在された(一社)福祉防災コミュニティ協会の福祉防災上級コーチ湯井恵美子先生には、19日丸池町にある「すずめ共同作業所」で「みんなで助かるために!個別避難計画×地区防災計画」をテーマにすずめ親の会福祉防災勉強会を開催して頂きました。

コロナ禍前は、すずめ共同作業所を中心に下知地区に何度かお越しいただき、下知地区減災連絡会での障がい理解を深める防災研修会やすずめ親の会の皆さんとのワークショップでのSOSカードづくりなどのご指導を頂きました。

以降も何度かオンラインで「福祉×防災」について、学ばせて頂く機会はありましたが、今回は久しぶりにリアル湯井節で学ばせて頂きました。

福祉施設が災害に対しても強くなることは、地域にとっても大事なことです。施設は地域の縮図であるかもしれない。だから、「すずめ」さんが継続できなければ地域も継続できないかもしれない。

そのように考えれば、「福祉BCPはどのように地域防災力に寄与できるか」ということを柱に据えた施設と地域と一緒に助かるための取り組みを「すずめ」さんを中心に、地域でも取り組むことが必要であることを改めて考えさせられました。

「みんなで助かる。当事者だけでなく、親、職員、地域も含めて、みんなで助かる。どんなに重い障害があっても、力がある。」改めて「みんなで助かる」ということを確認させられた学びの場でした。

8月8日「熱中症への災害対策を」

梅雨が明けて以来、ほぼ毎日のように熱中症警戒アラートがスマホを通じて発せられています。

まさに、今や災害級の暑さと言われる中で「熱中症」という「災害」対策強化が求められるという状況を迎えています。

昨日の高知新聞に、高知でも四万十町や黒潮町の防災支援で馴染みの京都大学防災研究所矢守克也教授の「言論」への投稿がありました。

その中では、「日本では千人を大きく超える方々が熱中症で亡くなる年が増えている。この数字は、地震、豪雨など自然災害による年間の犠牲者数(このところ100人から200人台の年が多い)を一桁上回る数字である。救急搬送も増加している。近年は全国で年間5万人を超えることが多く、2018年には10万人近くにも上った。」と指摘されています。

そして、「熱中症の直接の原因はともあれ、背後には、地球規模の気温上昇と言う自然現象が控えている。つまり、熱中症は、れっきとした、また重大な自然災害だと言わねばならない。私たちはまずもって、この新たな自然災害を「正しく恐れる」必要がある。」と促されています。

以前は、青・壮年が屋外でのスポーツや仕事で熱中症にかかることが多かったが、近年では、高齢者が屋内で夜間も含めてと言う事例が増えています。

室温の上昇や脱水症状を自覚しにくいと言われる高齢者が、一人暮らしをしている場合エアコンがあったにもかかわらず使用しないまま、また水分を十分にとらないまま熱中症にと言う事態の報道を多く目にしがちです。

私の知人からも「町内のお年寄りの会話は、何から何まで値上げ、値上げ、参りました！年金に限りがあります。例えばエアコンを上手に使えないだろうか。お年寄りには兎に角エアコンを金食い虫と思っている。ニュースでは熱中症？水分不足？亡くなっている方が多い！我が町内もそんな傾向があります。」との声が届きます。

施設などを『クーリングシェルター』つまり熱中症対策用の避難所として開放する動きも広がっていて一定の効果をあげている。」ことを紹介しています。

あの元気な高校球児たちも甲子園の試合途中で「クーリングタイム」をとっています。

高齢者などには、このような取り組みがあってもいいのではないのでしょうか。

「災害級の暑さ」なら、「防災の分野で進められている多様な政策を取り入れることも有効かもしれない」と提言されていますが、いろんな意味でこのことを考えていくことも必要だと痛感させられました。

例えば、高齢者が、ひとりで冷房をかけようかどうしようか悩むより、「クーリングシェルター」でご近所の方との「語らい」の場に「集う」ことも「防災×福祉」の一環ではないかとも思います。

2月13日「弱者に集中する『災害関連死』をなくすために」

高知新聞2月11日付け一面トップの記事は「災害関連死、2割超が障害者 「救えた命」への対策急務」の見出しで、被災後の心身の負担が原因で亡くなる「災害関連死」のうち、発災時に障害者手帳を持っていた人の割合が、2011年の東日本大震災で21%、16年の熊本地震で28%だったことが、自治体への共同通信の調査で分かったと報じられていました。

国の推計によると、障害者は人口の9%ほどとされ、リスクが際立っていますが、関連死は適切な支援があれば防げると言われます。

能登半島地震の際にも、「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」からは、いち早く「災害関連死が懸念されますが、過去の災害関連死の事例でも、避難生活の肉体的・精神的負担を原因とするものが大きな割合を占めており、早期にその負担を軽減する支援が実施されなければ、救えたはずの命が失われかねません。」として、「早急な広域避難措置を講じること」と「災害ケースマネジメントの実施」を盛り込んだ「令和6年能登半島地震に関する緊急提言」が、発せられています。

能登半島地震の8日時点の死者数241人のうち15人が災害関連死と言われる中で、劣悪な環境の避難生活が続くこれからさらに増えることが心配されます。

南海トラフ地震が想定される高知県においても、障がい者や高齢者など災害時要配慮者が避難可能な福祉避難所は、県全体で必要な17,184人分に対し、指定は令和5年9月末時点で10,500人分にとどまっており、特に高知市では、必要な12,544人分に対し、指定は5,265人分にとどまり、7,279人分が不足している状況にあります。

県も、能登半島地震を受け、未指定の施設に対する指定意向調査や理解を深めて頂く周知を

図り令和6年度中に改めて、指定促進に向けた市町村の取組を後押ししていくとしています。

さらに、避難行動要支援者の個別避難計画については、令和元年度末の作成率19%から令和5年9月末時点の65%まで上昇しているものの、引き続き、計画作成を着実に推進するとともに、訓練等による計画の実効性向上を図っていくとしています。

守った命を「つなぐ」ために、要配慮者に集中する「災害関連死」に至らせないために、支援策を強化することが求められています。

2月26日「福祉避難所はいざという時に開設できるよう」

県も、能登半島地震を受け、未指定の施設に対する指定意向調査や理解を深めて頂く周知を図り令和6年度中に改めて、指定促進に向けた市町村の取組を後押ししていくとしています。

福祉避難所として必要な施設確保も当然ですが、能登半島地震では、開設予定の福祉避難所施設の損壊や職員の被災で予定の2割しか開設できておらず、石川県内全体の2次避難者は計7千人超に上ったが、大勢をホテルなどに避難させる調整に時間がかかり、支援が必要な高齢者や障害者の対応は後手に回ったと言います。

輪島市で知的障害者向けのグループホームを運営する社会福祉法人は、入所者と家族、職員の約30人で金沢市などへの避難を県に要望したが、約1カ月にわたって行き先が決まらなかったそうです。

まさに、今求められているのは「量の確保」とともに、いざという時に福祉避難所としての機能を維持し開設できる「質の向上」も求められていると言えます。

高知における、その備えも重要な課題です。

(2) 防災教育について

2月10日「昭和小防災オープンデー『防災』で地域と学校をつなぐ」

「昭和小防災オープンデー」における、午前中の「防災体験ブース」は、はしご車救助訓練で屋上から救出するという訓練を中心に、救助工作車、水難救助車などの展示や「プール放水

体験」「煙体験」「電気自動車給電デモ」「起震車」などが運動場で行われました。

4年生以上の体験、お世話いただくPTA役員の皆さんや地域から参加された方などが見学した約2時間でした。

地域からは、近隣の事業所の社長さんや医療機関の事務局の方も参加されるなど、これまでとは違った参加状況には、能登半島地震の教訓からの動機づけがあるものと思われました。

午後の部は、地域住民も保護者や生徒の皆さんとともに、屋上への避難訓練を行いました。地域から参加してきた皆さんは、そのまま土足で屋上まで登りましたが、初めて屋上までのぼったという方もおられました。

その後、地域の方は避難した後に過ごす北舎の待機室を見学してもらい、避難後のあり方などについても説明させて頂くと、「知らなかった。」との感想なども漏らされていました。

体育館での5年生の防災学習の発表やいろいろなブースでの体験も多様なものがあり、5年生のこの一年間の防災学習の成果を見せて頂きました。

学習テーマを自分事にしながら、発表されていた5年生が今後も継続して、防災を自分事にしながら、成長し続けて、地域の防災訓練などにも参加し、地域防災の担い手になって頂くことを願うばかりです。

(3) 地域防災について

① マンション防災について

7月21日「マンション防災中間組織の支援受けて10年」

2013年3月、マンション防災・減災の当事者である居住者、管理組合等、日々業務として管理組合や居住者と接する管理会社等の関係者と、様々な知識、技術、経験等を持つ人や組織、行政機関等の連携をコーディネートする中間組織が立ち上がりました。

私は、その事務局を担われていた方にマンション防災について講演頂いていた関係から、お声かけ頂き、そのMALCA(マンション生活継続支援協会)結成総会に参加し、改めてマンシ

マンション防災の必要性を学ぶことを継続してきました。

その組織が名称もマンション防災協会と変更して、今年設立10周年を迎えました。

当時のMLCP（マンション生活継続計画）検討会の提言では、マンションの居住者と管理組合等は、災害発生時に自力で状況を判断し、行動できる力を養い、できるだけ共同生活を維持継続することを目標に、それぞれMLCPを作成し、災害対策（防災・減災）に取り組むことを目指し、管理会社、行政、専門家などは、各マンションの居住者と管理組合等によるMLCPの作成・実施などを支援する体制を整え、実行することとしていました。

設立総会に出席した私は、「このことは、災害時にマンションが津波避難ビル、在宅避難場所としていかに機能するかということにもつながるのではないかと思いつつ、高知でも何らかの形で、この考え方を広げていくことも必要ではないかと感じた」ことでした。

以来、MALCAさんのご支援を頂いて、国交省「マンション管理適正化・再生推進事業」で、マンション総合防災計画を策定させて頂いたり、この計画の具体化にもいろいろとご支援いただき、まさに「困ったときのMALCAだのみ」で取り組みを継続してきました。

マンションの災害対策は、様々な分野の方々が関係するだけに、様々な立場の人や組織の力が必要なのですが、実際にはこうした多様な人や組織の連携はあまり進んでいません。

今のマンションの多くで共通しているのは、防災・減災に備える建物の高経年化と入居者の高齢化であり、それを補うマンションコミュニティの希薄さなどと課題は山積していると思います。

私たちのマンションでも、平時のつながりから、災害時にはより強いマンション防災力を発揮できるような取り組みを継続していきたいと思えます。

12月3日「津波注意報解除直後のマンション防災・避難訓練」

午前中に、コロナ禍のため4年ぶりとなったサーパス知寄町I自主防災会の津波避難・安否

確認訓練、消火訓練、防災資器材使用訓練を行いました。

開催直前まで、未明からの津波注意報が出ている中での訓練となりましたが、「津波避難・安否確認訓練」では、10時に、地震発生ベルが鳴った後、自宅内で各自揺れから命を守る行動をとった上で、3分後に避難を開始します。

津波浸水想定階の2、3階の方は、「安否確認シート」を貼り出し、4階以上に避難し、4階以上の方は、「安否確認シート」を貼り出し、各階エレベーターホール周辺に集合し、避難誘導班の安否確認を受けます。

この段階で避難誘導班の方が、担当フロアの各室のドアを叩いて、避難の呼びかけをします。

今日は、この段階で初めて役割について頂いた方も1/3ほどいて、多少の混乱もありましたが、7割近くのお部屋の安否確認ができました。

その後は、7階の一室で出火したことを想定し、同階の皆さんが消火器を持って駆けつける初期消火訓練、同階の方が119番への通報訓練、そして上階で津波避難をされていた皆さんが、中庭に避難して水消火器使用訓練を消防職員の指導のもとで行いました。

その後は、防災資器材使用訓練として、エアマット式担架、折り畳み担架、イーバックチェアを披露した上で、避難行動要配慮者をエアマット式担架で上階へ引き上げる支援訓練や、二種類の発電機を試運転し移動式投光器を点灯させたり、ポリマー式水囊などの使用訓練も行いました。

消防職員の方からは、「言われたことを訓練でやるのではなく、なぜ必要な行動なのかということを考えながらやる必要がある」「火災は、その多くが不注意などからの人為的な原因で起きる。防災意識が高い人は、その不注意をなくすことができる」「災害が起きた時には、すぐには公助で助けられないので、皆さんの共助を訓練で高めておいて、遅くなる救助までの間、頑張っって欲しい」など貴重なコメントを頂きました。

今回も、参加頂いた皆さんには、準備から片付けまで積極的に取り組んで頂きました。

最後に、配布させて頂いた「防災グッズ6点セット」と「SOSカード」のうち、「SOSカード」はさらに避難行動要支援者対策に繋げていくこととしています。

12月16日「マンションの災害時のトイレトラブルと使用」

サーパス知寄町I自主防災会での今回の防災講演会は、「マンションの災害時のトイレ使用」のテーマで、災害時のトイレトラブルにどう備えるかについて学びました。

講師は集合住宅の在宅避難のためのトイレ使用方法検討委員会メンバーで長谷工コーポレーション技術研究所建築設備研究室専門役の木村洋さんをお願いしました。

南海トラフ地震などの大きな揺れや津波などの災害時には、排水設備が破損していないか確認しないで各世帯のトイレを各自の判断で水を流すと、上階の汚水が下階で溢れるなどのトラブルを発生させることがあります。

マンションにおける災害時の「在宅避難」を実現するために、そのための災害時のトイレトラブルの備えを行い周知しておくことが求められるので、そのための学習会として企画しました。

マンションの構造などを知った上で、どのようなトラブルがどこで生じるかなどを知ったうえで、①動機付け②事前作業③震災時の対策フローの作成④バケツ洗浄の実施⑤風水害時の対策フローの順でお話いただきましたが、終わった後には、大変な課題を抱えていることを改めて明らかにして頂きました。

携帯トイレを備えておいても134世帯と外部避難者の便袋をどれだけ保管できるのか、液状化や地盤沈下で排水横主管や下水本管の破損が生じ、汚水槽に土砂詰まりなどが生じかねない中で、津波・長期浸水で点検できない状況も続くとしたらどのような対策があるのか。

しかし、だからこそ災害後のトイレトラブルを生じないよう事前に「集合住宅の災害時のトイレ使用マニュアル」を作成することで、トイレをはじめとしたマンションの構造を知り共助の力で備えることは何なのかを知っておくことの大切さを改めて考えさせられました。

②防災訓練について

8月5日「津波浸水仮想救助訓練で新たな気づきも」

昭和小学校のプールを使用し、下知地区減災連絡会「津波浸水仮想救助訓練」を開催しました。

この訓練も下知地区防災計画2023年度事業計画の一環であり、小学校との連携ということで、子どもたちとも連携した取り組みとする予定でしたが、プール使用期間の関係で、急遽の実施となり、広く参加募集の告知をせずに、役員の皆さんに体験してもらうこととしました。

減災連絡会メンバーは、見学者も含めて9名、高知市地域防災推進課1名、高知東消防局4名の計14名の参加で行われました。

消防職員から、どのようなことに留意した訓練が必要かを「ライフジャケット、『浮くぜよ』ペットボトル体験」「ロープで救助」「津波避難ビル配置の救助ボート体験」「ボード体験」の順に説明、体験をしました。

▼ペットボトルでの救助呼びかけは文章ではなく、単語で指示をする。パニックになればなるほど思考できないので、例えば「ペットボトル」「顎下」とか身振りも一緒に指示をして活用する必要がある。その場合にも、下知地区で準備している2Lのペットボトル3本を束ねた「浮くぜよボトル」（高須の白井さん考案提供）には、より浮力があり、ロープと合わせれば、効果的な救命道具になることも分かりました。

▼ライフジャケットは、津波避難ビルに高知市が配備しているものは、相当有効だが、固定するベルトの長さを調節することに慣れておかないと外れたりすることも体験しました。

▼ロープでの救助は、軽くて水に浮くフローティングロープと重くて沈むナイロンロープがあるが、それぞれに投げにくかったり、投げやすかったりという課題があります。投げやすくなるため、先端に錘となるり結び目を作成する大きめのループで脇の下を通し体を引っ張ってもらう体験をしたり、流れがあるときの注意点などを消防職員に模範を示してもらいました。

▼津波避難ビルに高知市から配備されている救助ボートでの体験では、不安定なボート内では立って行動しない、連絡手段は必須で携帯電話は必ず防水パックに入れて保持すること。水を吸収する衣類では、重たくなって泳げなくなる、救命胴衣ライフジャケットを実際着用してみる。乗り降りには、ボート後方側で行い、側面は落水及び、転覆のリスクが高くなる。流れがある場所での注意点、引っ張っていける深さは腰丈が限界であり、足元を棒で確認して進む、障害物や深みに注意する、ボートの縁のほうに左右均等を意識して乗るなどの注意を受けながら体験しました。

▼下知地区減災連絡会では、津波避難ビルが近くにない町内で保管しているサップボードも使用して、捕まって救助を待つ体験なども行いました。

▼以上の救助用具も体験することで、救助用具としての効果やメリット・デメリットを確かめる機会となり、体験することの訓練の必要性を改めて確認しました。

訓練メニューも、来年本格実施をするための準備訓練との思いでしたが、消防職員の方が指導してくださったので、随分参考になりました。

10月29日「今年の訓練はコロナ前以上の賑わいと学び」

2023年二葉町・若松町・中宝永町下知地区総合防災訓練が160人以上の参加で開催されました。

特に今回は、昭和小学校5年生とその保護者の皆さんが今まで以上に増えたことから、コロナ前よりも多い参加者の皆さんで、避難会場は満杯となりました。

想定以上の参加者の多さの中で、総務班、登録班、衛生班、情報伝達班、食料調達班の皆さんが臨機応変に対応したり、班をまたいで助け合ったり、今まで参加したことのない方々も運営に関わってくださりと避難所運営の主体性が高まったように感じました。

参加者全員でのシェイクアウト訓練の後、避難された皆さんへの防災講話ということで、日ごろから支援いただいているPWJさんから、「災害とは、そして災害時のトイレの課題」につい

て、フタガミさんから「発災時の自助での備え」と「カエルポーズで揺れ体験」、すずめ家族会会長さんからの「避難行動要支援者対策と要配慮者への理解」などについて、お話しいただきました。

それぞれに非常に気づきのあるお話ばかりでした。

そして、昭和小学5年生の防災プロジェクトの発表は、それぞれのクラスの特徴的な発表におとなの皆さんからも「みんなよく勉強してるね」との声もあり、皆さん刺激を受けたようでした。

講話の後は、下知消防分団の皆さんがドローンで避難所の屋上や避難所周辺の様子を撮影し、それを多目的ホールのテレビ画面に映し出して、皆さんに見て頂きました。

多目的ホールと屋上に分かれての段ボールベット組立て訓練を行った後、食料調達班による炊き出しのおにぎりや豚汁の試食をしながら、恒例の防災紙芝居を披露していただきました。

コロナ下では本格的炊き出しはできませんでしたが、今回久々の炊き出しに子どもたちの中には、おかわりをする子どもさんもいらっしゃいました。

それぞれの講話や専門班の取り組みなど、全て詳しくご報告できませんが、皆さんの積極的な参加で成果が多かった訓練になったと思います。

最後にPWJの橋本さんから、訓練講評の中で紹介いただいた西日本豪雨の際の避難行動のスイッチの入り方や避難するときに声をかけあう人付き合いやコミュニティの日ごろからの形成の大切さなどのコメントは、今後の下知地区へのアドバイスと受け止めさせて頂いたところで

(4)過去の震災・被災地に学ぶについて

①過去の震災教訓に学ぶ

5月12日「相次ぐ地震『災害に向き合い、人間に寄り添う』」

連休中の5日に震度6強の地震が石川県能登地方で発生し、その後も震度4の余震など、住

民が不安に襲われ続けています。

石川県では10日、能登半島での震度6強の地震による県内の死者は珠洲市の1人、負傷者は3人増えて36人（重傷2人、軽傷34人）となり、家屋被害は542棟（全壊15棟、半壊13棟など）に達したと発表しています。

家屋被害のうち99.6%の540棟が珠洲市に集中しています。

そして、珠洲市内の建物の応急危険度判定では「危険」が249棟、「要注意」が398棟になっており、罹災証明発行や災害ボランティアセンターの支援が始まっているが、高齢化率の極めて高い珠洲市での支援は急がれます。

しかし、この地域では2年間以上、地震が活発な状態が続いており、「数カ月、場合によっては年単位で現在と同じような、震度6級の地震が起きることを十分、考慮してほしい」との専門家の指摘もあります。

そして、昨日は、午前4時16分に、千葉県南部を震源とする地震があり、同県木更津市で最大震度5強を観測しました。

さらに、午後0時11分ごろには、鹿児島県のトカラ列島近海を震源とする地震で、十島村で震度4を観測し、午後6時52分ごろ、北海道の日高地方東部を震源とする地震で北海道浦河町と幕別町で最大震度4が観測されました。

まさに、連日全国で相次ぐ地震に緊張せざるをえません。

室崎益輝先生の著書「災害に向き合い、人間に寄り添う」のあとがきに、このような文章があります。

「本冊子のタイトルを『災害に向き合い、人間に寄り添う』とさせていただいた。私が大震災で学んだ大切なことが3つある。災害から目をそらさないこと、被災者と心を1つにして戦うこと、社会のひずみを正そうとするこの3つである。その3つの学びがこの冊子の基底にある。自然の大きさを理解し、謙虚になって向き合うことが大切、被災者の苦しみに寄り添い、ともに力を合わせて立ち上がることが大切と言う思いを、このタイトルに込めている。私の座右の銘である。」

私たちも、改めて肝に銘じたい言葉です。

9月1日「関東大震災100年の教訓に学び、生かすために」

9月1日は、東京、神奈川など首都圏を中心に死者・行方不明者は約10万5000人に上り、日本の災害史上最悪の惨事と言われている関東大震災から100年の節目でもありました。

そして、その日は、災害への備えを点検する「防災の日」と定められています。

節目の年に、関東大震災の重い教訓を社会全体で共有するとともに、ひとり一人が我が事とすることが何よりも大事であることを確認したいものです。

死亡の原因の約9割を占めたのは火災であり、木造住宅が密集していた東京の下町が最大の被災地となったことから関東大震災に対する火災の教訓は、今に十分に引き継がれているでしょうか。

国土交通省が8月27日に「地震時等に著しく危険な密集市街地」が12都府県19市区町に1875haあることを公表しました。

大阪市は、国の目標である2030年までに解消するとはいうものの641haが解消していないし、高知市もまだ18ha残っているが、これを目標年度内に解消することは困難と答えるなど、課題の多い自治体は多くあります。

戦後復興期から高度成長期に向かう中で、新たな木造住宅密集地域が郊外で無秩序に拡大していったこともあり、近い将来の発生が懸念される首都直下地震でも、火災や倒壊が予想され、最悪の場合、首都圏で約2万3000人が死亡すると国は試算するなど、火災対策においても教訓が十分に生かし切れていないと思わざるをえません。

また、9月1日という節目の日に、災害時に、高齢者、障がい者、子どもたちなど要配慮者のいのちと尊厳を守るためにということで、「災害福祉フォーラム」が設立されました。

まさに、地域共生社会の中で、日頃の福祉の取り組みを災害時にも繋いでいき、誰一人取り残さない災害時の仕組みにしていくことも急がれています。

そして、高知でも議論されていますが、大災害後に目指す復興のまちづくりについて議論しておく「事前復興」も大変重要となっています。

流言禍のリスクは現在も続いており、さまざまな差別やヘイトがSNSを通じて拡散されるということと向き合いながら、決して忘れてはならない負の歴史にも学び続けなければなりません。

さまざまな過去の惨禍と向き合ってこそ、命を守るための教訓を受け継ぎ、後世に伝えていくことができます。

地震をはじめ自然災害は避けられないにしても、どう被害を軽減させるか、災害は防げなくても災害を少しでも減少させる「減災」の取組に全力を挙げていかなければなりません。

そのためにも、災害時に被害が集中する社会や地域の脆弱性を克服することで、平時の生きやすさ・暮らしやすさにもつながることを我が事として備えていきたいものです。

12月10日「西日本豪雨災害被災地の真備地区に学んで」

二葉町・若松町・中宝永町防災会の共催による「西日本豪雨災害から5年真備地区防災日帰り研修」に、地区内外の23名とともに、参加しました。

コーディネートして頂いたPWJの橋本さん、川辺復興プロジェクトあるくの榎原聡美さん・鈴香さん親子、看護小規模多機能ホームぶどうの家の管理者津田由紀子さんには、大変お世話になりました。

帰りの感想の出し合いの中でも、参加者の多くの皆さんが刺激を受け、どうやって自分の地区でその学びを活かしていけばいいのかそんなことを考えさせられる研修であったことが、明らかになりました。

西日本豪雨災害で大きな被害を受けた中で、真備地区の住民は被災前から言うと1割ほど減っているが、川辺は被災前より住民が増加し、住み続けようと思ってくれる方がいるそうです。

お話を聴いていると「あるく」の活動の柱になっている「帰りたくなる川辺、帰って良かったと思える川辺」を目指して、「安心して暮らせる街川辺」を目指す中で、地域力や防災力を向上させることになっている日頃のまちづくりが、住民にとって「住みやすい街」として受け

入れられているのではないのでしょうか。

そして、そのことは津田さんが仰った、日頃から顔の見える関係を作っていないと避難ができない。例えばタイムラインをつくることは、避難計画ができたということだけでなく、そのことを通じて顔なじみになるということである。

福祉の事業所って利用者・家族とのつながりはあるが、地域とのつながりは弱く、地域の誰に繋がれば良いか分かっていけば、良いのではないかと思う。

そのつながりがあれば、避難を促すときの声かけの仕方も違ってくるのではないか。

何よりも、助けてと言いいい合える関係を作ることが大事で、そんな関係作りが「誰もが住みやすい街になり、そんな街が防災にも強い街である」ということにも共通していると考えさせられました。

まさに、それは「下知地区防災計画」でも目指していることだと思いながら、今後も地道に取り組みを強化していきたいと思ったところです。

②能登半島地震に学ぶ

1月2日「元旦の能登半島を震度7・津波が襲う」

穏やかな元旦に、石川県能登地方で夕方震度7を観測する地震が襲い、石川県、福井県、富山県や新潟県などで大きな被害が出ています。

時間が経つにつれて、死亡者数やけが人など犠牲者の数が増加しつつありますが、石川県によると、県内では2日午前8時半現在、避難所336カ所に、3万251人が身を寄せているそうです。

寒い中での避難生活ですが、災害関連死などにつながらないことを願うばかりです。

石川県など日本海側の広い範囲に津波注意報を出して注意を呼びかけられたが、輪島で1メートル20センチ以上の津波が観測された他、金沢でも90センチなど各地で津波が観測されました。

石川県輪島市では、朝市通り周辺で100軒

以上が燃えたとみられています。

また、原発銀座と言われる能登地方で震度7の地震に見舞われた志賀原子力発電所は、現在運転停止中の志賀原発1号機では、使用済み燃料貯蔵プールの水が漏れて冷却ポンプが一時止まりましたが、再起動したということです。

さらに、1号機では変圧器から油が漏れたほか、2号機では変圧器の消火設備が起動したが、北陸電力は「火災はなかった」と説明しています。

新潟県柏崎刈羽原発では、異常なしとのことですが、今後の原発の状況にも注視していかなければなりません。

内閣府は令和6年能登半島地震で、新潟、富山、石川、福井の4県が計47市町村に災害救助法の適用を決めたことが明らかにされています。

1月5日「能登半島地震に見る耐震改修の高齢世帯での停滞」

能登半島地震では多くの住宅が倒壊していますが、被害が甚大な石川県珠洲市などは県内でも高齢者が多く、費用負担が足かせとなり耐震改修が進んでいなかった実態が背景にあることも今朝の高知新聞などでも報道されています。

耐震化を進める国土交通省は「いつまで住み続けるか分からない住宅に、多額の費用をかけて改修する高齢者は少ない。耐震化が必要な古い住宅ほど対策が手付かずになる悪循環がある」と言っており、解消しなければならぬ課題のようです。

「補助金で一部を賄い、対策を促すしかない」とも言うが、それなりに自己負担も必要な耐震改修が進まない中で、東京大広井悠教授（都市防災）は、高齢者が多く、耐震化が進まない地域は全国にあると指摘した上で、「住宅の一部を簡易的に補強し、逃げ込むスペースを確保するような耐震改修に対し、国や自治体が支援を拡充するべきだ」と提言しています。

私たちも、これまで県に対して、一部屋をシェルターの的に補強しておけば、地震で家が損傷しても、建物の下敷きにならないスペースを確保し、揺れが収まってから屋外へ逃げるための「一室耐震化」への支援を求めてきました。

しかし、県は二段階に分けて耐震改修を行う場合の一段階目に要する費用を補助する「住宅段階的耐震改修支援事業」ということは認めるものの、「一室耐震化」への補助は認めていません。

全国の自治体では、高齢者等を対象に支援しているところもありますが、今回の能登半島地震の教訓からも全国的に推進する必要もあるのではないのでしょうか。

1月8日「災害関連死を招かないために」

今朝の高知新聞4面には「避難所過酷 命の危機」との見出しで、共同通信の配信記事が掲載されています。

記事には、日頃から下知地区がお世話になっている認定NPO法人「ピースウィンズ・ジャパン」国内事業部次長の橋本笙子さんや多くの災害で支援に取り組んできた元日弁連災害復興支援委員会委員長津久井進弁護士などのコメントが載っていました。

発生から1週間となる能登半島地震で、被災者であふれる厳寒の避難所は、食事や物資も不十分で過酷な状況が続き、命が再び脅かされる事態になっているとのこと。

まさに、被災地は家屋倒壊などによる「直接死」に加え、避難先で亡くなる「災害関連死」にも直面しています。

津久井弁護士は、「関連死を防ぐには、インフラなど環境の整った被災地外への避難が不可欠。判断は一刻を争う」、「ぎりぎりまで避難者を我慢させてはいけない。関連死が起きる前に手だてを講じる。それが過去の経験で得た教訓だったはずだ」と訴えられています。

津久井弁護士が共同代表を務められている「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」は、令和6年能登半島地震に関して緊急提言を出されています。

少し長いですが、下記に紹介させていただきます。政府や自治体が判断すれば、もっと迅速な取り組みができるはずです。

せつかく助かった命を、つなげる取り組みが今こそ求められています。

令和6年能登半島地震に関する緊急提言（2）

私たち「一人ひとりが大事にされる災害復興

法をつくる会」は、令和6年能登半島地震に関して、令和6年1月4日、①一刻も早く広域避難の体制を整備して災害関連死を防ぐとともに、②被災県が中心となって災害ケースマネジメントの実施に向けた連携の場を開設すべきことを提言しました。

広域避難は始動しつつあるものの、救えるはずの命を確実に守るためには、要支援度の高い被災者が取り残されることのないよう、積極的に避難誘導し、速やかに旅館等の避難先に送り届けることが必要です。災害対策基本法の広域避難規定、避難指示の趣旨に準じて、的確かつ強力なオペレーションを実施すべきです。

本日で、震災から7日目を迎えますが、被災地の状況の過酷さは改善されていません。避難所の設置期間を「災害発生の日から7日以内」とするのが災害救助法の一般基準です。これ以上、過酷な避難所生活を強いるべきではありません。

私たちは、一人ひとりの被災者の目線に立って、今、直ちに対応できる事柄を10項目の提言に取りまとめました。ぜひ、検討をお願いいたします。

1 災害対応を最優先にして、部署間の横断的な連携を

元旦の被災で帰省者も多かったこともあり、自治体内で万全な体制が取れなかったことは無理ありません。しかし、始業後も災害対応が最優先になっておらず、あるいは、部署間の横の連携がなくオペレーションが不十分な自治体もあります。全庁的な非常時モードで被災者支援に臨むよう是正されるべきです。

2 防犯対策の徹底により被災者に安心感を

被災者が、地域外に避難するのを躊躇する理由のひとつに、被災家屋が空き巣に遭うのではないかという心配があります。こうした不安を払拭するため、被災地で頻発する便乗詐欺と共に、応援警察官によるパトロール等の防犯対策を強化し、それを内外にアピールすることによって被災者に安心感を与えて下さい。

3 物資と応援人員の空輸の積極活用を

物資輸送は陸路が中心ですが、大渋滞により多大な時間がかかっています。また、物資が被災地に届いても、仕分け・配給の人手が足りず

被災者に届いていません。ヘリコプター等の空輸は孤立地に限られていますが、水や食料等の生命に関わる物資や、物資支給に関わる応援人員の運送には、積極的に空輸を活用すべきです。

4 対口支援（たいこうしえん／カウンターパート方式）は官民連携で

特定の被災自治体に特定の自治体が支援する対口支援が行われる見通しです。全国の市民や企業・団体による民間支援やボランティア支援についても、円滑かつ持続可能性が持てるよう、対口支援に合わせたマッチングを進め、被災地における官民連携を強化するのが被災者にとって分かりやすく、合理的です。

5 可能な地域ではボランティア活動の早期推進を

珠洲市や輪島市など石川県の一部地域では、交通寸断によりボランティアの受け入れが困難です。しかし、他県や、石川県内の他地域では民間ボランティアも可能です。これら地域では、速やかにボランティアセンターを開設し、県内外を問わずボランティア活動を早期に進め、被災者のきめ細やかなニーズに応えるべきです。

6 仮設入居は罹災証明書を不要とすべき

仮設住宅の入居にあたり罹災証明書を求めるのが通例ですが、罹災証明書の発行が困難な地域では、広範な被害により地域まるごと生活が困難な状況にあり、余震の危険もあることから、罹災証明を要せず仮設入居を可能とするべきです。

7 罹災証明書の発行は被災者支援の目的に沿って迅速かつ合理的に

被災者生活再建支援法が適用される地域では、一日も早い罹災証明書の発行が必要です。そこで、航空写真等を利用した迅速な住家被害判定手法を最大活用して下さい。民間人も含めた外部の応援職員を大量に派遣し、被災者の申請を待たずに職権発行を行うなど合理的に進めて下さい。被災者支援に資することが主たる目的であることを忘れず、過度な精密性や公平性に決して陥らぬようご注意ください。

8 被災者の名簿づくりに着手する

被災者支援のベースとして、被災者ごとに被害状況などの情報を整理する必要があります。生命・財産を守る緊急の必要があるため個

個人情報保護法上も許容される状況にあります。特に災害ケースマネジメントの実施には、一人ひとりの被災者の個々の情報を、支援を行う官民の共有が必要です。アセスメントシートの調整、情報管理システムの整備と並行して、速やかに名簿づくりに着手すべきです。

9 災害救助法に関する発出通知及び事務連絡の速やかな公表を

避難所、物資提供、仮設住宅、医療提供などは災害救助法に基づいて行われています。その運用について内閣府（防災担当）が通知及び事務連絡を出しています。しかし、その内容は公表されず、混乱を極める被災地の行政機関においてもこれらの内容を把握し切れていないのが実情です。多くの関係者が実情に応じた適切な支援が行えるよう、速やかに通知及び事務連絡を公表して下さい。

10 特定非常災害の指定を速やかに

自治体にとっては激甚法の適用が重要ですが、被災者にとっては、むしろ「特定非常災害」の指定が重要です。法令または先例により、被災者の様々な権利保全のほか、被災建物の公費解体の拡充、仮設住宅の期限延長、法テラスによる無料法律相談、災害ケースマネジメントの実施（被災者見守り・相談支援等事業による全面補助）などの可能性が高まります。政府に速やかな指定を求めます。

以上

2024（令和6）年1月7日

一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会

共同代表 新里宏二、天野和彦、津久井進

1月10日「災害関連死をこれ以上拡大させないために」

石川県は昨日午後3時時点の集計で、能登半島地震で遂に災害関連死が珠洲市内で6人確認されたと発表しました。

今回の地震で、地震被害による直接死ではない災害関連死の発生が明らかになるのは初めてで、死者は202人にのぼり、安否不明102人となっています。

心配されていたことが、顕在化し始めているということです。

いずれもオンライン参加でしたが、8日に全国防災関係人口ミートアップ会議で室崎益輝先生から、9日には東北大学災害研の「令和6年能登半島地震に関する速報会」での報告を聞くにつけ、今回の地震の規模の大きさと被害の全容が明らかになるにつれその甚大さに驚かざるをえませんでした。

そして、前回「災害関連死を招かないために」と題して、津久井進弁護士「関連死を防ぐには、インフラなど環境の整った被災地外への避難が不可欠。判断は一刻を争う」、「ぎりぎりまで避難者を我慢させてはいけない。関連死が起きる前に手だてを講じる。それが過去の経験で得た教訓だったはずだ」との新聞コメントを紹介させていただきました。

その言葉を受け止めた自治体の判断が今こそ求められています。

石川県内では、8市7町の避難所404カ所に2万6158人が身を寄せている中で、避難所における水不足、医療人材不足、衛生面などの心配が高まっているだけに、環境の整った避難所に移動するしかありません。

また、関西大学奥村与志弘教授（総合防災・減災学）は、関連死者数は避難者数の増加に伴い、指数関数的に増える特徴があると言い、東日本大震災の時の被災地のような深刻さが続くと、100人以上の関連死の犠牲が出てしまう可能性もあると指摘しています。

さらに、避難所で生活されている方々に加え、自宅や高齢者施設などにも厳しい生活を強いられており、ライフラインが機能しない中、避難所に行くこともできない高齢者が劣悪な環境に置かれている可能性があり、いわゆる「在宅避難」の方々を把握し、支援することが求められます。

私たちが、東日本大震災で学んだことの中に、水不足で口腔ケアがおろそかになって、誤嚥性肺炎のリスクが増大したことなどにも、向き合う必要があります。

関連死対策では避難所が注目されがちですが、最も多くの関連死が発生しているのは高齢者施設と自宅であり、熊本地震では、関連死の40%が自宅で発生したことからも、しっかりと被災者に目配り、寄り添うマンパワーの確保が

急がれます。

1月15日「過去の震災の教訓が生かされるように軌道修正を」

1月8日、被災地から帰られたばかりの神戸大学名誉教授室崎益輝先生に、毎週月曜日にオンラインで開催されている令和6年最初の全国防災関係人口ミートアップで、「令和6年能登半島地震～被災地のためにできること～」と題して話題提供頂き、200名近い全国の参加者の皆さんで考えさせていただきました。

その時に、お話し頂いた中で、「対応の実態」として、「経験継承のミス、初動対応のミス、連携協働のミスが、被害と再建をより深刻なものにしていること。市民主導の先進的事例もあるが、①ニーズに見合った総力体制が組めていない②阪神淡路以降の教訓が行政対応にもボランティア対応にも生かされていない」ことが指摘されていました。

しかし、そんな中でも「被災者と被災地のニーズをしっかりとつかみ、そのためにできることやしなければならぬことを、みんなで知恵を出し合い、分担してやり切っていくことが必要であり、それが被災地のために今できることではないか」と仰られていたが、朝日新聞デジタル記事で、改めて繰り返されていました。

取材に答えた室崎先生は、石川県の災害危機管理アドバイザーを務められた自らの責任に自戒もこめて、長年防災と復興支援に関わってきた一人として、誰かが言わなければ、言葉にしなければとの思いで、被災状況の把握が直後にできなかったために、国や県のトップがこの震災を過小評価したことによるマンパワー不足と専門的なノウハウの欠如で、後手後手の対応は「人災の要素すら感じる初動対応の遅れ」だと指摘されています。

初動の際、「一部のボランティアしか入らなかったために、水や食事が手に入らず、暖もとれず、命のぎりぎりのところに被災者が直面した」が、「行くのをためらった状態を作ったことは大きな間違い」ではなかったかと述べられています。

「マンパワー不足と専門的なノウハウの欠如で、後手後手の対応が続いているが、政府は『お

金は出す』というリップサービスでなく、関連死を防ぐなどの緊急ニーズに応えられる具体的な対策を提供すべきで、『必要な人材を出す』というサービスに徹するべき」と、今からでも急ぐべきことに言及されています。

「過去の震災では、災害支援や復興計画の専門家が首長につきっきりで的確な助言をしてきたけれど、その態勢もできていない」「被災者の命や生活を守れるかが、かかっている今こそ、教訓がいかにされるよう、軌道修正をしなければ」なりません。

ご自身が「悔恨の念にかられ」ながらも、「人と人が被災者を中心に支え合い、ともに考え、司令塔は、より重い責任を再確認し、基本に立ち返り、柔軟に迅速に的確に動く。私たちが過去の被災地の経験から学び、めざしてきたことを、もう一度確かめ合う必要がある」と結ばれることに学びたいと思います。

1月29日「能登半島地震での死亡原因の9割が家屋倒壊」

能登半島地震で石川県が27日までに氏名を公表した死者129人のうち、9割近くの111人が家屋倒壊で死亡したことが報じられています。

被害の大きい地域は、高齢化率が高くて古い木造家屋が多く、経済的な事情も含めて耐震工事が進まなかった背景があるようで、そのことは1月5日のこの欄でもご報告した通りですが、石川県内の住宅被害は一部破損から全壊まで4万3千棟超に上っています。

地震では計236人の死亡が確認されているが、遺族の了解を得た死者の氏名や原因などが公表された129人の中では、家屋倒壊に次いで8人が土砂災害、火災と津波がそれぞれ2人ずつ、別の2人は災害関連死、4人は原因不明とのことです。

年齢別では、60代以上が101人と全体の8割近くで、自宅の所在地は珠洲市や輪島市が大部分を占めています。

2022年時点の65歳以上の高齢化率は輪島市が47.9%、珠洲市が52.8%で、金沢市の27.5%の2倍近く、珠洲市の住宅耐震化率は2018年度末時点で51%に留まってお

り、輪島市でも耐震化率は、2019年末時点で45.2%に留まっています。

高知県でも、2021年で79.4%で、高知市では2020年で75.1%となっていますが、高齢化の高い地域だとどうなのか、そこまで絞って耐震補強工事を加速化するなどの取り組みが大切になっているように思えます。

特に、津波浸水エリアでは、倒壊した家屋から救助できないままに、津波から避難せざるをえない事態に陥ることも想定されますので、特にこのエリアでの耐震化を加速することが急がれるのではないのでしょうか。

改めて、「耐震改修」と「高齢者世帯の防災」を丁寧に取り組むことが、「津波からの避難」にも繋がることを踏まえた取り組みが必要になっています。

1月30日「能登半島地震の今とこれからの課題を南海トラフ地震の備えに活かして」

昨夜の毎週月曜20時からの第153回全国防災関係人口ミートアップは「令和6年能登半島地震vol.2～被災地の今とこれからの考える～」として、兵庫県立大学の青田良介先生に話題提供いただき、過疎高齢社会の災害対応と生活・生業再建、地域再生など、今とこれからの課題を踏まえて、今後を考える視点を提起頂きました。

能登半島地震から一か月この間ずっと、改めて能登半島地震から南海トラフ地震への備えをどのように強化するかということでしたが、昨夜提供いただいた課題は、その視点を整理する意味で参考になりました。

しかし、南海トラフ地震の想定被害は、能登半島地震で起きた被害に加え、長期浸水や津波火災もあり、さらなる「備え」とその被害からの「復旧・復興」への立ち上がり早くするためには、何としても事前に仮設住宅の確保や広域避難場所など、これまで指摘してきた課題の具体化を図っておかなければならないということを感じさせられました。

「能登半島地震の今とこれから」について、次のような課題を踏まえて過去の災害教訓を生かして備えておきたいものです。

1 インフラ(道路・上下水道)による地域の寸

断、アクセスの悪さ

→「陸」がダメなら、「空」「海」で補完できないか(人・車・水・物資を運ぶ)

2 災害対応に遅れが見られないか?

→ソフト支援に長けたNPOや専門家等を活用

→平常の行政サービスを他自治体(県内市町村)に任せられないか。

3 大雪が復旧を妨げる

→中越地震や東日本大震災(雪国の被災地)ではどう対処したか>

4 災害関連死が増えそうである

→基本、被災市町村内での避難、再建を目指す。

→二次避難、広域避難、県外仮設・公営住宅等もやむを得ない(移動したで、完了ではない)

→避難するしないに関係なく、寄り添い支援する(→災害ケースマネジメント)

→ソフト支援に長けた専門家、NPO等を活用。

5 これからどうなるのかトンネルの先が見えない

→何もわからないのが問題(=0点)、満点でなくても数十点がわかる状態に(=希望を見いだす)

→過去の災害事例を参考に、大まかで良いので、道筋を示す(例:3年後、5年後、10年後)。できないことや軌道修正も含め想いを共有する。

6 住まいはどうなるか?

→空き家や住宅の庭に仮設住宅を作る

→関係人口増加にもつながる公営住宅を検討する。

7 生業はどうなるのか

→地域のアイデンティ、再生につながると認識

→公的支援に加え、激励も兼ねた市民・民間支援が不可欠(クラウドファンディング、同業者支援、経営支援、購買活動)

→小規模の新規ビジネスを育てる(成長の目を摘まない)

→介護施設、教育ビジネスも。

2月3日「知事自ら能登半島地震を我が事に」

今朝の朝日新聞1～3面にかけて、(検証能登半島地震)と題して、石川県を除く全国4都道府県知事に対して、「能登半島地震と同規模の地震が起こった場合、同様の問題が起こる

と思うか」問うたアンケートの結果に対する記事が特集されています。

中でも、7割超の知事が、幹線道路の寸断などで物資輸送や救助活動が妨げられた今回の地震と同様の事態が起これると回答したことや、近隣住民で助け合う「共助」の仕組みが困難になっているとの認識は約9割に上ったことが取り上げられています。

能登半島地震での被害のありようは石川県にとどまらず、46都道府県知事が「ひとつではない」との思いを強くされているようです。

ハードの脆弱性、減り続ける人手、細る地域のつながりなど、全国に共通する「過疎問題」を前に、どのように備えればいいのか問われていることがアンケート結果に表れています。特に、今回の地震では、主に高齢化率50%前後の自治体で被害が拡大しており、高齢化や人口減少で地域コミュニティの担い手が少なくなる中、住民らによる共助の仕組みが困難になっていることに対して「そう思う」と答えたのは18人で、「ややそう思う」は23人とほぼ9割の知事が共助の仕組みが「困難」になっているとの認識を示しています。

事前に、それらの備えを強化することで、過疎地だけでなく都市部も含めた支えあいのしくみができることで、平時にも生活しやすくなるし、被災時に地域の共助力が少しでも高められるのではないかと思います。

これらの課題に、本県ではどのように取り組もうとしているのか、デジタル版には詳細掲載されているので、紹介しておきたいと思います。

そこには、疑問を感じる回答もあるが、明日はわが身との思いで、公助・共助・自助を高めていく本気度を県民挙げて取り組んでいくことが、被災地から学ぶことにもなると思います。

【高知県】知事アンケート回答全文

【質問1】1月1日に発生した能登半島地震では、被災者の生存率が落ち込むとされる発災後72時間までに、能登半島の幹線道路の寸断などによって物資輸送や安否確認、救助作業が妨げられる問題が生じました。今回と同規模の地震が貴都道府県内で起こった場合、貴都道府県で同様の問題が起こると思いますか

【回答】そう思う

【質問2】そう回答した理由を教えてください（自由記述）

【回答】急峻な地形や海岸沿いの幹線道路が多いことに加え、未改良区間が多く残っていること、また、高速道路も未整備区間が残っているため。

【質問3】今回の地震では主に高齢化率50%前後の自治体で被害が拡大しました。高齢化や人口減少で自治会や町内会などコミュニティーの担い手が少なくなるなか、災害時の住民による共助の仕組みが困難になっていると思いますか

【回答】そう思う

【質問4】そう回答した理由を教えてください。「そう思う」「ややそう思う」と答えられた場合は、今後どのような対応が必要と考えているかも教えてください（自由記述）

【回答】被害が拡大したことと、高齢化や人口減少などの因果関係は明確になっていないものの、被害を減らすには、地域での共助が重要だと考えています。そのため、本県では、共助の取組の一環として、要配慮者の方々が確実に避難できるよう、市町村と連携して個別避難計画の作成を推進しています。

また、共助の要となる自主防災組織について、高齢化やリーダーの担い手不足により、活動が停滞している中山間地域があります。

このため、現在、本県独自に策定を進めている「中山間再興ビジョン」により、中山間地域に若い力を入れていくことが、地域の支え合いの力を強化することになり、結果的に防災面でも大きな役割を果たすと考えています。

【質問5】今回の地震では、1981年以降に適用された国の新耐震基準を満たさない古い木造建築が多かったことも被害が拡大した要因との指摘もあります。貴都道府県における新耐震基準での住宅の耐震化率について、①いつまでに何%にすることを目標としているか、②最新の耐震化率はいつ時点で何%か、を教えてください。その上で③都市部と過疎地で耐震化率が大きく異なるなど、自治体間で差がある場合はその理由とあわせて教えてください（自由記述）

【回答】

①令和12年度末までにおおむね完了を目標と

しています。

②令和4年度末（2023年3月末）88%

③各市町村の耐震化率の推計はしていないが、平成30年の住宅土地統計調査によると、都市部と比べ中山間地域の方が昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準の古い住宅が多い傾向があります。このことを踏まえると、中山間地域における耐震化率は低いと思われます。理由としては中山間地域の住宅所有者に高齢者が多いことが理由と考えられます。

【質問6】 今回の地震が貴都道府県内で起こった場合、被災地における円滑な避難所の運営に向けて、食料などの備蓄や簡易トイレ、水道、感染症やプライバシー対策などの備えは十分できていると思いますか

【回答】 あまりそう思わない

【質問7】 そう回答した理由を教えてください（自由記述）

【回答】

〈目標〉 ※令和9年度までに完了

食料などについては、国からのプッシュ型支援が4日目以降になることを踏まえ、県と市町村では、令和9年度までを目標に3日分の備蓄に取り組んでいます。

【1日目分】

・市町村が備蓄（避難所避難者数約26万人×1.2倍×1日）

・県は不測の事態に備えて備蓄（避難所避難者数×1日×20%）

【2～3日目分】

・流通備蓄（小売業者・卸売業者との協定締結による）により確保

〈現状〉

【1日目分】

・市町村備蓄

飲料水:64%（603,346/939,930リットル）

食料:149%（1,396,067/934,455食）

簡易・携帯トイレ:177%（2,714,657/1,529,580個）

※その他、ミルク、毛布、生理用品、おむつ、トイレトーパーを備蓄

・県備蓄

飲料水:100%

食料:100%

【2～3日目分】

・計画上は流通備蓄で対応する方針だが、必要量を担保できていないことが課題

○その他、感染症やプライバシー対策については、新型コロナ感染症対策として、避難所運営マニュアルに反映させるとともに、簡易ベッドやパーティションなど、必要な資機材の整備が完了しています。

【質問8】 同規模の地震が貴都道府県内の過疎地域で起こった場合に備え、特に優先度の高い課題はどれになりますか（回答三つまで）

【回答】 ①水・食料・トイレなど物資の確保②道路や港など交通経路の確保③電気・ガソリンなどエネルギー供給

【質問9】 上記の三つの選択肢を選んだ理由を教えてください（自由記述）

【回答】 物資や交通経路の確保については、過疎地域は急峻な地形が多いことに加え、道路の未改良区間が多く残っており、道路が寸断すると、救助・救出活動や物資輸送等が速やかに実施できないため。

また、エネルギー供給については、救出・救助活動（車両）や道路啓開（重機）、通信（非常用電源）、医療救護（非常用電源）、寒さ対策（ストーブ）等に燃料が必要なため。

「想定外」の災害と地域防災対策

【質問10】 今回の地震では、交通や通信が断絶した上、年末年始で県外から多くの帰省客や観光客が訪れていたこともあり、石川県地域防災計画の想定以上の被害につながったとみられています。最大震度や具体的な被害想定が十分でなかったとの指摘もあります。こうした「想定外」の災害に対し、都道府県や市町村の地域防災計画などを中心とした防災対策の限界を感じますか

【回答】 あまりそう感じない

【質問11】 そう回答した理由を教えてください。「そう感じる」「ややそう感じる」と答えられた場合は、今後どのような対応が必要と考えているかも教えてください（自由記述）

【回答】 本県では、国の被害想定を基に、高知県版の南海トラフ地震による被害想定を策定しています。この被害想定を前提として、人的被

害を限りなくゼロに近づける取組の推進や、被害を最小化し早期復興を図るため、地域防災計画の下に「南海トラフ地震対策行動計画」を策定しています。

これまで東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、計画の見直しを行ってきましたが、まだ対策は十分には完了していない状況です。今回の能登半島地震においても、今後、明らかになる課題を踏まえ、取組を見直し、対策の強化及び加速化が必要だと考えます。

【質問12】記の質問に関連し、貴都道府県における現在の地震被害想定はいつ策定されましたか。教えてください（自由記述）

【回答】平成25年5月

【質問13】今後の防災・減災に向けて、政府の防災計画や財政も含めた公的支援について課題があると思いますか

【回答】そう思う

【質問14】そう回答した理由と、具体的な課題について教えてください（自由記述）

【回答】今回の能登半島地震を踏まえ、孤立対策として、中山間地域における道路などのインフラ整備について加速化が必要となります。

そのため、国における国土強靱化に必要な予算の拡充や予算・財源を通常予算とは別枠で確保するなどの財政支援が必要です。

なお、見直しが進められている「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、国の被害想定等の見直しが本年度中に行われるが、それに合わせて都道府県が実施する被害想定の見直しに対しても国の財政支援が必要です。

(5) 事前復興について

1 1月25日「石巻市雄勝に学んで震災復興に失敗しないよう」

下知地区減災連絡会では、阿部晃成宮城大学特任教授(雄勝町の雄勝地区を考える会)に石巻からお越しいただき、「防災と減災のその先の『復興』に失敗しないためにできること」と題した講演に15人の参加者で、事前復興学習会を開催しました。

まず、「雄勝町の被災と復興」について①被

害：東日本大震災による被害②復興：災害危険区域＋高台移転＋L1防潮堤③結果：10年間の復興事業の結果についてお話をしました。

雄勝町では8割が全壊・流出という壊滅的な住宅被害数のわりには、犠牲者数が少なくハードの防災は破壊されたが、ソフトの減災で多くが助かっています。

しかし、復興事業は、津波の上がった低平地に戻って住むことを禁じる災害危険区域の指定という「建築制限」、津波の到達しなかった高台や内陸に移転団地を造成する「高台移転・内陸移転」、人が住めない低平地や道路を守る「L1防潮堤の建設」という三点セットで、結果として長期に及ぶ復興事業で人口再流入よりも流出が多く、すでに巨大インフラの維持・修繕に取り掛からざるを得なくなり「復興は失敗した」と言われています。

その「復興が失敗した理由」としては、震災を機に都市再整備を行い、既定路線で進めた復興は、被災者の生活よりも災害からの安全対策や土地利用が最優先されるという「被災者ではなく土地を優先した」結果であり、「被災者の復興よりも『復興事業』を進めることを急いだ」のであるが、結果として「高台移転」という7年もかかる一番遅い選択肢を選び、賛成しながら元へ戻らなかった人も沢山いるそうです。

復興事業(方法)による被災者の分断と排除が行われ、未だに「残った1000人で頑張りましょう」と言いながら外部移住者を募り、戻らなかった3000人の旧町民が切り捨てられるという「失敗の構造が継続」しています。

それでは、これから被災地になる高知や下知が復興に失敗しないためにできることとして阿部さんの試案を最後に聞かせて頂きました。

失敗しないための復興像は、「行政は被災者の生活再建を支援し、被災者は生活再建をする、そして被災前より被災者が幸せになる」こととして、行政は「被災者を見捨てない」ということが絶対であり、私たちは被災者になる前の今から、「名簿や連絡先の確保、地区内から情報発信する体制、地区外から情報発信する体制、災害後に必要なノウハウ体験」を行うことは、被災後に復興に向けて被災者自身が取り組むための訓練と言えます。

被災後、どこに避難し、避難生活を送るのか、時系列と場所を書き出し、それを周囲の方々と共有し、地区外に出たとしても連絡がつくように「つながる」仕組みを築いておき、帰ってきたくなるような「将来性を感じることでできる地域づくり、震災前には『下知がいいね』震災後に『やっぱり下知』と思える」地域づくりを平時にしておくことが大事だと言われましたが、まさにその通りです。

じゃあ、それを誰がやるのか、「やりたい人、やれる人を見つけて一緒に頑張る」、そのために「フィールドを用意して、応援・下支えしてくれる人がいれば、やりたい人は間違いなくいる」との言葉に、可能性を見い出すアイデアを地域で捻りたいものです。

下知が選択肢として選んでもらえるように。

被災して、雄勝湾内を漂流し、命からがら生還し、復興過程で気持ちが折れるほどのぶつかりも感じながら、雄勝をはじめ被災地の復興について考え行動して来られた阿部さんの話しには多くの学びがありました。

講演が終わってから、阿部さんが言い抜かっていたことがあったと残念がっていましたが、「下知が今取り組んでいる様々なことで、必ずや助かる命を増やしている」と仰って下さいました。

1月20日「中小事業者も、災害前に備えることを学んで取り組んで」

下知地区減災連絡会で開催した「東日本大震災に学ぶ～中小企業の防災と復興～」の防災講演会について、報告させていただきます。

「東日本大震災に学ぶ～中小企業の防災と復興～」のDVDを上映した後、DVDを製作されたソラワン・映像プロデューサーの田中敦子さんのお話で補強いただくとともに、意見交換がなされました。

2019年にもDVD「被災地の水産加工業あの日から5年」を上映し、お話し頂いたことがきっかけとなり、下知地区の個人事業者などが集まり、グループ補助金などについて学んだり、事前の取り組みとして下知地区減災連絡会に事業所部会を発足させ、中小企業の防災・事前復興の取り組みを強化しようとしてきまし

た。

今回の『被災した経営者から学ぶ①』映像の主旨は、「東日本大震災で被災した水産加工業の10年間の復興記録映像の中から、他業種の中小企業と共通する「防災」箇所を取り上げ、事例となる画像から、復興過程で何が起きたのかを知ることで災害時の対応を学ぶことが出来る。」もので、ポイントをまとめたハウツーものとなっています。

また、もう一枚のDVD『被災した経営者から学ぶ②』には、「被災した株式会社「かわむら」の経営者川村賢壽氏へのインタビューから、被災した経営者はどのような心構えで復興に立ち向かったのか、時代の流れを読み現状を打破しようとする姿勢は、他業種の中小企業経営者に共通」するものとして学んで頂こうというものでした。

特に、株式会社「かわむら」の経営者川村賢壽氏の「死に方は選べないが、生き方は選べる」という言葉が参加者には刺さったようでしたが、私は、「生き方の中で、平時の経営と被災時に復興していく備えの決意」を選ぶことこそが、死に方にもつながるのではないかと思ったりもしました。

ここでは、田中さん自身がまとめて頂いたDVD『被災した経営者から学ぶ①』の内容のポイントを紹介させていただきますが、最後には「皆様の会社が災害に遭遇した時に役立つと思える事をご紹介します。実際に取り組める防災事例を知り、今から準備を始めて下さい。」と訴えられています。

これらの事例が水産加工業だけでなく、他業種の中小事業所の備えにも共通していることや今回の能登半島地震で壊滅的被害を受けた水産業の被害の視点としても参考にすることを学んで頂けたらと思います。

▼全員で避難訓練を実行しておく。

▼被災後多くの経営者がとった方法

▼データの管理

▼補助金申請が受理されないと金融機関は融資をしない。

▼グループや組合を作る。

気仙沼鹿折加工組合の設立事例を紹介。組合を作ることで同じスタートラインに立てる。行

政との折衝がしやすくなる。その他。

▼補助金申請はいつ受理されたのか？ 第3次の補助金申請でやっと受理。

企業負担は金融機関から借り入れ。水産加工業は機械が特注のため補助金も借入金も億単位の高額。

▼驚異的な値上がり

▼顧客離れを防ぐには業務提携

再建には時間が掛かるため様々な業種で顧客離れを防ぐ必要が生じる。共に被災しない地域にあり技術的に信頼が出来る企業を平時に探し、どちらが被災しても業務提携が可能な企業同士の契約を結んでおく。

▼原料の入手先を複数準備。

原料の入手先が共に被災しないエリアにあり、出来れば少量でよいので平時に取引をするなどパイプを作っておくことが大切。

▼工場再建のための建設業者の選択

災害想定地の経営者の方は、建設会社をどこにするかを調べて決めておく。

▼復興には情報入手が不可欠

▼急激な社会の変化

社会風習の変化 ネットによる販売など生活が激変を続けるなか、常に現状と未来を見つめ、自社の方向性を決断。

▼働き手の不足

今や日本中の問題である労働力不足、次世代の育成、海外からの労働力導入については企業グループや組合で独自の取り組みも必要。

▼温暖化など気候変動による影響

この魚がなければダメというのではなく、機械を改良して獲れる魚で新商品を生産するしかない。

▼水産加工業はいま大きな窮地に立たされている。

他業種でも自然環境の変化に大きな影響を受ける場合がある。それをどのように克服すればよいのか、経営者の体力、気力、知力すべてを注いで生き残る方策を見出す。

▼コロナ禍

売り上げは85%減。借金は増えている。戦略を変えないと生き残れない。

▼災害保険

災害保険に入っていたことで、落ち着いて復

興に取り組むことが出来た企業があった。いつ来るか分からない自然災害に保険をかけ続けるのは負担だが、何とか備えたい事例です。

1月22日「『ふっこう』の現場に学ぶ」

オンラインで開催されている「全国防災関係人口ミートアップ」で、「阪神淡路大震災29年～実践者が気づいたこと」について、神戸まちづくり研究所の野崎隆一先生からお話をいただきました。

野崎先生は2018年に、下知地区減災連絡会で講演をいただき、その際には「復興まちづくりと日常の地域コミュニティの大切さ～阪神淡路と東日本の経験から～」と題してお話いただき、その2年後には、私のマンション防災会で「マンション再建における合意形成」について、お話をいただきました。

そして、今回の話を通じて、野崎先生が強調されていた「出発点は『ぼうさい』ではなく『ふっこう』である」という事を改めて考えさせられました。

「災害によって、社会の矛盾や課題をあぶり出し、浮き彫りにして、露呈される現場には、そのすべての課題がある」から、そこに学ぶことが一番大事であり、その課題に備えていくことを通じて、「ぼうさい」に「も」つながるのではないかと思ったところです。

また、「合意形成」の課題も話題になりましたが、マンション防災会でご講演頂いた時に、合意形成の困難さがある中で、復興からの教訓を生かし、合意形成のためには、「正しさは多様」「マナー・ルール・コストが必要」「二者択一にしない全員が目指せるゴール」が必要であるとお話などを思い出しました。

その場にあるもので作る、対応する方法である「ブリコラージュ」ということの必要性もこれからは大切であり、また、「待つこと」の大切さ、「待つ勇気」を持つことの大切さ、さらには、アリストテレスの対話術で、必要とされる「ロゴス（理屈）」「パトス（情熱）」「エトス（人格）」を兼備した人材育成の有意性などについても考えさせられました。

これから守った命を繋ぎながら、能登で復興に向けて歩いていく被災者の皆さんにとって

も、阪神淡路大震災復興からの29年の市民主体の「ふっこう」の実践の中での「現場」の教訓が生かされることになればと思いながら、聴かせて頂きました。

(6) 災害関連死・災害ケースマネジメントについて

6月30日「被災者に寄り添うための訪問強化」

今朝の朝日新聞社説に「被災者の支援『訪問型』強化のために」と題して、これまで交流させて頂いている「ぶどうの家」の津田由紀子さんのことが取り上げられていました。

津田さんは、西日本豪雨災害で大きな被害が生じた岡山県倉敷市真備町で2階建てアパートを借り受け、「避難機能付き住宅」に改修され、2階の一室を避難場所とし、1階の入居者や近隣の住民が緊急時に身を寄せられるよう、戸外に2階へのスロープを新設されています。

そして、この部屋は普段から開放し、お茶会や体操の場にしていて、日頃から顔の見える関係を築かれています。

この社説では、被災者への支援を確実に届けるには、要請を待つだけでなく、個々の状況を的確に把握する必要から「訪問型」と言われる取り組みが求められていること、官民が連携し、被災者の個々の事情に即して生活再建を支える「災害ケースマネジメント」についても言及されています。

私も27日の議会質問で、3年前から取り上げている災害ケースマネジメントを取り上げました。

県も、来年の「地域防災計画」改定の際には、盛り込みたい。また、今年度改定予定の高知県地域福祉支援計画において、平時における「高知型地域共生社会」の実現に向けた取り組みと、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制が一体的に推進されるよう検討していく。そして、災害ケースマネジメント高知県版手引きバージョン1を作成していくとのことでした。

より実効性のある「災害ケースマネジメント」の仕組みが構築されることを注視していきたいと思えます。

(7) その他

8月4日「災害時自立生活圏と防災"も"まちづくり」

7月31日、第124回「全国防災関係人口ミートアップ」で、ゲストスピーカーの加藤孝明先生(東京大学生産技術研究所教授 同社会科学研究所特任教授)のお話を久々に聞かせて頂き、全国の防災関係の皆さんが深める議論に学ばせて頂きました。

テーマは「防災"も"まちづくり～総合的なまちづくりの視点で防災を考える～」でした。

「防災"も"」の反対語は「防災"だけ"」で、「防災"だけ"で都市づくり・まちづくりが進んだ例はない」と語られ、「他の地域課題とあわせて総合的に考える」「災害への備えを日常に織り込む」「街の魅力を高めることで災害への備えを加速する」ことなど、いかに日常の中に織り込めるかが重要であり、長期的な視点でのまちづくりの大切さが強調されました。

加藤先生からは、これまでも地区防災計画学会の中で、多く学ばせて頂いてきたが、この点については下知地区の「災害に"も"つよいまち下知」と共通することを感じさせられました。

反対語の「災害に"だけ"つよいまち」はないとの思いで、下知地区では、日頃のまちづくり、コミュニティづくりがされる平時にも災害だけでない、いろんな地域課題に取り組めるまちづくりをしておいてこそ、災害時に"も"地域のつながりで強みを発揮できる街になればとの思いで、地区防災計画を具体化し続けています。

また、「災害時自立生活圏」という新たな概念の提起も考えさせられることの多い課題でした。

それは、「圏域外のリソースに頼らなくても災害を乗り越えられることを目指そうとする圏域」で、「省・需要(需要のダイエット・我慢のシェア)」「持ち寄りの共助」「安全のお裾分け」ができる地域社会を目指すことは、これからの防災を考えていくうえで、重要なことだとは思いますが、具体的に地域住民に理解と納得をしてもらうことの難しさを感じざるをえません。

このことを日常の実践の中で、少しずつ地域と住民の皆さんで共有していきたいと思いません。

10月17日『津波火災』の備えはまだまだ、しかし、前進も」

今朝の高知新聞「地震新聞」では、津波火災に対する備えの現状について、取り上げられていました。

津波火災では、浦戸湾に面した石油施設に対するリスクは高く、県は18年に作成した最大3万5千キロリットルが貯蔵される高知市のタナスカ、中の島の2地区を流出源とする拡散シミュレーションをもとに、流出を食い止めるため、県は2地区で国が強化している堤防の一部をさらに独自に10センチかさ上げして、最大クラス(L2)の津波でも流入が防げる計画で、20年度から基礎の補強などに取り組んでいます。

予防策と並行し、火災が起きた場合の対応として、高知市消防局は県想定後に年10回以上の会合を重ね、20年に津波火災対策の基本計画を策定し、今年10月に具体的な消火戦術をまとめたとのことが報告されていました。

私が、県議会で津波火災対策をはじめて取り上げたのは、東日本大震災の翌年の2012年9月定例会でした。

以来、高知県石油基地等地震・津波対策検討会での検討を経て、瓦れき等拡散シミュレーション結果を踏まえた、より早期に対応が必要な対策案として、石油タンクの緊急遮断弁の設置等による石油基地等の耐災化、漂流物から施設を守るための防護柵の設置、火災や避難、救助・救出対策などについて、国や高知市、事業者と連携し進められてくる中で、4回にわたって取り組みとその進捗状況について追及してきました。

直近の2020年2月定例会では、これまでも求めてきた津波火災の抑制と消火方法の早急な確立について、消防庁勤務経験のある就任後の濱田知事に質問したことでした。

知事は、「消防庁や専門家におきまして津波火災に関しましてはさまざまな調査研究が行われているが、津波避難ビル周辺での津波火災の

抑制及び消火のために本県において参考とできるような事例は見当たらないというのが現状である。引き続き消防庁の研究などについて情報収集を続けるとともに、より効果的な抑制方法、消火方法について、この際研究開発に着手して頂くよう消防庁にはお願いをしていきたい。」と答弁されました。

しかし、その成果も十分にはみられず、津波火災に特化した計画は全国でも例がない中で、高知市消防局は、手探りで計画をつくり、完璧ではないし、湾内を大量の油が行き来したら歯が立たないかもしれないが、訓練を行いながら、計画をブラッシュアップしていくとして、20年に津波火災対策の基本計画を策定し、今年10月に具体的な消火戦術をまとめられたのです。

まさに、記事の見出しにあるように「備えはまだまだ」だが、前進している面もあり、その加速化がこれから求められます。

1月26日「起きて欲しくないという思いの『想定外』と向き合う」

昨日25日時点で、能登半島地震による死者数は236人にのぼり、うち災害関連死が15人となったことが公表されました。

また、住宅や道路、港湾施設など固定資産の損壊による被害額が、石川、富山、新潟の3県で計1・1兆～2・6兆円にのぼるとの推計も発表されています。

ただし、今回の試算は、東日本大震災や熊本地震など過去の事例を参考に、市町村ごとの震度に基づいて機械的に算出したものだそうです。

しかし、このような発災後の数字を見るにつけ、事前の備えで、これらの被害を縮減させることができたのではと思わざるをえません。

昨日、手元に届いた「地区防災計画学会誌」第28号の巻頭言にある室崎益輝(地区防災計画学会名誉会長)先生の「能登半島地震と地区防災計画」には、「不測の事態に備えるコミュニティ」の見出しで、次のような指摘があります。

「前例のない不測の事態が起きるということ、今回の地震とその被災は改めて教えてくれ

た。元旦に震災が起きることや、観光地で震災が起きることを前提とした災害対応計画が必要だと、私は主張してきていたが、それが現実のものとなった。「不測ゆえに、無防備になる過ち」を、何倍にも拡大した形で繰り返してしまった。とって、予測できなかったことではない。想像力をたくましくすれば、お正月に大地震が起きることも、過疎地で震度7が起きることも、諸事情で外部支援が全く受けられないことも、火災で密集地が丸焼けになることも、予想できた。起きて欲しくないという思いが、最悪の事態を想定させなかったのだ。そのことが、事前の防備を疎かにさせ、深刻な被害を招いたと言ってよい。ということで、事前防備や事前復興の必要性、さらにはコミュニティ減災や地区防災計画の必要性を、今回の地震で再確認しなければならない。」

そして、今回の能登半島地震の被害の中から想定されて、今後、地区防災計画で取り上げられる課題として、「孤立化に備える地区防災計画」「市街地大火を防ぐ地区防災計画」の見出しで、喚起されています。

「起きて欲しくないという思いが、最悪の事態を想定させず、そのことが、事前の防備を疎かにさせ、深刻な被害を招く」ことにはならないように、想像力をたくましくして、備えなければならないと思ったところです。

2月7日「高知の防災がカリブ、大洋州等の島嶼国にも生かされたら」

昨日は、JICA課題別研修「島嶼国総合防災コース」の研修生を下知地区で受け入れての研修10時から16時半までの間、下知コミュニティセンターで開催しました。

コロナ禍の時にはオンラインでしたが、4年ぶりの対面開催で、ミクロネシア、トンガ、バヌアツ、サモア、モーリシャスから8名の研修生と2名の高知大生が参加されました。

この研修は、カリブ、大洋州等の島嶼国ではサイクロン起因の高波、土砂災害、洪水、また、地震・津波、火山噴火など日本と同様に多様な災害に悩まされている中で、予・警報とその伝達、コミュニティ防災、防災教育、啓蒙活動など自助・共助の役割、人的ロスを回避するため

の避難路の整備などの重要性が明らかになっていることから、各国の災害リスクを軽減するには、高知県を中心とした日本の防災の知見を学び、応用することが効果的であるということで取り組まれているものです。

そのような中で、研修構成の一つの「自治体における防災対策及び地域住民の自主防災活動と、自治体による自主防災活動との連携・支援について理解する。」というものの一つとして、下知地区での受け入れが盛り込まれているものと思われまます。

それにしても、初めてJICA研修を受け入れたのは2015年でしたから、随分長くなりました。

午前中は、高知市の地域防災推進課職員による「高知市の防災行政」についてのお話で、午後には、下知地区減災連絡会の取り組みとして「地区防災計画とコミュニティ防災」と題して、私の方から報告させて頂き、その後、コミュニティセンターの防災機能についての施設見学をした後、周辺を防災街歩きをしました。

講義では、「下知地区防災計画への着手・検討について」「下知地区防災計画の特徴について①総合防災計画として②「事前復興」で描く街を、今からつくるため③事前復興計画（下知地区のめざす姿）と個別計画（事前復興計画の事前対策）④量の拡大と質の向上を目指して⑤「特徴的な事業計画」そして「地区防災計画の検討過程で明らかとなった『共助』の力と多様な人との繋がり」について、報告させて頂きました。

また、街歩きでは、三重防護の第三ラインの内部護岸を見学してから、多様な津波避難ビル、老朽木造住宅の密集状況など案内して回りました。

研修生からは、午前中の高知市に対するものも含めて下記のような質問が出されていました。

- ・高知市内各所に避難所はあるのか。
- ・避難所毎の活動をされていることに、感心する。
- ・防災倉庫の管理は誰がしているのか。
- ・住民の参加はどうか。その参加を促す工夫はどのようにされているか。

- ・地区防災計画を具体化することの難しさは。
- ・地域住民をその気にさせるのは難しいのではないか。
- ・私たちの国では、避難行動要支援者対策のような制度がなくても、若い人たちが何かあれば高齢者を助けに行くような文化がある
- ・個別避難計画については、同意確認書も含めて様式などを教えて欲しいなどのシステムに対する関心も示されていた。
- ・マンションなどを津波避難ビルに指定する際の合意形成などについて、難しさはないか。
- ・津波避難ビルの指定要件の中に、階段の広さなどはないのか。
- ・津波避難ビルを地域住民にどのように周知しているか。

などなどの質問が出され、島嶼国の中でも、関心のある課題や疑問点が共通していたりすることを今回も感じさせられました。

最後に、研修生の代表から、地区防災計画についての感想や避難ビルとして公共だけでなく民間のビルを活用していることは、母国に持ち帰りたいことなどの感想が述べられていましたが、研修を通じて日本での学びを自国の防災対策に対して、どのように適応可能か検討しようとする意欲を感じられ、少しでもお役に立てればと思ったことでした。

3月3日「地区防災計画は今後もさらにコミュニティ防災を強化する」

昨日は、地区防災計画学会第10回大会「地区防災計画制度施行10年を迎えて一能登地震を受けた地区防災計画づくりの在り方」について、終日オンラインで参加していました。

今回は、2014年4月1日に地区防災計画制度が施行され、まもなく10年を迎える中で開催されるものでした。

地区防災計画づくりは、全国7,000以上の地区で実施されるようになり、防災活動の主体も、伝統的なコミュニティだけでなく、マンション、企業、学校等多様な主体に広がり、その成果や教訓に毎年学びあう学会大会となっています。

特に、今回は10年の節目であるとともに、元日の能登半島地震という大災害からの復旧・復興過程の中で迎えた大会でもあり、研究と実

践の教訓が能登半島地震の教訓を繋いでいくことにもなるのではないかと思いつきながら、それぞれの発表を聞かせて頂きました。

先生方から出された「災害の進化は、防災の進化、とりわけコミュニティ防災の進化、地区防災計画の進化を求めている」「地域自立圏の形成」「地区防災計画の目標の一つは、災害直後の急性期を乗り越えること。できれば難なく乗り越えること」「能登半島地震では、孤立という言葉が頻出したが、例え孤立したとしても自立していれば、急性期を乗り越えることは可能」との言葉を改めて考えていきたいものです。

室崎名誉会長は、「言葉だけの防災教育から脱皮が求められている。被害想定をどう受け止めるか、ハザードマップをどう生かすのか。リスクマネジメントをコミュニティに根ざしたものにしなければならない。加えてクライシスマネジメントとしての被害把握や初動対応のあり方も問われた。前例のない被害は、前例のないコミュニティ防災を求めている。コミュニティ防災も、新しい技術を取り入れ、新しい仲間を招きいれ、変わらなければならない。想定外の事態が起きたときには、そこにあるコミュニティを含めた資源を活用して、急場をしのぐしかない。急場をしのぐにも、それなりの準備や計画がある。いかなる事態にも対応できるようチームワークを磨いておく、想定外の条件を付与する訓練により応用力をつける、といった事前の研鑽や体質改善もある。能登の経験に学んで、地区防災計画の番外編には「想定外に備える」計画を付け加えておこう。」と学会誌29号の巻頭言で述べられています。

まさに、大会に寄せて述べられたことだと思ったところです。

今から6年前の3月3日には第4回地区防災学会大会を高知で受け入れ、県立大永国寺キャンパスでの開催にあたっては、下知地区減災連絡会のメンバーが現地受け入れのスタッフとして汗を流したことを昨日のことに思い出します。

私も「下知地区防災計画と地区防災計画の水平展開—地区防災計画策定による地域共助力の拡大」のテーマで報告をさせて頂きました。

地区防災計画策定過程の3年間で、何よりも

地域の人と人とのつながりコミュニティの大切さを学び、災害に「も」強いまちづくりに向けて、地域の皆さんと力合わせていくことを決意した大会でした。

今回の大会では、さらにそれをアップデートする「コミュニティ防災」の大切さを学んだことでした。

3月12日「東日本大震災・能登半島地震の教訓で南海トラフ地震に備えて」

昨日は、東日本大震災の発生から13年となる3月11日で、下知地区減災連絡会では「3.11東日本大震災を忘れない追悼の集いを」青柳公園で開催しました。

10年目を節目に開催し始めて、今年で4回目となりますが、参加者20名余りが黙祷を捧げて、東日本大震災の教訓を南海トラフ地震への備えに生かしていくことを改めて決意しました。

例年は、この集いの後に、東日本大震災の被災地とオンラインでつなぎ、被災時と復興の今についてお話し頂いていましたが、今回は元日の能登半島地震の被災地珠洲市で救援・支援活動を継続されているピースウィンズジャパンの橋本笙子さんをつなぎ、お話を頂きました。

橋本さんでさえ「まだまだ備えが足りないぞと頭をガツンと叩かれた思いがした」という過酷な被災地の状況についてお話しいただきました。

珠洲市は昨年5月の地震に次いでの大震災で、阪神淡路、中越、東日本の被害を合わせた被害を受けたが、さらにその後の被害を大きくした課題として、①限られた交通網②断水③高齢化率52%④子どもたちの教育を突きつけられています。

東日本大震災から13年経つが、まだまだ被害の中で暮らされていることを思えば、能登でも復興には10年はかかるだろうし、20年かかるかもしれない。

南海トラフ地震と向き合う皆さんは、今来るともかもしれないと考えて、準備しなければならぬ。訓練したことでできることがあった。

誰一人取り残さないよう頑張りましょうとの話をされました。

参加者からの質問に答えて、避難所での過酷な状況を踏まえて、「非常用トイレ、水、食べ物、電気と通信網の確保」「避難所の寒さ対策として、ダウンジャケットを中に着込んで、暖をとったり、寝袋は良いものを持っておこう」など下知の皆さんへのメッセージを頂きました。

今の下知地区での取り組みをさらに、一段引き上げ、継続させていくことを改めて突きつけられた「被災地とつなぐ会」となりました。

3月13日「震災直後から見続けてきた『震災遺構』」

昨日の天声人語に「震災遺構の力」と題した、当時の門脇小学校の校長先生のお話がありました。

▼13年前のあの日、鈴木洋子さん(73)は小学校の校長だった。両手で机をにぎりしめて揺れに耐えたあとで、児童や教職員と学校裏の山へ。3階建ての校舎は、燃えながら津波に流されてきた家などから延焼し、炎に包まれた。宮城県石巻市の旧門脇小学校である

▼黒く焦げた校舎はいま、震災遺構になっている。校長室の乾いた泥の上には、流れ着いた赤いランドセルが転がる。4年2組の教室には、焼けて骨組みだけになった椅子が並ぶ。窓の向こうに目をやると震災の傷痕はほとんど見あたらず、復興祈念公園の芝生が海まで続く

▼校舎を残すことに、住民の多くは「見るのがつらい」と反対した。その気持ちを受け止めつつ、鈴木さんは説いた。「地震があったら早く逃げる。校舎そのものが未来の子どもへのメッセージなんです」

▼震災の影響で閉校していなければ、今年度は開校150年を迎えたはずだった。毎朝通ってくる子どもたちの姿はない。だが校舎には新たな使命が吹き込まれた。

私が、初めて門脇小を訪ねたのは、3.11から100日目の県議会の視察でした。

その惨状の背景にあった諦めずに裏山に避難した過程の教訓を語り伝えることの大切さを学んだものでした。

それから、昭和小学校の先生方を引率して、門脇小学校を訪ね、当時の教頭先生からお話を

聞かせて頂き、避難した裏山から校舎のどこから避難したのかも聞かせて頂きました。

そして、一昨年訪ねた時には、震災遺構となった年でしたが、到着したのが閉館した後だったので、入館できず残念でした。

鈴木先生の「地震があったら早く逃げる。校舎そのものが未来の子どもへのメッセージなんです」との言葉を受け止めて、やがて避難することに直面する高知の子どもたちに伝えていきたいものです。

3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

(1) 厳しい子どもたちと向き合うことについて

10月7日「行きたくなる学校に」

文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校調査」の2022年度の結果が公表されています。

不登校の小中学生は過去最多の約29万9千人で、前年度比22.1%の大幅増となっています。

県内では、不登校の状態にある子どもは、小中学校で1463人、高校で292人といずれも前の年度より減少し、全国平均よりも下回りました。

小中学校の児童・生徒1000人あたりの割合では30.7人と、前の年度を10年ぶりに下回りました。

不登校の約4割にあたる11万4217人は養護教諭や教育支援センターなど学校内外の専門機関に相談していなかったと言われているが、不登校の子の数に対して、支援する人手が圧倒的に不足しており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家を正規職員として各校に配置し、子どもや教員が安心して相談でき、早期に支援機関につなぐ体制作りが急がれているのではないのでしょうか。

また、いじめは小中高などで前年から1割増の約68万2千件が認知されていますが、コロ

ナ禍で縮小していた部活動や学校行事などが再開され、子ども同士の接触機会が増えたことや、いじめの積極的な認知への理解が広がったことなどが影響したとみられています。

被害が深刻な「重大事態」は923件で、いずれも過去最多でした。

県内では、昨年認知されたいじめの件数は3749件と、前の年度と比べて77件減少した一方で、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」と認定された子ども1000人あたりの割合は0.29と、3年連続で全国で最も高くなっています。

県は「どんないじめにも初期段階があるので『重大事態』にいたる前に早期に支援していきたい」としています。

いずれにしても、子どもたちが行きたくなるような学校にしていかなければなりません。

1月28日「小中高生の自殺者数、過去最高に次ぐ507人」

2023年の自殺者数は2万1818人（暫定値）で、前年の確定値より63人（0.3%）減少したが、小中高生は過去最多に次ぐ507人であったことが明らかになりました。

自殺者数は03年の3万4427人をピークに減少し、19年に2万169人になりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった20年以降は、2万1000人台で高止まりが続いています。

23年の男女別は、男性が1万4854人（前年比108人増）で、13年ぶりに増加に転じた22年から2年連続の増加で、女性は6964人（前年比171人減）と減少しているものの、20歳未満と20代などで増加しています。

小中高生の自殺は507人で、過去最多だった22年の514人に次ぐ水準で高止まりし、深刻な状況が続いています。

内訳は小学生13人、中学生152人、高校生342人で、「学業不振」が最多で「進路に関する悩み」が続くなど、学業や進路の悩みが要因に多い傾向にあります。

すべての子どもが幸せに暮らすことができる社会の実現に向け、実効性のある政策をどう進めていくかが問われている中で、こども基本法

に基づき、今後5年間の政策の基本指針となる「こども大綱」が初めて策定されました。

子どもが成長していくにしたがって、学童期・思春期の心のケアの充実や居場所作りなども盛り込まれたというが、生まれながらに人権を持った子どもの多様な人格やその個性が尊重されるよう社会全体で健やかな成長を後押しする必要があります。

にもかかわらず、自らの命を断つ子どもたちが年間500人以上もいることと向き合う社会でなければならないことが問われています。

そして、命の危機に晒される子どもたちへの貧困対策や医療的ケア児や障害児などへの支援が受けられる支える仕組みが、求められているのではないのでしょうか。

3月26日「不登校要因の受け止めに乖離」

今朝の共同通信の配信記事で、2022年度に不登校を経験した小中高生や担任らに要因を尋ねた調査結果に関する記事がありました。

要因として、「いじめ被害」「教職員への反発」の項目に該当すると回答した割合が、学校側は子ども側より20ポイント以上低く、認識に大きな差があることが文部科学省の委託調査で分かったとのことでした。

この調査では、教員1424人と児童生徒239人に、複数回答で不登校のきっかけを質問したところ「いじめ被害」は子ども側26.2%、学校側は4.2%、「教職員への反抗・反発」「教職員とのトラブル、叱責」は、子ども側がそれぞれ22.0ポイント、32.4ポイント、14.7ポイント高く出ています。

調査報告書は「教員の態度や指導方法が要因の可能性はある」と指摘するとともに、学校が子どもの状況を十分に把握できていない実態が浮かび、重大ないじめを見逃している可能性もあるとのことでした。

文科省が学校のみを対象に毎年度実施している「問題行動・不登校調査」では、「無気力・不安」が要因の過半数を占めるなど、実態との隔たりが指摘されており、文科省は今回の結果を受け、問題行動・不登校調査の手法を見直す方針とのことでした。

「体調面の不調」は子どもの7割が挙げたの

に対し、学校側は2割にとどまっており、報告書は、1人1台配備の学習端末を活用し、心身の変調の早期把握が重要だとしています。

鳴門教育大の阪根健二特命教授(学校教育学)は、「教員がいじめではないと判断したことで、子どもがいじめだと感じていることは少なくない。今回の調査結果からは、そういった教員の認識の甘さが子どもとの隔たりを生んでいる可能性が見えてくる。確かな数値でこうした乖離を示した意義は大きく、教員が不登校に関して考え直す良いきっかけになるだろう。」と指摘されています。

先生方と子どもたちの間での認識の隔たりを改善するのは、どのような方法が最も良いのか、そしてそれを実践するためには、何よりも先生方が子どもたちとしっかり向き合える環境を作っていくしかないのではないかと考えさせられます。

新年度を迎える中、それぞれの学校で先生方と子どもたちがしっかりと向き合えることのできる環境ができればと思います。

(2) 児童虐待予防について

10月11日「埼玉自民県議団の児童虐待とは」

埼玉県議会で審議中の「県虐待禁止条例改正案」が話題になっていますが、全国で相次ぐ置き去りによる子どもの死亡事故を受け、子どもを自宅や車内などに放置することを禁止とする内容です。

しかし、その内容は、実態と乖離しすぎた内容であり、「親と子どもを追い込みかねない」と懸念する声が高まっています。

改正案には、禁止行為について「住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置」としか記されていないが、自民県議は提案者を代表し、子どもだけの登下校や短時間の留守番なども禁止行為にあたると答弁し、子どもの安全が確保できず、保護者らがすぐに駆け付けられないような場合は「放置」にあたるとの考えも示したそうです。

罰則は設けないが、成人の養護者が小学3年生以下の子どもを放置することを禁じ、4～6

年生については努力義務とし、県民には通報を義務づけているということです。

他会派からは、批判が相次ぎ、県側も、子どもだけの遊びが「放置」とみなされると「対応が難しい家庭もある」とし、条例の理念自体が守られなくなるのではないかとの懸念を示したと報じられています。

条例で禁止されている行為の例としては、「小学生だけで公園へ遊びに行く」「児童が一人でお使いに行く」「不登校の子どもが日中家にいる状態で、親が買い出しや仕事に行く」「兄の習い事の送迎時に、弟が昼寝をしていたので起こさず外出する」「ゴミ捨てにいくため留守番させる」「小学校1年生から3年生だけで登下校する」「18歳未満の子と小学校3年生以下の子と一緒に留守番をする」などが、あげられています。

このような対応を迫られる家庭では、仕事の関係で小3以下の子どもの送り迎えができなかったり、中・高校生のきょうだいに小3以下の子を預け、短時間外に出ることも条例違反や努力義務違反となり、通報対象になるということです。

さいたま市内の公立小中学校158校のPTAでつくる市PTA協議会も、県議会本会議で可決しないよう求め、「ほとんどの保護者が条例違反に当てはまる」と危機感をあらわにした上で、「保護者への監視を義務づけるような改正案は地域社会の分断を促し、監視社会へ向かう危険をはらんでいる」と指摘した意見書も公表されて、提案の撤回が求められるべきだと思っていました。10日取り下げを決めたことが、明らかになりました。

しかし、改正案の内容については、「内容に瑕疵はなかったと思うが、説明が不十分で不安が広がったと猛省している」「国民や県民からの指摘を受け、取り下げの判断に至った」などと語っており、それ以前の問題であることに思いが至ってないことが残念です。

子どもだけの登下校や公園での遊び、おつかいや留守番までを「放置」とみなして禁ずるのでは、保護者や子どもたちを追い詰めるだけで、「子どもを守る」という趣旨から逸脱しているのではないかとの声があがって当然です。

具体的な禁止行為が報じられると、撤回を求めるネット署名が立ち上がったたり、埼玉県には10日午後2時までに、99.8%の反対意見が寄せられたといえます。

今回の条例案を巡る議論は、子育て世代の綱渡りの実態を浮き彫りにし、望まないのに子どもを一人にする状況を減らし、虐待に至らせない環境を整えるために、何ができるかが、優先されるべきことであり、それを議論することが議会や政治に求められていることが突きつけられています。

4 生きづらさの課題の調査研究について

6月20日「自殺動機にならぬよう奨学金の返還負担軽減を」

18日付け朝日新聞一面の見出しに「奨学金返済苦」自殺動機に22年10人」とありました。

自殺者の統計が同年から見直され、原因や動機に奨学金返還の項目が加わったことで、2022年の自殺者のうち、理由の一つとして奨学金の返還を苦しめたと考えられる人が10人いたことが、明らかになったとのこと。

政府の「こども未来戦略方針」の加速化プランで、大学などの高等教育にかかる教育費の負担軽減策として、奨学金の所得制限緩和など対象者の拡大や授業料後払い制度や給付型奨学金の拡充などが打ち出されていますが、「いま返還している人への施策が必要」「人数は氷山の一角だ」と指摘されています。

警察庁や厚生労働省によると、原因や動機は、各都道府県警が自殺と判断した事案で、遺書や遺族への聞き取りで分かったものを、22年からは細分化して新たな項目を作り、その中に「奨学金の返済苦」が作られたことによるものです。

奨学金が原因や動機の一つとされた10人の内訳は、20～30代の男性6人と、10～20代と40代の女性4人だったとのことですが、奨学金利用者の多くは返す必要がある貸与型を利用しており日本学生支援機構で21年度に奨学金を利用した学生は148万人で、貸与型はおよそ8割を占めているそうです。

一般的に卒業後の返還期間は12～20年に及び、人によっては、返還額は1千万円前後になることもあり、「奨学生は、大学を卒業と同時に多額の借金抱えて社会に出る」と言われています。

今回の10人という人数は遺書などで明らかになった人だけで、奨学金返還を苦にして自殺した人は実際はもっと多いはずであり、これはまさに「氷山の一角」と言わざるをえません。

今、急がなければならないのは、返還者の負担軽減策ではないのかとの声が高まっています。

また、原因・動機の細分化によって「SNS・インターネット上のトラブル」（該当者数は33人）、「性的少数者であることの悩み・被差別」（同31人）、「解雇・雇い止め」（同86人）なども明らかになっており、多様な生きづらさと向き合い、伴走支援する仕組みが求められています。

7月1日「中国残留日本人孤児の生きづらさの支援で、少しでも生きやすく」

カルポート11階高知市立中央公民館で開催された「第16回中国残留日本人の体験を聞く会」に参加してきました。

ミニレクチャーとして「日本人の中国残留と永住帰国後の生きづらさ」と題して、広島大学大学院人間社会科学研究科准教授河本尚枝先生のお話も非常に興味深いものがありました。

国策としての満州移民、高知県からの満州移民の背景、さらにはソ連参戦直前の開拓団の状況やソ連の満州侵攻と残留日本人、満州移民の帰還状況、中国帰国者が帰国して抱えた生きづらさの問題など、抱える課題を整理していただくと、本当に改めて中国帰国者の自立支援に向けた取り組みの重要性が参加者の皆さんで共有できたのではないかと思います。

また、戦後世代の語り部派遣として行われた首都圏中国帰国者支援交流センターから参加派遣され、お話しいただいた中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部神山栄子さんの話も、このような形で聞ける機会を頂き、参考になりました。

閉会の挨拶は、高知県日中友好中国帰国者の

会会長で、中国残留孤児の中野ミツヨさんが行われました。

「日中両国の平和友好条約をしっかりと守り、先の指導者が敷いてくれた道に沿って歩み、両国の友好をますます発展させましょう。私たち高知の中国残留孤児は十数年来、ずっと学校や大学、地域社会で教科書には書かれていない知らされてない私たちの歴史を伝える活動を行ってきています。話を聞いてくれた児童、生徒、学生の皆さんはもとより先生や地域の方々も大変関心を持ってくださっています。今、私たち残留孤児は皆高齢になって話をする人がだんだん少なくなっていますが、私たちは国と次の世代の人々の将来の安定幸せのために社会の各界の人々がこの歴史を知って広く伝えてくださることを願っています。」との結びの言葉をしっかりと受け止めて、次世代へと繋ぎたいと思いました。

7月30日「県難病連創立40周年の歴史に学ぶ」

昨日は、NPO法人高知県難病団体連絡協議会の創立40周年記念式典に、お招きを受けて、ひとことご挨拶をさせていただきました。

また、記念講演として特定非営利活動法人難病支援ネットジャパンの伊藤たけお様から「全国の患者会の発足と患者会の活動」について、さらには一般社団法人日本難病疾病団体協議会理事の大黒宏司様から「難病法と児童福祉法の改正」についてご講演をいただきました。

長い闘いの歴史の中で、少しずつ法や制度の改正を勝ちとりながら、難病対策の充実に向けて、自らが生きることの尊厳を守るための闘いを進めてこられた患者会や難病連の皆様のごこれまでの取り組みに敬意を表します。

そして、何よりも当事者が声を上げ、そして、その声を受け入れられる社会や地域になっていく、そんな取り組みが大切であることを痛感させられました。

県難病連は、高知県からの委託を受け、2015年4月に「こうち難病相談支援センター」を開所され、さまざまな悩みや不安を抱えた難病の患者・家族の皆さんの各種相談、患者交流会や学習会・研修会の開催、ピアサポート等患

者による支援、また各福祉保健所等と連携して県内各地で開催する出張相談、ハローワークと連携を取り就労支援も行ってこられました。

今後は、難病患者や家族の皆様のQOLの向上を目指し、療養しながら社会で自分らしく生活できるようにそれぞれの問題に応じた支援をし、難病に関する情報の発信ができる難病相談支援センターを目指して50年にむけて次の一歩を歩み始められました。

私は、これからの課題として、災害への備えの中で、難病患者当事者やご家族の皆さんも含めて誰一人取り残すことのない備えの一環として避難行動要支援者対策を個別避難計画や避難所運営の在り方の中で模索してきました。

2020年には、県は高齢者や障害者ら配慮が必要な人への対応を支援ガイドとしてまとめ、その中には難病の方への支援も盛りこんで頂きました。

2022年2月定例会では、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備について求める中で、達成予定を令和6年度以降と言わず、少しでも早く非常用電源確保や酸素供給体制などの具体的な支援体制の整備を進めたいと部長からの答弁を頂きました。

そんな私なりにできる課題にも取り組み、私達も、今後とも「病気とともに生きる」患者・家族に寄り添い、心の支えとなられる難病連の皆様と連携させて頂きたいと思えます。

12月24日「介護施設で高齢者虐待最多」

介護施設の職員らによる高齢者への虐待は、2022年度に856件（前年度比15.8%増）となり、06年度の調査開始以来で最多だったことが、厚生労働省から22日に発表されました。

同省が相談や通報を促しており、虐待と判断される事例が増えたものと言われていますが、虐待を受けたと確認された高齢者は計1406人で、8人の死亡が確認されています。

虐待の内容（複数回答）で最も多かったのは「身体的虐待」が57.6%。「心理的虐待」が33.0%、「介護等放棄」が23.2%と続いています。

虐待が起きた要因では、「教育・知識・介護技術などに関する問題」が56.1%と最多で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問

題」が23.0%だったとされており、虐待防止に関する研修の実施などを21年度から施設運営の基準に加え、来年度から義務化するとしています。

「職員研修や相談窓口の設置を進め、虐待事例が顕在化した側面もある」といい、相談・通報も2795件（前年度比16.9%増）と過去最多となっています。

本県では、前年度より4件多い8件（8施設）、虐待を受けたのは14人増の19人で、市町村への相談・通報件数は前年度と同じ23件でした。

虐待の種別では、最も多かったのは「身体的虐待」が17件、「心理的虐待」が15件、「介護等放棄」が5件となっています。

この推移を見るにつけ、介護施設などの職員による高齢者虐待の増加に歯止めがかからないという深刻な状況を看過できません。

中でも、厚生労働省の調査結果では、虐待が発生した施設・事業所のうち、過去にも虐待があった割合が2割を超えているという再発事例の多さはより深刻だと言えます。

行政による指導を受け、虐待防止の取り組みをしたはずなのに、同じことが繰り返されるのはなぜか、その本質を明らかにしない限り、改善されないのではないのでしょうか。

介護職員の深刻な人材不足、厳しい労働環境の課題などが、劣悪なケアや虐待の底流にあるとすれば、いくら研修を充実し、監視を強化しても、介護職員の待遇改善がなければ根本的な解決になるはずがありません。

そのことを、徹底して追求していく必要があるのではないのでしょうか。

3月9日「生涯にわたる男女格差の解消へ」

3月8日の国連が定める「国際女性デー」には、女性の差別をなくし、地位向上について考え、行動する日として、各地で多様な取り組みがされていました。

女性の就業率は上がっているにもかかわらず、働きにくい環境と、性差を理由に女性の昇進を阻む障壁が未だに存在していることも考えさせられます。

英誌エコノミストは7日までに、先進国を中

心とした29カ国を対象に女性の働きやすさを指標化した2023年のランキングを発表し、首位は2年連続アイスランドで、日本は順位を前年から一つ上げたが下から3番目の27位だったことが明らかになっています。

先進国の中でも大きい日本の男女の賃金格差についての朝日新聞の分析では、女性の年収は20代後半から50代まで、正社員に限ってもすべての産業で男性を下回っているとのことでした。

政府は女性活躍推進法の省令を改正し、22年7月から301人以上の企業に対し、男女賃金格差の開示を義務づけており、厚労省によると1月19日までに対象1万7370社のうち1万4577社が公表し、正社員女性の平均の賃金水準は、75.2となっているとのことでした。

働いている世代においても男女間の賃金格差が継続する中で、さまざまなジェンダー格差が放置された末に、65歳以上の一人暮らしの女性の相対的貧困率が、44.1%にのぼることも分かりました。

貧困問題を研究する阿部彩・東京都立大教授が、厚生労働省の国民生活基礎調査（2021年分）の個票をもとに独自に集計し、1月末に発表したもので、厚労省が同調査で発表している現役世代のひとり親世帯（44.5%）と同じ、深刻な水準だと指摘されています。

20年の国勢調査によると、高齢単身世帯は約672万人で、3分の2の約441万人を女性が占めており、国立社会保障・人口問題研究所は、40年には高齢単身女性は約540万人に達すると推計されており、このままでは、この層の貧困問題がさらに悪化する恐れがあると言われています。

女性が働きづらさ・生きづらさを抱えさせられる社会を、このまま放置するわけにはいきません。

5 人権尊重・差別解消の調査研究について

7月1日「当たり前前の差別されない権利を」

「部落差別をなくする運動」強調句間が7月10日から始まるのを前に、6月28日被差別部落の地名リストのネット公開などの禁止を求めた裁判で、東京高裁が出版禁止とサイトからの削除、賠償を経営者らに命じる判決が出されました。

被告の出版社「示現舎」は2016年、約5300の被差別部落の地名、世帯数などを一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の復刻出版を告知し、ウェブサイトにて地名リストを掲載したことに対して、東京法務局は人権侵犯事件として掲載中止を経営者に説示し、裁判所が出版禁止とネットからの削除を命じる仮処分を決定したにもかかわらず、その拡散は止まりませんでした。

今回の高裁判決は、これまでのプライバシー権と名誉権の侵害ととらえた地裁判決から、部落差別について「差別される者の人間としての尊厳の否定に等しく、許容できない」とし、偏見、差別意識が依然としてあると指摘し、差別されない権利を、憲法13条の個人の尊重や14条の平等原則を根拠に、人格権の一つとして位置づけました。

「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益を有する」とし、地名リスト公表はこの利益を侵害するとも述べています。

部落差別解消推進法が施行されて7年が経って、ネットで地名やその地域の写真や動画をさらし拡散されることによって、差別を助長、誘発することは今もなお継続しています。

昨年の県議会質問でも「県民の会」で取り上げてきた県内の被差別部落に関する資料がTwitter投稿されるという計画的で確信犯的な差別事件について、知事も「断じて許されない」との姿勢で、さまざまな取り組みがされてきたが、削除に至っていないことなどから、今回の判決をふまえ、人権侵害の救済に臨む政府、自治体、プロバイダー側は、実効性ある対応を講じて頂きたいものです。

7月14日「部落差別解消へ『3つの壁』を打ち破ろう」

昨日は、第50回「部落差別をなくする運動」

強調旬間啓発事業の講演会に参加してきました。

テーマは、近畿大学名誉教授奥田均先生による「3つの壁を打ち破ろう!部落差別、まだあるの?どこにあるの?なくせるの?」で、差別問題に取り組むときに立ちはだかる「3つの壁」について、どのように克服するのが話されました。

「第1の壁」は、「もうそんな差別などない」「あってもたいしたことはない」という差別の現実に対する無視や軽視。そこからは無関心が生まれ、「そんなに熱心に取り組まなくていい」「そこそこにやっておけばいい」という取り組みに対する否定が生まれることである。

差別の現実を「実感」で判断するのではなく、学習を通して差別のキャラクターにからめとられない科学的・理性的な認識を持つことで克服する必要がある。

「第2の壁」は、差別の現実をいかに受け止めるのか。そこに登場するのが、「区別」と差別の混同による「宿命論」という誤解で、この落とし穴にはまると、「取り組んだところで差別はなくなるものではない」となり実践への熱意や意欲をそぎ、差別解消への希望を打ち砕くことになる。

「区別」が「差別」の原因ではない。「区別」が「差別」の原因であれば、「区別」をなくさない限り「差別」はなくなるということになる。

だから、社会問題として、差別の問題を捉え、社会問題であるからこそ、差別は必ず解決されるのであり、だからこそ学ぶ必要がある。社会を構成するひとり一人が差別問題を解決する当事者であることを自覚して、どんな取り組みが有効なのか議論していきたい。

「第3の壁」は、差別解消の方法論として登場する「寝た子を起こすな論」で、そっとしておけば自然に差別はなくなるというこの考え方にたてば、取り組まないことこそが有効な取り組みになる。たとえそれが善意に支えられていたとしても、差別解消の取り組みを妨害する壁として立ちはだかっている。

学校教育や行政による啓発を行わないということは、市民が「部落問題を知らなくなる」より、往々にして「部落問題を差別的に知ってし

まう」ことを意味しており、歴史的にもそのことが実証されている。

「寝た子を起こすな論」は、客観的には部落問題解決への営みの前に立ちはだかる壁となっている。

もっと具体的に話されましたが、これらのポイントだけはしっかりと抑えて、本県においても、「人権に関する県民意識調査」で明らかになっている実態からも「3つの壁」を克服していく取り組みを強化していきたいものです。

8月24日『「かば」先生と、しんどい子どもたちと向き会ってください』

2年前の夏、第60回四国地区人権教委夏期講座の中で、1985年の大阪・西成の中学校が舞台で、差別や貧困から荒れる生徒に全力で向き合う教師の蒲益男さん(故人)「かば先生」から実在の教師や教え子がモデルの映画「かば」を鑑賞しました。

今、その映画「かば」が「あたご劇場」で上映されており、昨日、2年ぶりに鑑賞してきました。

舞台の中学校で、被差別部落出身、在日韓国人などという出自などで差別を受けたり、家庭の厳しい事情に傷つき、思い悩みながらも日々を生きる生徒と向き合う1人の男性教師を描いたもので、かば先生の「教育者と学び手」、「大人と子ども」を超越した「人として対等」な人間関係の大切さを改めて学ばされました。

そして、差別や偏見を受けやすく、家庭に課題を抱えたしんどい生徒たちとどこでぶつかり、どうやって向き合い、どうやって寄り添い一歩前へ歩み出せたのか、考えさせられる映画でした。

今も現実にある差別や偏見の問題、さらには今でこそヤングケアラーという言葉で顕在化し、調査や支援策が進みつつあるが、メインキャストの一人である「裕子」のしんどさなどを映画を観ることで分かり合ってもらいたと思います。

「普通には暮らせない、学校に行けない厳しい子」は今もいて、ヘイトや差別、子どもの貧困の問題は、コロナ禍のもとで顕在化されてきたのではないのでしょうか。

二年前の映画上映後に、監督と「裕子」を演じた女優さんのトークの中で、女優さんが15歳で撮影したときの感想として「分からない、知らない言葉をなくすために無知無関心は、これから生きていく上で、もったいないことで、伝えていくべきだと考えた」と述べられています。

まさに、差別や偏見に繋がることに「無知無関心」であってはならないということをこの映画を通じて伝えたかったのではないかと、当時感じたことでした。

9月18日「高齢者を日頃から見守れる社会に」

今日は「敬老の日」ですが、公表された65歳以上の高齢者の人口推計では、9月15日時点の高齢者は3623万人で、総人口に占める割合は前年比0.1ポイント増の29.1%で過去最高を更新しています。

高知県は、65歳以上の高齢化率が36.1%で、秋田県の38.6%に続く高さとなっています。

80歳以上は前年比27万人増の1259万人で、初めて「10人に1人」に達し、団塊の世代が大きな塊となっている75歳以上では、前年比72万人増の2005万人で、初めて2千万人を超え、団塊の世代は来年以降、全員が75歳以上になるため「高齢者の高齢化」がさらに進むと言われています。

そのような中で、働く高齢者の割合も増えており、労働力調査によると、22年の高齢就業者数は前年比3万人増の912万人で、04年以降19年連続で増加し過去最多を更新しています。

それは、労働力不足や不十分な年金制度など働かざるをえない課題が、高齢者をとりまいていることも影響していると言わざるを得ません。

また、高齢者の孤立という社会問題も顕在化し、とりわけ深刻なのが、1人暮らしのケースで、65歳以上の人がいる世帯は2747万と全世帯の半数を占め、うち単身世帯は3割超に上ると言われています。

国立社会保障・人口問題研究所の2017年の調査で、高齢単身男性の7人に1人は「2週間に

1回以下」しか人と話をしておらず、毎日会話する男性は5割で、女性でも6割にとどまっています。

周囲から孤立していると、心身の衰えに気づきにくかったり、気づいても支援を受けるために行政などにつながるができない例も多いなど、「高齢者の高齢化」が進む中で、注視しなければならない課題は、多くあります。

9月26日「岸田政権の人権意識」

自民党の杉田水脈衆院議員が2016年、国連での会議について自身のブログに投稿した際、参加者らの写真とともに「チマ・チョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場」などと差別的投稿をした問題で、札幌法務局が「人権侵犯の事実があった」と認定し、人権を尊重するよう杉田氏に啓発をしたとのことでした。

また、大阪法務局に救済を申し立てていた在日コリアンの女性らにも、「調査が終了し、杉田議員に啓発した」との連絡があったということです。

杉田氏の非常識で許されざる差別的コメントは、男女平等は反道徳の妄想（2014年）、同性カップルは生産性を欠く（2018年）、女性（性暴力の被害者）はいくらでも嘘をつける（2020年）などと繰り返されてきました。

その何の反省もない議員を辞めさせるどころか、総務大臣政務官に起用したのが一年前の岸田首相でした。

そして、今回は岸田政権で新設された肝いりポストの「国際人権問題担当」の首相補佐官が、2年足らずで不在となっています。

日本外交のあり方が問われる深刻な人権課題が山積するなか、国際社会に誤ったメッセージになると懸念する声もあるとのことですが、LGBT「差別」増進法や「出入国管理法」改悪、最大の人権侵害である戦争を進める「安保関連三文書」閣議決定の強行など、もともと今の岸田政権には、人権侵害としっかり向き合う本気度は極めて薄いのではないと言わざるを得ません。

10月4日「関東大震災時の朝鮮人虐殺の史実

から学ぶ」

9月27日の県議会一般質問で、100年前の関東大震災で起きた朝鮮人虐殺に関し、「事実関係が明確になっていない状況だと判断される。県行政の長にある立場として、この問題についての答えは差し控える」と答弁し、自身の認識を示さなかった知事に、ぜひとも傾聴していただきたい講演会が9月30日、「九月、東京の路上で—1923年関東大震災ジェノサイドの残響」の著書があるノンフィクション作家の加藤直樹さんの「朝鮮人虐殺の史実から何を受け取るべきか」と題した講演は、それに相応しい内容でした。

「関東大震災時の朝鮮人虐殺事件についての基本認識」「関東大震災と朝鮮人虐殺の経緯」

「当時の公文書記録や要人の証言」「経験者・目撃者の証言」「何人が殺されたのか」「なぜ起きたのか」「学ぶべき教訓その1 災害時の差別的流言を許さない」「学ぶべき教訓その2 日ごろから民族差別が許されない社会を」「学ぶべき教訓その3 『虐殺否定』を許さない」など多岐にわたって、お話いただきました。

中でも、「事実関係が明確になっていない状況」だとして、自らの考え方に言及しない知事をはじめ、政府に知ってもらいたい「当時の公文書記録や要人の証言」については、書かせて頂きます。

神奈川県当時の知事が、内務省に提出した公文書も残っているし、警視庁「大正大震災誌」や中央防災会議専門調査会報告「1923関東大震災【第2編】」などをはじめ公文書は数多いにもかかわらず、事実から目を背ける政府・自治体の姿勢は看過できるものではありません。

また、「なぜ起きたのか」については、レジュメにあったように、「差別の論理：震災前に広がっていた「不逞鮮人」イメージ(三一運動など)」「治安の論理：警察による流言の拡散と戒厳令のミスリード」「軍事の論理：軍の虐殺の背景にあった満州・シベリアでの対ゲリラ戦の記憶」とその背景にある「植民地支配」によって、虐殺が起こり拡大したことが指摘されました。

そのことについて、講師の著書「九月、東京

の路上で」の中で、詳しく触れられていますので、ご紹介をしておきます。

「感情をぶつける対象として、朝鮮人が選ばれたのは、決してたまたまなことではない。その背景には、植民地支配に由来する朝鮮人蔑視があり、四年前の三一独立運動以降日本人はいつか彼らに復讐されるのではないかという恐怖心や罪悪感があった。そうした感情が差別意識を作り出し、目の前の朝鮮人を「非人間」化してしまう。そして、過剰な防衛意識に発した攻撃がサディスティックな暴力へと肥大化していったのだろう。」

講演の中でも触れられたが、虐殺がなぜ拡大したのかについては次のように書かれています。

「庶民の差別意識だけでは、惨事はあそこまで拡大しなかった。事態を拡大させ、深刻化させたのは治安行政であり、軍である。震災時点での、治安に関わる人々は地震と火災によって東京が壊滅的な被害を受ける様を目前にしたとき、真っ先に反政府暴動を警戒した。さらに、彼らは独立運動を取り締まるものとして、もともと普通の庶民以上に朝鮮人への差別意識と強い敵意を持っていた。」

「内務省や警察がお墨付きを与えたことが自警団による虐殺を後押しし、惨劇を関東一円に拡大させた。この事は明らかだ。戒厳令によって強大な権限を与えられた軍も同様に迫害を後押しする役割を果たしている。当時の軍は朝鮮では三一運動を弾圧し、シベリア出兵では村を焼き払うような対ゲリラ戦を経験している。こうした軍事的鎮圧の論理が、そのまま東京に持ち込まれたのだ。」

「関東大震災時の朝鮮人虐殺は、普通の人々の間に根ざした差別意識に始まり、避難民の群れを見て真っ先に暴動の心配をするような治安優先の発想を持つ行政が拡大させ、さらにこれに朝鮮やシベリアで弾圧や対ゲリラ戦を戦ってきた軍が『軍事の論理』を加えることで、一層深刻化したということが言えそうである。」

それらをしっかり踏まえて、「災害時の差別的流言を許さない」「日頃から民族差別が許されない社会」「『虐殺否定』を許さない」ことを史実に学ぶことによって、確信に変えていく

必要があることを痛感させられた貴重な講演会でした。

2月12日「映画『雪道』、『建国記念の日に反対し日本の今と未来を考える集い』に学ぶ」

映画「雪道」は2015年、KBS韓国放送公社が制作したものを2017年に映画化された作品だそうで、他の韓国映画と同様、国際的に高い評価を受け、多くの賞を受賞しています。

作品は、日本軍「慰安婦」がテーマで、そのエピソードは元慰安婦の方々の証言が元になっているようで、当時の創氏改名や日本語教育など日本の植民地支配の様子が描かれていました。

軍の慰安婦とされた主人公のヨンエとジョンブンの強いられてきた生きざまに、改めて、日本軍が侵略先の国々で、いかなる暴虐の限りを尽くしてきたのか突きつけられました。

しかし、それをなかったことにしようとする教育の中で、日本の教科書は改ざんされているのが、今の教科書検定なのではないかということ、昨日の「『建国記念の日』に反対し、日本の今と未来を考える集い」の講演会で、「子どもと教科書全国ネット21」の鈴木敏夫事務局長による「戦争する国づくりと今～教育と教科書が狙われている」とのテーマで、そのことを実感させられる今の日本の教育と教科書の在り方について、120人の参加者の皆さんとともに、聴講させて頂きました。

6 政治・反戦・平和・脱原発の調査研究について

(1) 反戦・平和について

6月25日「沖縄を二度と戦場にしない」

23日は、沖縄戦から78年の「慰霊の日」で、糸満市摩文仁で沖縄全戦没者追悼式が行われました。

玉城デニー知事は「あらゆる戦争を憎み、二度と沖縄を戦場にしてはならないと、決意を新たに」とする平和宣言を発表するとともに、南西諸島における軍事力強化が進む中、軍事力

ではなく、平和外交や対話による解決を求めました。

今回の「平和宣言」では、在沖米軍基地の更なる整理・縮小、日米地位協定の抜本的な見直し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還、辺野古新基地建設の断念等、基地問題の解決を強く求め続けてきた上に、政府の「国家安全保障戦略」など安保関連3文書に対する懸念を表明しなければなりませんでした。

玉城知事は2021年12月、岸田首相の敵基地攻撃能力保有を示唆した所信表明に対し、県議会で県内配備「断固反対」を言明し、敵基地攻撃能力を有するミサイルの沖縄配備に反対する要請書を政府に提出した経過もあります。

安保3文書に基づく防衛力強化は地域の緊張を招くものであり、「軍隊は住民を守らない」という沖縄戦の教訓にも反しており、今回「平和宣言」に安保関連3文書に対する厳しい見解を盛り込んだのは当然です。

しかし、同席した岸田首相の挨拶には、それに応えようとする姿勢は見られませんでした。

抑止力の向上で地域安定を追求している政府の意図に対し、沖縄は対話と相互理解による緊張緩和を求める「平和宣言」に込められた県民の思いとの間には余りにも大きな開きがあります。

戦争で多大な犠牲者を出した沖縄の人々の平和への願いをよそに、自衛隊が着々と配備される台湾有事の最前線にされようとすることは、断じて許されません。

8月7日「78回目の『原爆の日』核抑止論の破綻確認を」

米国の原爆投下から78回目の「原爆の日」の6日、広島市で平和記念式典が開かれました。

5月に開かれたG7広島サミットでまとめた核軍縮文書「広島ビジョン」には、「核兵器のない世界」を究極の目標としながら、核抑止を肯定する記述が盛り込まれ、批判を浴びていました。

松井市長の平和宣言は、「核による威嚇」を繰り返す為政者がいる現実を踏まえ、「核抑止論は破綻している」と強調しました。

そして、湯崎広島県知事は「核兵器は、存在する限り人類滅亡の可能性をはらんでいるというのが、まぎれもない現実です」と訴え、「あなたは、万が一、核抑止が破綻した場合、全人類の命、場合によっては地球上の全ての生命に対し、責任を負えるのですか」「世界で核戦争が起こったらこんなことが起こるとは思わなかった、と肩をすくめるだけなのではないでしょうか」と、「核抑止論者」に強い調子で問いかけました。

岸田首相は、記者会見で、広島ビジョンに対する被爆者の批判に関する質問に、「国の安全保障を万全にし、同時に現実を核兵器のない世界という理想に近づける。このロードマップを示すのが政治の責任だ」と答え、被爆者団体の代表らとの面会では「核兵器なき世界への道筋づくりは、核兵器禁止条約でしか実現できない」と条約参加の要望に対して、首相は核保有国を関与させるよう取り組むと述べるにとどまりました。

核兵器を取り巻く厳しい状況を乗り越えるには、核廃絶しかなく、日本がそこに貢献する一番の近道は核兵器禁止条約の締約国になることであり、一刻も早く批准すべきとの思いが、ヒロシマ、ナガサキだけでなく、多くの国民の思いです。

原爆資料館の資料が伝える「人間的悲惨」の実態こそが現実であり、真実であり、それを目の当たりにしたG7首脳はロシア批判を「わがごと」と自覚すべきではないのでしょうか。

そのためにも岸田首相は、破綻したともいえる核抑止に安住せず、核廃絶への具体的行動へ踏み出すことこそが、広島出身の首相のせめてもの務めではないのでしょうか。

8月13日「麻生氏の『戦う覚悟』発言撤回を」

自民党の麻生太郎副総裁は、台湾訪問において、8日に台北で開かれた国際フォーラムでの講演において台湾有事で「戦う覚悟」に言及し、国の内外から批判を受けています。

これまでも、物議を醸す発言は多かったが、講演に先立ち、首相官邸や外務省、国家安全保障局と入念に発言内容を調整していたと、政府関係者は指摘しており、この発言は岸田首相も承知していたものだとすれば、日本政府の姿勢

だと言われてもしかたありません。

麻生氏は講演で「戦う覚悟」を事前に示しておくことが侵攻を思いとどまらせる「抑止力」になると強調しており、抑止力は①抑止できる能力を現に有し②その能力を使う意思と国民的合意があり③それらを相手に事前に知らせておくことで初めて機能するとも説明しています。

「新華社台北」の12日新華社ニュースによるとは、自民党副総裁で元首相の麻生氏が、「このほど中国台湾地区を訪問し、台湾海峡問題について妄言を吐いた。台湾島内の世論や専門家、学者は民進党当局から上客として扱われた麻生氏が戦争をあおり立てたことを激しく批判。「他人の子どもがどうなろうと関係ない」という自己中心的で悪辣な考えを持ち「台湾を犠牲にし、大陸の足を引っ張り、日本を保護し、米国を助ける」ことをもくろんでいる」と痛烈に非難しました。

そのような中、「自主・平和・民主のための広範な国民連合」は、11日付で次の内容で抗議文を政府に提出したことも明らかにしています。

1. 麻生氏は、自民党副総裁の責任ある立場である。事実、同行した鈴木馨祐自民党政調副会長は8月9日夜のBSフジの番組で、麻生副総裁が日米や台湾に戦う覚悟が求められているとした発言に関し、「自民党副総裁の立場での講演だ。当然、政府内部を含め調整をした結果だ」と述べた。

総理は事前にこの発言を許容していたのか。そうであるならば総理の責任は極めて重大で、即刻、この発言を撤回させるべきである。」

2. 台湾は中国の不可分の一部であるという原則は、国際的に承認された法理であり、日本も日中共同声明など4つの基本文書で確認している。とりわけ今年、日中平和友好条約締結45周年の節目の年であり、政府はこれを尊重し、武力ではなく、外交により両国関係の改善に努力すべきである。「台湾有事問題」は、あるとしても中国の内政問題である。

総理は、あらためてこのことを国際社会に宣言すべきである。それは東アジアと世界の平和に貢献することにもなる。

3. 憲法9条に基づいて日本は一貫して非戦・

平和の立場を貫いてきた。この立場から、万一、台湾有事が発生したとしても日本は参戦しないことをアメリカに通告し、国際社会に宣言すべきである。

4. 政府は、昨年末の「安保3文書」にあるような、敵基地攻撃能力の取得と南西方面への配備、日米同盟の強化など、対中国戦争の準備を直ちに中止すべきである。

日本と中国が「覇権を求めず、武力を行使しない」ことをうたった日中平和友好条約締結45周年の節目となる締結した12日を前に、今回の麻生発言は看過できません。

「和すれば利益は双方に」という精神が、日中平和友好条約に先人たちによって込められ、「民をもって官を促す」という言葉を最近よく耳にするにつけ、麻生氏の発言を撤回させるとともに、互恵の精神で新しい日中関係が築かれるべきではないでしょうか。

11月12日「敵基地攻撃と日米一体化で台湾有事の戦場に」

県平和運動センター・平和憲法ネットワーク高知・護憲連合高知県本部の主催によるピースセミナー公開講座に参加し、防衛ジャーナリストの半田滋さんによる「敵基地攻撃と日米一体化防衛費倍増は国民負担に」について、お話を聞かせていただきました。

安全保障政策の大転換を招いた背景ともたらす危険性、そしてアメリカによって引き起こされる台湾有事が日本有事に発展するシナリオなど非常にわかりやすくお話いただきました。

詳細の報告は、後日させていただきますが、なによりも「まとめ」で指摘いただいた次のポイントを政治の場で明らかにしたり、具体化させていかなければなりません。

▼政府の言う「敵基地攻撃能力の保有」は抑止を高めれば安全になると言う一方的な主張であって、軍事力強化は東アジアの不安定化を呼び込むものである。

▼「防衛力の抜本的な強化」には予算の裏付けが不可欠であり、5年後不足する4兆円のうち1兆円は増税だが、ホントは全額税金にならないか。

▼私たちは重い負担を引き受ける軍事力強化を

望むのか、選挙で問わなければならない。

▼台湾有事の戦場は日本と台湾であり、米国や中国ではない。「敵基地攻撃能力」を持ち、対米支援をするのは自滅を選ぶに等しい。

▼平和は軍事力ではなく、命がけの外交によって初めて実現する。

11月13日「イスラエル・ハマス『双方即時停戦を』」

ガザを実効支配するイスラム組織ハマスによる奇襲攻撃と、ハマス壊滅を目指すイスラエルの軍事作戦開始から1カ月あまりの戦闘激化の中で、216万人が住むガザ地区では極限状態に陥っており、イスラエル軍のガザ地区侵攻によって「ジェノサイド」が現出しているとも言える状況となっています。

民間人の退避や人質の解放、人道支援物資の搬入などのために、安全を確保するための措置として、イスラエルが毎日4時間、パレスチナ自治区ガザ北部の戦闘を休止することに同意したことは、初めての緩和の動きとされています。

しかし、イスラエル軍の空爆は12日にかけても続き、地上部隊はシファ病院近くでハマスの戦闘員と戦っており、幼子たちの命が奪われ続けています。

国連人口基金と国連児童基金、世界保健機関は12日、「ガザ地区の保健医療に対する攻撃の停止に向け、即時の行動を求める」と題した共同声明を発表しています。

県平和運動センターでも「このような侵攻に反対し、『双方即時停戦を』と強く求め、イスラエルの全面侵攻の停止と合わせてハマスが一刻も早く人質を解放して『一時停戦』を実現することがなにより重要である。そして、1993年8月のいわゆるオスロ合意に基づく関係正常化構築を国連が再確認し、イスラエル、パレスチナ解放機構両者をテーブルにつけ、この際、これまでの米欧の国際社会での『二重基準・ダブルスタンダード』を国連が許さないことである。そして、岸田政権は人道支援強化に加え、憲法9条の立場を明確にし、具体的な外交交渉に尽力するべきである。」との声明を出しています。

また、中東の政治や社会、歴史、中東をめぐ

る国際関係等の理解、解明に携わってきた研究者達は、中東の平和を願ってさまざまな交流を続けてきた市民の立場から、暴力の激化と人道的危機の深刻化を深く憂慮し、発せられた「ガザの事態を憂慮し、即時停戦と人道支援を訴える中東研究者のアピール」では次のように訴えられています。

- 1 即時停戦、および人質の解放
- 2 深刻な人道上の危機に瀕しているガザを一刻も早く救済すること。ガザに対する攻撃を停止し、封鎖を解除して、電気・水の供給、食糧・医薬品等の搬入を保証すること。軍事作戦を前提とした市民への移動強制の撤回。
- 3 国際法、国際人道法の遵守。現在進行中の事態の全局面において人道・人権に関わる国際的規範が遵守されることが重要であると共に、占領地の住民の保護、占領地への入植の禁止等を定めた国際法の、中東・パレスチナにおける遵守状況に関する客観的・歴史的検証。
- 4 日本政府をはじめとする国際社会は、対話と交渉を通じて諸問題を平和的・政治的に解決することを可能とする環境を整えるため、全力を尽くすこと。

ガザをめぐるこの深刻な事態は、戦闘・包囲下に置かれた無数の市民の命を奪い、多大な犠牲を強いているだけでなく、もしこれを放置すれば中東の抱える諸課題の平和的解決が半永久的に不可能になり、中東、さらには世界全体を、長期にわたる緊張と対立、破局に引きずり込みかねない危険なものです。

今こそ、何としても、人道的悲劇の回避と平和の実現のために世界の各国が尽力しなければなりません。

1 2月1日「これでもオスプレイを配備し続けるのか」

米軍の垂直離着陸輸送機「オスプレイ」は、開発段階から墜落事故が相次ぎ、今回の鹿児島県屋久島沖の海上に墜落した機体は、墜落前に「左エンジンから火を噴いていた」という目撃証言があり、事故原因の解明が急がれます。

そして、8人の乗組員のうち7人が行方不明、1人の死亡が確認される不幸な事故となりました。

た。

1 1月に高知でも講演して下さった防衛ジャーナリストの半田滋氏は、「昨年6月に米カリフォルニア州で起きた墜落事故は『エンジンとローターをつなぐクラッチの不具合』と米海兵隊が発表し、今年8月には、陸上自衛隊のオスプレイが静岡で予防着陸したが、エンジンを覆っているカバーとエンジンの中に金属片が見つかった。いずれも今までになかった機体の故障で、今回はエンジンから火を噴いたとの証言のある前代未聞の事故で、開発から計57人の米兵が墜落事故で亡くなっている。昨年は9人。今年もすでに3人が死亡し、これほど墜落事故が続くのは、オスプレイに構造的欠陥があると思えない」とコメントされています。

日本国内には、沖縄の米海兵隊普天間基地に24機、横田基地に6機配備され、自衛隊も17機の導入が決まっています。

そのうち14機がすでに木更津駐屯地に暫定配備されているが、2025年には全17機が佐賀空港の隣で新設が進む佐賀駐屯地に移されることになっています。

佐賀駐屯地への配備も、現地の反対の声を押し切って、着工を強行し、24時間体制で突貫工事を行うとしています。

半田滋さんによると、実はオスプレイは、世界でも米軍と自衛隊しか運用していない機体で、イスラエルは、いったん契約したが、安全性に疑問が残ることからキャンセルしたとのこと。

その米国以外で日本しか購入していないオスプレイは、なんと米国でも陸軍はオスプレイを採用していないそうです。

17機の導入費用は約3600億円で、日本だけが対米追従でガラクタを爆買いさせられてきたのです。

米国防研究所でオスプレイの主任分析官を務めたレックス・リボロ氏は、日本の防衛省が「オートローテーション機能があるので安全に着陸できる」としているにもかかわらず、『オートローテーション機能に欠陥がある』『安全性に深刻な穴がある』と指摘しているそうです。

米国防総省は昨日の記者会見で、「日本に配備されているオスプレイの飛行を継続してい

る」などと言っているが、原因が解明されない限り、オスプレイは無期限の飛行停止をするべきです。

そして、日本国民の命と安全を米国追従より優先させることこそが今の政治に問われています。

12月28日「自衛隊へのオスプレイ配備は見直すべき」

12月定例会閉会日では、常任委員会で全会一致ではなく、不一致となって本会議での採決を求める意見書の中に、共産党会派の皆さんと共同提出した意見書として「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案」があり、私は提出会派を代表して賛成討論を行うこととしています。

これまでもオスプレイという垂直離着陸輸送機の国内配備には、反対してきた経過があります。

何よりも、開発段階から実戦配備後の過程で、アメリカ兵が57人も死亡しているにもかかわらず、我が国の上空を44機のオスプレイの飛行が放置されている中で、11月29日鹿児島県の屋久島沖において、アメリカ軍横田基地に所属するCV22オスプレイが墜落し、搭乗員8名の死亡が確認された以上、自衛隊へのオスプレイ配備を認めることはできません。

多岐にわたる構造的欠陥を有し、死亡事故が多発してきた中で、まず何よりも運用する自衛官の命を危うくし、世界的にも導入が見送られ、調達コストが膨らんでいることから、自衛隊へのオスプレイ配備・調達計画の見直しが必要であります。

何よりも防衛装備は国民の命を守るためにあるものが、乗員だけでなく国民の安全をも脅かすなら本末転倒であります。

オスプレイを運用する自衛官の命をはじめ、県民・国民の生命・財産を守るために、陸上自衛隊へのオスプレイ配備を抜本的に見直すよう求めました。

また、閉会日には、自民党派閥の政治資金パーティーを巡る事件を受け、「政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書」「法改正も含めた再発防止を求める意見書」をいずれも全会

一致で可決しました。

ただし、全会一致で可決した意見書にある国に対し、疑惑解明へ「関係当局の調査に全面協力し、国民への説明責任を果たす」、再発防止に向けて「全貌が調査でつまびらかとなれば、法改正も含めた必要な措置を講じる」ことを求めるだけでなく、「パーティー券を寄付として位置付け、企業・団体献金を全面的に禁止する」との法改正を求めた共産党と私たち県民の会の共同提出意見書は、賛成10、反対26で否決されました。

また、共産党と県民の会で提出した「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書」も、私が賛成討論をしましたが、賛成少数で否決されました。

これらの意見書に反対した会派の皆さんは、なぜ反対するのかという討論は行われませんでしたので、傍聴されていた皆さんがどのように思われたのか聞きたかったと思います。

12月29日「政府の代執行は地方自治と民主主義を踏みにじるもの」

沖縄県における米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設工事を巡り、政府が県の代わりに設計変更を承認する「代執行」に踏み切りました。

地方自治法が規定する手順を踏んだ措置ではあるが、憲法が保障する地方自治の精神をないがしろにするものであり、自治体の権限を奪う「強権発動」であると言えます。

「代執行」はあらゆる手を尽くしても公益を守れない場合にのみ、政府に認められる最後の手段であり、回避する努力をぎりぎりまで続けるのがあるべき姿のはずだが、話し合いの場すら設けられることもなく、強行したのです。

憲法は地方に対する国の関与を最小限にとどめ、住民の自主性・自律性を尊重する「地方自治」を保障しています。

しかし、今回の政府のとった対応は、代執行とその後の工事により、政府と沖縄の分断を決定的にするようなものであり、沖縄の民意を顧みなくてもいいという意識が定着するのではないかと思わざるをえません。

これまで以上に、日本全体が辺野古移設を「我

がこと」として捉え、沖縄の痛みを自らの痛みとして感じられるのかが問われていることを、私たちは受け止めるべきです。

沖縄で強行された「代執行」は、私たちの県でも国の意思に抗って意思表示をした時に、同じことを強行されるのではないかと思わざるをえません。

元社民党参院議員の山内徳信さんは、移設反対の民意にもかかわらず、強行されることは、民主主義を奪うものだという思いから、「4人に1人が犠牲になった沖縄戦や、ものが言えない米軍統治時代を経験した沖縄にとって、民主主義は命なんだ」と言われています。

(2) 特定利用港湾指定の強行について

1月15日「港湾の軍事利用には反対」

私も共同代表を務める平和憲法ネットワーク高知をはじめ、護憲連合高知県本部、高知県平和運動センターの三者で、防衛力の強化のため国が整備・拡充を予定している「特定重要拠点空港・港湾」について、高知県内での整備に反対するよう、県に申し入れました。

「特定重要拠点空港・港湾」は有事の際に自衛隊や海上保安庁が国民保護などを円滑に行うため、平時に必要な空港や港湾を訓練で利用できるよう国が整備・拡充する方針を示しており、本県では高知港、宿毛湾港、須崎港の3か所が候補にあがっています。

申し入れの際には、「平時の訓練利用としているが結局は有事にも利用されるのではないか」「整備によって攻撃対象になる可能性が高まるのではないか」「アメリカに求められれば米軍の利用も可能になるのではないか」などの懸念を伝え、国からの具体的な説明がなされる際には、これらのことを踏まえて、懸念に対する考え方を明らかにさせることを求めました。

また、年度末までの結論と言われるが、今後は国から当該市町村長に対して丁寧な説明をしてもらわなければならないし、12月定例会以上の進捗状況にはないことも示されました。

最終的には、県が判断することとなるので、その際には県民には平和と安全への不安を与え

ることのないように、今後とも求めていくことを申し添えて、申し入れを終えました。

なお、申し入れ書の申し入れ事項の抜粋を下記に掲載しておきます。

「県管理港湾施設の自衛隊利用」に関する反対の申し入れ

私たちは、高知県の港湾の「特定重要拠点」化には反対であり、高知県が同意しないことを求めるものです。その理由は次のとおりです。

一つに、高知県議会では1984年に世界の恒久平和は人類共通の願いであるとして「非核平和高知県宣言」を決議、そして1997年12月には「非核平和高知県宣言に基づき、高知新港の一部開港を控え、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。当県議会は、ここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する」としています。当時の状況として外国艦船の高知県の港湾に入港するさいの非核神戸方式の導入をめぐる決議でしたが、軍事訓練と平和利用は相いれないものです。

二つに、有事の際には、自衛隊基地はもちろん、自衛隊利用を想定した空港や港湾も攻撃対象になりうるものであり、県民の生命を危険にさらしかねないものです。岸田政権が閣議決定した安保関連3文書において「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有が明記され、有事の際、相手国のミサイル発射拠点を先制攻撃することになり、逆に「特定重要拠点」も攻撃対象になる危険性が極めて高くなります。知事答弁にあるように、「有事の際の円滑な利用」も想定されていることから、周辺住民の安全が確保できるかはなほだ疑問です。

三つに、「（米軍の利用は考慮外との政府の国会答弁を受けて）米軍の利用につながるものとは現時点で考えていない」との考えですが、昨今の自衛隊と米軍が一体となった合同軍事演習がより強化されている今日、いずれ米軍艦船もふくめた合同使用となることは必至といわざるを得ません。

したがって、国との協議内容等について徹底して情報公開されることを要請するとともに、慎重に検討されることとあわせて県民の安全と安心を守る立場から、国の申し入れについて同意

されないよう強く申し入れます。

そして、高知県としてとりわけ中国をはじめとしたアジア諸国との自治体平和外交を積極的に行われ、平和と善隣友好の機運を醸成されるよう要請します。

3月18日「特定利用港湾の同意に反対を」

県は、政府が特定利用空港・港湾の考え方を26項目にまとめたQ&Aを公表したことから、浜田知事は県議会の質問戦でQ&Aをなぞる形での答弁に終始し、県民への説明を丁寧に行おうとせず、声を十分に聞くこともせずに3月中に合意を図ろうとしています。

Q&Aでは、「有事の利用を対象としない」「施設の円滑な利用に関する枠組みを設けるが、そのことのみで攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えない」「自衛隊は武器・弾薬を含む物資輸送や部隊の展開のため、海上保安庁は火工品や弾薬の積み降ろしのために利用することがある」などと記したものはあるが、これらの文面だけでは読み取れない疑問点は残っています。

11日の県議会産業振興土木委員会委員に資料として配布された「特定利用港湾」確認案が明らかになりましたが、これまでも本会議で指摘されてきた「重要影響事態」（自衛隊として武力行使はできないが米軍の支援が可能）や「存立危機事態」（自衛隊が集団的自衛権に基づき、日本が攻められていなくても米国などと共に反撃できる事態）が、除かれていないことが確認できます。

知事は、この間「民生利用を主とした平時の訓練の枠組み」と説明してきましたが、確認案では、敵地を攻撃する米軍への武器弾薬の補給や米軍とともに自衛隊部隊が出撃する事態にも用いられることも含んでいるものと思われま

す。「郷土の軍事化に反対する県連絡会」では、改めて12日に、県に受け入れに同意しないよう「本県港湾の特定利用拠点化に同意しないこと」「アジア諸国との平和外交を行うことで平和と善隣友好の機運を醸成する」「県民の合意を経ないまま拙速な判断をしないこと」の3点を申し入れています。

3月22日「『特定利用港湾』にはリスクを上回るメリットがあるのか」

19日に、「特定利用港湾」の候補になっている高知港（新港含む）、須崎港、宿毛湾港がある高知、須崎、宿毛3市と県は、公開で意見交換会を開催しました。

自衛隊艦船による訓練などを通じた防災面での利点を挙げた一方、県民の不安払拭に向けた丁寧な説明を県に求める中、県港湾・海岸課が特定利用港湾の概要やこれまでの経緯を説明し、3月末までに政府と合意文書を取り交わしたいとの方針を了承しました。

県は、12項目の「県版Q&A案」を提示し、高知新港開港時（1997年）に県議会が全会一致で可決した「港湾の非核平和利用に関する決議」は船舶に非核三原則の順守を求めるもので、自衛隊艦船はこれを順守しているため、「今回の指定同意は決議に反しない」とか「自衛隊艦船の利用実態の変化は年数回の訓練増加程度と微小で、攻撃目標とみなされる可能性を有意に高めるものではない」などとしています。

しかし、これらについても疑問や懸念が解消されるものでなく、Q12に対する回答として示された、「県としては、これまでの国との協議の結果、「特定利用港湾」の指定受け入れに関しては、これに伴って想定されるリスクを上回る、十分なメリットが認められるのではないかと心証を得ている。」などと言い切れるのでしょうか。

該当3市の首長は、不安を抱いている市民・県民に対する責任がどこまで果たせるのか、また、県としても浜田知事が掲げる目指すべき高知県像の一つとしての「安全・安心な高知」は「南海トラフ地震対策やインフラ整備」によるものだけでなく、平和であることこそが大前提であることが、確認されるべきではないかと思われま

す。19日には、県内の平和市民団体や政党などでつくる「郷土の軍事化に反対する県連絡会」が、政府が防衛力強化のため整備する「特定利用港湾」の受け入れに反対する署名4260筆を浜田知事宛てに提出する場に、県民の会や共産党会派の議員とともに、立ち合わせて頂きました。

そして、夕方の19日行動では、3市と県の意見交換の中で、いずれも「県の意向を尊重する」と表明し、指定を受け入れる県の方針を了承したことに対する抗議の行動が行われました。

県民の声を十分聞かず、理解をえないままの余りに拙速な進め方に、県民の怒りが高まっていますし、「防災のための重要な整備」との大義を優先していますが、災害時に救援活動が行われるのも平和であればこそです。

有事の際の武力攻撃のターゲットにされる可能性を、「防災」という隠れ蓑で覆い隠して強行することがあってはなりません。

寺田寅彦は、「天災と国防」の中で、「今度の風害が『いわゆる非常時』の最後の危機の出現と時を同じゅうしなかったのは実に何よりのしあわせであったと思う。これが戦禍と重なり合って起こったとしたらその結果はどうなったであろうか、想像するだけでも恐ろしいことである。」「戦争はぜひとも避けようと思えば人間の力で避けられなくはないであろうが、天災ばかりは科学の力でもその襲来を中止させるわけにはいかない。」と述べられています。

「戦禍」という有事は、「天災」の襲来と違って、「人間の力で避けられる」のである。

そのために、全力を尽くすことこそが、政府・自治体には求められているのではないのでしょうか。

3月23日「特定利用港湾指定に見る県の強硬姿勢」

「県民の安心・安全を蔑ろにしかねない課題に対して結論を出すには、あまりに拙速でないですか。」

そんな声が、高まっています。

それを「安保法制反対」の声と一括りにして、十分に声を聴き、理解を求めようとしない姿勢に終始することでよいのでしょうか。

県は、昨日県庁ホームページ「特定利用港湾の指定の受け入れについて」に次のように報告しています。

○県では、高知港・須崎港・宿毛湾港に係る特定利用港湾の指定の受け入れについて合意する旨、令和6年3月22日に国へ文書回答を行い

ました。

○国におけるこの取組みは、国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、平素から、必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、その上で、それらの空港・港湾について、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図るといった内容のものです。

こんな紋切り型の報告で、県民が納得するだけでも思っているのでしょうか。

そして、国への回答文書は次の通りです。

「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について（回答）」との表題に続いて、「令和6年3月8日付けで依頼のあったうえのことについて、「高知港・須崎港・宿毛湾港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」を確認しました。」

ここには、県民の思いは何も感じられません。

県民の思いを切り捨てるような、こんな県の棄民姿勢に県民の気持ちが離れ、県政への諦め感が生ずるのを危惧するばかりです。

3月28日「特定利用港湾指定撤回に向けて」

昨日、政府は防衛力強化の一環として、有事の際の自衛隊や海上保安庁による使用に備えて整備する「特定利用空港・港湾」に、本県の3港湾をはじめ7道県計16カ所を指定する方針を固めたことが、報じられています。

部隊展開や国民保護活動、訓練の拠点を確保するためのもので、2024年度に整備事業を始める初年度の予算は計350億円程度となる見通しとのことです。

政府は22年末に策定した国家安全保障戦略に、台湾有事の懸念を念頭に、国民保護や有事の際の円滑な利用・配備を目的として「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作りを行う」と盛り込んでいるだけに、何よりも中国の海洋進出や台湾有事への懸念が県民に生ずるのは当然です。

それを無視して、災害時に活用できることな

どをメリットとして、有事に軍事拠点と見なされ攻撃目標となる危険など整備の必要性とリスクの丁寧な説明のないまま、「指定受け入れ」を判断した浜田県政のやり方に、県民の怒りは高まっています。

そのような状況の中で、港湾管理者の県が合意したことを受け昨日、「郷土の軍事化に反対する県連絡会」と「高知憲法アクション」主催の抗議集会在県庁前で開かれ、約200人が参加しました。

私も県民の会の同僚議員らとともに参加し、「県民の不安、怒りの声が届いているなら、今からでも合意を撤回すべき」と訴え、県議会6月定例会に、受け入れ撤回を求める請願書の提出を目指す取り組みに協力していくことを確認しあいました。

さすがに、沖縄県などは、国の意図をしっかりと見極めているからこそ、最多の12カ所を候補とされながらも、県管理施設は同意せず、国管理の那覇空港など2カ所にとどまっています。

そのような動きを高知県でも作っていくためのスタートとする集会となりました。

(3) 政治の在り方と課題について

① 旧統一教会と政治の関係について

5月9日「旧統一教会と政界の癒着は断ち切れたのか」

旧統一教会との接点を認めた都道府県議について、今春の統一地方選での当落を調べたところ、朝日新聞アンケートで対象となった立候補者228人のうち9割にあたる206人が当選、落選は1割にあたる22人だったことが明らかになっています。

また、共同通信社のアンケートで対象となった立候補者265人中、無投票だった63人を含めこちらも9割に当たる240人が当選し、落選者は一割の25人となっています。

高知県議会では、関りのあった議員5名中4名が立候補し、1名が落選しています。

共同通信は「物価高や少子化対策で論戦が交

わされる中、教団問題が有権者の投票行動に与えた影響は限定的だった可能性がある。」と分析しています。

そのような中で、旧統一教会は7日に、教団本部がある韓国で日本の約550人を含め56カ国から約2600人を集めた合同結婚式を開いており、莫大な献金などによる費用をかけた新たな拠点施設も披露されていました。

一向に実効性が発揮されない質問権行使も5回を数える中、改めて旧統一教会と政治の癒着の本質について明らかにすべきだと言えます。

5月27日「旧統一教会と政界の『歪な共存関係』を断ち切れ」

「旧統一教会被害者と支援者の会・高知」と高知憲法アクションが主催で、旧統一教会を長年取材するジャーナリストの鈴木エイトさんの講演会に参加してきました。

鈴木さんは「統一教会の過去と現在 政界との癒着をどう断ち切るか」とのテーマで、「銃撃による殺害という手段は明らかに間違い」と強調した上で、教団が正体や目的を隠した偽装勧誘による信者獲得、悪質な霊感商法などの社会問題を起こしてきたと破壊的人生的破壊まで追い詰める破壊的カルトだと指摘されていました。

どのような形で勧誘してきたかと映像も流しながらの説明やこれまでの選挙や政治家、政治とどのように関わってきたかということも紹介されました。

講演内容の核心に触れることは、当日、会場で購入した鈴木氏の最新著書「自民党の統一教会汚染2 山上徹也からの伝言」(小学館)の「終章」に、次のように明らかにされていました。

鈴木氏は「著書『自民党の統一教会 追跡3000日』の中で安倍元首相が暗殺される半年前の論考としてこう書いた。『統一教会の生命線は安倍晋三との関係性に委ねられている。互いを利用しあっている両者、それは本稿で検証してきたように健全な信頼関係などではない。政界を汚染するこの「歪な共存関係」を白日のもとに晒し、国民の監視下に置くこと。それ以外にこの穢れた関係を取り除くことはできない』

と指摘しています。

そして、「想定していない形ではあったが、こうして『白日のもとに晒す』ことはある程度なされたと思う。だが、実際はどうだろう。この『歪な共存関係』を取り除くことができたのか。穢れた関係性が晒されたにもかかわらず、関与してきた多くの政治家は保身のために"知らぬ存ぜぬ"をきめこんでいるではないか。本来であれば自分たちの領袖であった安倍晋三と言う人物がなぜ殺害されるに至ったのか。統一教会との関係性はいかなるものだったのか。自民党自体と教団との関係はどのような経緯を辿ってきたのか、これらを検証しようと言う動きが自民党の中から出てきて然るべきだったが、自民党上層部だけではなく、特に安倍派の中から、そのような動きが一切起こっていないことには呆れ返る他ない。」とあります。

この関係性が徐々に明らかになる中で、次のことを政治家に求めています。

「統一協会が政治家を利用し、取り入れてきただけではない。自民党と統一教会が相互に利用しあい、『共存・共栄』関係を築いてきた。そこにメディアの監視機能が働かず関係性がエスカレートしてきたのが、この10数年の実態だ。今も苦しんでいるカルトの被害者、当事者、2世、家族がいる。韓国の貧困地区へ嫁がされた日本人女性信者の存在も忘れてはならない。安易に統一教会と手を結んだ政治家は、人権侵害や被害拡大に加担していることを自覚すべきだ。」

そんな中で、「元首相暗殺事件は政治家の責任のみならず、メディアの無関心が生んだ悲劇でもある。」

だからこそ、「統一教会と政治家の関係性追及には、日本のジャーナリズムの真価が問われている。この問題はまだ本格的な検証がされておらず、安易な幕引きをさせさせないことが最も重要である。統一教会と政界の闇をまだ全て暴かれたわけではない。」との結びに、社会もしっかりと向き合い続けなければならないと感じたところ です。

10月1日「旧統一教会解散への違法性」

旧統一教会をめぐって、政府内で解散命令請

求に向けた調整が進む中、文部科学省が、10月12日にも宗教法人審議会を開くことが、昨日から報道されています。

そこでは、おそらく解散命令が出されるのではないとも言われています。

その半月前というタイミングで、9月28日には、全国統一教会被害者対策弁護士事務所の阿部克臣弁護士による「統一教会問題の過去・現在・未来」と題した講演に学ばせて頂きました。

阿部弁護士は、日頃から様々な詐欺事件を取り扱っているが、旧統一教会が最も質の悪い詐欺師集団であるということに始まって、「旧統一教会の問題性」「解散命令請求による宗教法人の解散と財産保全」「被害者・家族の救済・支援」「反カルト法制の整備」「政治と統一教会との癒着の断絶」などについて、短い時間にもかかわらず、的を射た話をして下さいました。

教団の活動について文科省は、昨年からの調査で積み上げた証拠に照らし、宗教法人法に基づき、裁判所が解散命令を出すことができる「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」ケースに該当すると判断し、解散命令請求の時期についての調整が進められていることは、マスコミなどでも報道されています。

それでは、旧統一教会は法的に何が問題なのかということで、阿部さんは次のことを指摘されました。

「目的」として、財産の収奪、加害者の再生産をするために、正体を隠して勧誘し、宗教的教義は一旦信じ込まされると、信教に対する「重大な脅威」となる「方法・手段」で、「結果」として、「万物復帰の教え」のもとに、ほぼ全ての財産を収奪し、人生の貴重な時間を統一教会のために消費させられるのです。まさに、それらのことを通じて、「信教の自由」を侵害されることで、違法なのであると指摘されました。

かつて、「法令違反」を理由とする解散命令が確定したのは、地下鉄サリン事件などを起こしたオウム真理教と、霊視商法詐欺事件で幹部らが摘発された明覚寺の2例のみで、旧統一教会を巡ってはそうした刑事事件はなく、文科省が解散命令を請求した場合、教団側は全面的に

争うとみられているが、それにひるむことなく、政府はしっかりと解散を見届けなければなりません。

12月4日「首相自ら旧統一教会系トップと面会の説明責任」

今朝の朝日新聞一面は、岸田首相が自民党政調会長だった2019年に、旧統一教会の友好団体のトップと自民党本部で面会していたと、報じています。

記事では、友好団体トップと面会したかについて複数回、岸田氏に事務所を通じて文書でたずねたが、明確な説明はなかった中で、関係者によると、岸田氏は党政調会長だった19年10月4日、党本部で来日中のニュート・ギングリッチ元米下院議長らと面談し、その場に、教団の友好団体「宇宙平和連合（UPF）ジャパン」のトップである梶栗正義議長が同席していたとのことでした。

岸田氏はこれまで教団との関係性を否定しており、昨年8月の内閣改造の際、教団との関係を点検し見直すことを受け入れた人物を閣僚に任命したと述べたうえで「私個人は知りうる限り当該団体とは関係ない」と説明し、閣僚や党所属国会議員に点検や説明、関係の見直しを求めている側でした。

これまでも自民党閣僚などが、旧統一教会との関係において、十分説明しなかった際や不祥事が明るみに出た際に首相自身が、「説明責任が果たせていない」と不満を漏らしてきたことが度々あったが、今度は自らのことなので、自身の説明責任が問われることとなります。

②その他

7月17日「政治にとりつく『妖怪の孫』の力を跳ねのける」

昨日、政治ドキュメンタリー映画「妖怪の孫」を鑑賞してきました。

大手メディアでは出来ない安倍政治の今を、検証するような映画でした。

歴代最長在任期間となった故安倍晋三元総理の政治は何だったのか。

幼少期のそばにいてくれなかった母への恨みから、「昭和の妖怪」と呼ばれた母方の祖父・岸 信介元総理を超えるということだけに、とりつかれたかのような政治家の道。

そして首相となって、彼が劣化させてきたこの国の政治は何だったのかを描く作品をぜひ、多くの方に観て頂きたいものです。

安倍の肝いりであったアベノミクスは「見せかけ政治、やってる感」であり、国民は妖怪・慈虚責任にとりつかれることとなったのではないかと。

首相のテロとも言われた法制局人事を布石として、安政法制を強行し、憲法違反の政治を重ね、憲法改悪を企図したアベ政治。

モリ・カケ・サクラという政治の私物化が何をもたらしたかも含めて、この映画でアベ政治の悪行を肝に銘じ続けたいし、今のこの国の政治に、国会にとりついている「妖怪の孫」の力を跳ねのけることがこれからの闘いであると思ったことでした。

12月5日「自民党政治資金パーティー券収入で裏金づくりか」

自民党最大派閥の安倍派が、政治資金パーティーの収入の一部を用途が確認できない裏金にしていた疑いが浮上し、東京地検特捜部が政治資金規正法違反容疑での立件も視野に捜査を進めていることが明らかになりました。

その仕組みとしては、派閥の所属議員にはパーティー券の販売枚数のノルマが課され、それを超えて売った分は議員側に還流されるというものです。

安倍派は2018～22年に毎年1回パーティーを開き、計約6.6億円の収入を報告書に記載し、直近5年間に帳簿外で処理された額が1億円を超え、還流分を裏金にしていた議員は10人を超える可能性があると言われていています。

パーティー券販売は、規正法で禁じられた企業・団体献金の抜け道になっているとも指摘されてきた中で、裏金作りに利用されていたとしたら看過できるものではなく、さらに国民の不信を招くだけであります。

安倍派の座長を務める塩谷立元文部科学相は、還流の仕組みが「あったと思う」と一旦は

認めたものの後に撤回しました。

さらに、派閥運営を取り仕切る事務総長の経験者である松野官房長官、西村経済産業相はともに、「政府の立場としてお答えを差し控える」と繰り返すばかりであり、自らに向けられた疑惑について説明しようともしていません。

さらに、このパー券収入キックバックによる裏金作りは、安倍派だけにとどまらず二階派についても発覚し、東京地検が捜査していると言われています。

この間、自民党政権周辺にあらゆる疑惑が浮上しているが、岸田首相は本気で国民に説明しようとしてこず、いよいよ自らの旧統一教会との関りも浮上している中、自らの責任として、この政治とカネの問題も含めて、党を挙げて実態を解明することが求められています。

(3) 改憲の動きについて

4月29日「前川喜平さん語る『武力で平和は守れない』」

「憲法施行76周年県民の集い」で元文部科学事務次官前川喜平さんの「戦争を回避する道すじー武力で平和は守れないー」と題した講演会にオンラインで参加しました。

集会は、高知憲法アクションや私も共同代表を務めさせていただいている平和憲法ネットワーク高知など10団体が主催し、県内4カ所のサテライト会場や個人でのオンライン視聴を合わせ約370人が参加されていました。

本題に入る前には、森友・加計問題、旧統一教会問題に関わる安倍政権をはじめとした自民党政権の問題についても、話していただきました。

▼ロシアによるウクライナ侵攻から学ぶべきは、人類史的視野に立って武力で平和を守れないという道筋を見出すことであるのに、政府の世論操作に乗せられて、軍拡そのものに反対するのではなく、軍拡増税が論点になってしまっている。

▼子どもたちに戦争の恐怖に晒させないのはおとなの責任。

▼死の商人は政治家に貢いで戦争を起こさせ

る。まさに、それを可能にさせようとしているのがウクライナへの殺傷能力のある武器を輸出しようとの自民党による議論である。防衛産業強化法案など許されるべきではない。

▼「力の支配ではなく、法の支配」に向けて、考え方を变えるべきで、それが人類の知恵であり、進歩である。

▼国際連合の設立根拠として採択された国連憲章は、「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止しており、「武力不行使原則」は、世界中の国が遵守すべき慣習国際法としても成立している。

▼もし、9条を改正するのであれば、「非核三原則」を盛り込むべき。

▼「専制、隷従、恐怖、欠乏のない世界」が築かれるべきで、それを具体化しようとしたのが中村哲さんである。

▼谷口真由美さんが、言っていたが「岸田さんのやっていることは、本当に平和になっているんやろうか」と疑問を投げかける形で話す。「疑問の芽を植え付ける」→「疑念が生まれると考える」→「考えると学ぶ」→「本当のことが分かる」

これらのことを身近な方たちと共有していきたいものです。

5月3日「『なりませぬ』の声を為政者に届ける」

1947年の施行から76年を迎えた憲法記念日でした。

憲法記念日を前に共同通信が実施した世論調査では、憲法の改正が「必要」「どちらかといえば必要」との回答が、前年の調査から4ポイント増えて計72%に上ったとの結果が出ていますが、何をどう改正するか明示していない設問です。

9条改正はと聞けば、「必要」が53%、「必要ない」が45%、朝日新聞では「変える方がよい」が37%、「変えない方がよい」が55%となっています。

また、毎日新聞が4月に実施した全国世論調査では、岸田文雄首相の在任中に憲法改正を行うことについての設問では、「賛成」は35%で「反対」の47%を下回っています。

前提条件がつかなければ、「賛成」が多く、岸田政権下との条件がつけば、「反対」が多くなるという世論調査のもとで、私たちは真剣に憲法と向き合う必要があると思います。

3日付け高知新聞社説では、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義―。憲法を巡っては近年、この3原則に対し、為政者側が権限や裁量を広げようとする動きが繰り返されている。権力の行き過ぎに歯止めをかけ、国民の権利を守る立憲主義の軽視と言ってもよいだろう。」と指摘し、憲法は「安全保障面のみならず、同性婚やデジタル社会の人権といった論点も多様化しており、時代の変化に応じていくべきだ。だが、改憲自体が目的になっていたり、立憲主義の後退につながりかねないケースは慎重になる必要がある。」と促しています。

そして、緊急事態改憲については、「歴史を振り返れば、緊急時に権力が力を強め、民衆の自由や権利が奪われたこともある。」ことから、「新型コロナウイルス禍を含めて、「非常」「危機」を口実にした改憲の実績作りをしていないか。しっかり見極めていかななくてはならない。」と結んでいます。

また、3日付の東京新聞社説では、笠谷和比古氏による「主君『押込』の論理」にもとづき、「暴君とは家臣の命懸けの諫言にも耳を貸さず、権力を強行する存在です。」その場合には、「『主君押し込め』です。諫言を阻却し、藩士や領民を苦しめるとしたら、家臣団は力を用いて藩主を交代させても構わないという考えでした。藩主を座敷牢に押し込め、隠居させたのです。」ということを紹介しています。

そして、「憲法に基づく立憲政治、民主政治では常に『なりませぬ』の声が為政者の耳に届かなくてはならないはずです。われわれも主権者として、権力の横暴や、自由や権利の侵害には勇気をもって『ノー』の声を上げるべきなのです。怠れば『暴君』の出現を許してしまいます。それも歴史が教える『必然』の姿です。」とあります。

今の為政者は、どれだけ「聞く力」があるか分かりませんが、「なりませぬ」の声を耳に届けなければ「なりませぬ」。

(4) 脱原発について

6月1日「原発運転60年超法が成立」

「原子力発電への回帰」を定めた通称「GX脱炭素電源法案」が上程され、4月27日に衆議院本会議で自民、公明、日本維新の会、国民民主の各党の賛成多数で可決した後、昨日参院本会議で可決、成立しました。

2011年の東京電力福島第一原発事故をきっかけに運転期間が最長60年と定められたが、今回の法改正で60年を超えた運転が可能になるわけで、2011年3月11日の震災により、多くの人々に避難を余儀なくさせ、加えてその後長期間にわたる避難生活を強いてきた原子力政策への反省が踏みにじられました。

未だに帰還困難区域という名の汚染地帯が広がる福島県で、その後遺症も癒えてない今、原発依存を急速に進めようとする政策に福島の人々をはじめ多くの国民が強く反対しています。

原発をなくすためには代替電源を開発する必要があり、火力に依存すると環境負荷や価格の不安定さが問題になることは明らかであり、政情不安定な国からの原料の調達が困難なことは分かっているれば、当面は火力の高効率化と電源の分散を図り、多くの投資は原発と火力を代替するエネルギー源を開発することに投じなければならないことは分かっていたはずなのに、本気で取り組まれて来なかったといっても過言ではありません。

今国会で、「万が一、原発の劣化によって事故が生じたとき、総理、あなたは責任をとれるのですか」という質問を受けた岸田首相は、回答を避けたと言います。

電力11社の安全対策費の合計は、2023年1月時点で6兆890億円以上になると、言われていますが、この12年間での無駄な投資に加え、これからも巨額の投資を原発に続け、原発依存の国へと回帰する法律を制定させたことに強く抗議します。

6月4日「日本の電気のからくり、再生可能エネルギーの可能性」

「原発をなくし自然エネルギーを推進する高

知県民連絡会」総会に伴う記念講演に参加しました。

グリーンピープルズパワー(株)の竹村英明代表は「日本の電気のしくみとからくり」と題して、大手電力がこれまで何をしてきたのか、そして、再生可能エネルギー100%社会を達成するために何をしなければならないのかお話し頂きました。

大手電力は、利益率の高かった低圧ユーザーを中心に新電力に奪われ利益が減少していたことから、新電力にさまざまなリスクを押し付けるなどして、顧客を奪い返してきました。

そして、「原発の基本料金」をずるがしこく規制料金の値上げ理由に入れ、お荷物だった原発費用をまんまと電気料金の原価に押し込んでいます。

さらに、原発の基本料金だけでなく、廃炉費用（「廃炉円滑化負担金」）、福島原発事故の損害賠償（一般負担金、損害賠償の「過去分」。）を託送料金の原価に押し込みました。

加えて、再処理費用（日本原燃への基本料金。再処理はゼロでも払う。）、福島原発事故の事故処理費（廃炉等積立金）などを、託送料金の原価に算入させようとしているとのこと。

つまり、電力自由化によって新電力にシェアを奪われて失った競争力を回復し、お荷物であった原発の各種費用を「自己負担」から「電気料金」や「託送料金」の原価に押し込んで、消費者に負担させるという責任転嫁を堂々とやってきたのです。

今こそ、「再エネ 100%社会に向けて必要なこと」は、「優先接続、優先給電」「送配電網の増強」「需給調整は各エリア別から全国一律に」「再エネへの投資をしやすくする融資補助（金利支援、保証支援）」を進め、「地域エネルギー事業三原則の法制化」が求められているとのことでした。

「巨大なメガソーラーなどを山を伐採して作ってしまうような悪質な事業者による事業を制限するため、「地域住民の理解と協力」「地域住民による出資」「地域住民もしくは自治体の事業参加」の3つを必須条件とした地域エネルギー事業三原則の法制化が必要であると訴えられていました。

「地域の人たちが、地域でお金を払って地域の人を使うものしか認めない」そんな地域エネルギーを全国に網羅させていくことが時間がかかっても、近道であることを協調されました。

9月3日「映画「サイレント・フォールアウト」の米国上映の実現へ」

ドキュメンタリー映画「放射線を浴びたX年後Ⅲ サイレント・フォールアウト～乳歯が語る大気汚染～」の上映会と伊東英朗監督のトークセッションがソレで開催されましたので、参加してきました。

皆さんも、ネバダの核実験場で、初の大気圏内核実験が行われた映像を目にしたことはあると思いますが、その後行われた100回の大気圏内核実験で生じた放射性物質は米国各地に飛散し、米国本土は自国の核実験で放射性物質に汚染されていることを国民は知らされていなかった事実を告発したこのドキュメンタリー映画は、絶対見てもらいたい映画であることを痛感させられました。

そして、映画は、米国本土だけではなく、日本はもちろん、世界中が核汚染されている実態を我々は知らなければなりません。

また、米国民の間でも知られるようになった放射能汚染について、抜けた乳歯を調べて被ばくの有無を知る「乳歯調査」という活動も女性の手によって生まれました。

映画は、これらの状況を知る人や核被害者の証言を積み重ね、米国本土の核汚染の実態を描き出しています。

しかし、この国は、かつての太平洋の核実験場であった被爆漁場と6～8回／年往復し被爆し続けた日本のマグロ漁船の漁師たちのことや福島第一原発事故のことさえを教訓として遺せず、知ろうとしない人々も多くいます。

今の状況を変えていくためには、この映画をアメリカで上映して回るという伊東英朗監督の狙いも、思いも本人の口から聞かせてもらい、何としてもアメリカでの上映ツアーが実現し、米国の政治を動かし、日本の政治を変えることを私たちも一緒になって実現させていきたいものです。

1月11日「半島地震に見る原発災害の危機」

今回の能登半島地震は、揺れ、液状化、津波、火災、土砂災害と被害の全容が明らかになるにつれ、これで、原発災害が重なっていたらと思わざるをえません。

停止中の志賀原発では、3系統5回線の外部電源のうち1系統2回線は停止し、1号機側の起動変圧器では、油漏れに加えて噴霧消火設備の起動及び放圧板が動作したことも確認されるなど原発にとって安全上重大な問題がいくつも起きてます。

これで過酷事故にならなかったのは、稼働していなかったことと、最大の揺れを引き起こした断層から離れていたことが幸いしたに過ぎないのではないかとされています。

昨日の原子力規制委員会は、今後の原発の審査や安全対策の議論を始め、再稼働に向けて審査中の2号機について、今回の地震の知見を収集するよう原子力規制庁に指示し、「新知見かどうかを確定させるまでに年単位の時間がかかる。審査はそれ以上かかると思う」との見通しを示さざるをえませんでした。

加えて、半島における地理的リスクによる避難困難の実態も明らかになっています。

地震の影響で能登半島では土砂崩れなどで道路が寸断され、通信環境も悪化し、孤立集落が多発するなど、原発事故の際の避難について、半島の地理的リスクが明らかになっています。

原子力防災に詳しい東京大大学院情報学環総合防災情報研究センターの関谷直也教授は「半島は電気や通信、道路の手段を多重化するのが難しい」と指摘しています。

地震は止められないし、対策にも限界があります。

原発災害を最小限に食い止めるには、原発を「止める、冷やす、閉じ込める」対策を、今から実施していくほかないことを改めて痛感させられました。

2月21日「地震は止められないが、原発は止められる」

今回の能登半島地震で明らかとなったのは、志賀原発の避難計画がいかにか絵に描いた餅であったのかということです。

志賀原発から半径30キロ圏内に暮らす約15万人は、今の「志賀町原子力災害避難計画」では、原発北側の住民は重大事故時、山間部を抜けて半島の先端に近い能登町に避難することになっています。

そして、「主たる移動手段は自動車。自家用車で避難できない人はバスを使う。避難ルートは国道、県道など。自衛隊車両や海上交通手段も使う」となっていますが、道路は各所でズタズタ、海路も使えない、避難しようにも動けない地区があちこちにあったのです。

内閣府によると、石川県が30キロ圏外への基本的な避難ルートと位置づけた11路線のうち7路線が崩落や亀裂で寸断し、志賀原発の5～30キロ圏では、一時、輪島市と穴水町の計8地区が孤立状態となっていました。

11路線のひとつでもある国道249号は「斜面の崩壊やトンネル内の崩落など、被災が極めて大規模な箇所がある。本格復旧には数年かかる見込み」と国土交通相も言及しています。

まさに、避難計画の前提がいくつも崩れた中で、もし、地震や津波に原発事故が重なる複合災害になっていけば、大混乱が生じた可能性が高いことは明白です。

もし志賀原発が稼働していて事故を起こしたら、原発周辺の人たちは逃げようにも逃げられませんでした。

この避難計画は原子力規制委員会の審査対象外であり、専門家のチェックも入らない中で、明らかになったのは、地震の際の避難計画に実効性はないということです。

地震は止められませんが、原発は止められます。

3月10日「道路寸断恐れ109市町村で、避難困難」

明日13年目の3.11を迎えるにあたり、福島原発事故から未だ復興が果たせない帰還困難区域の課題が浮き彫りになる時期です。

そして、元日の能登半島地震で志賀原発で事故が起きた場合の避難路が寸断されることによる避難すらできない課題も浮き彫りにされています。

昨日の共同通信の配信記事が、建設中を含む

国内19原発の30キロ圏にある自治体のうち18道府県計109市町村で、地震など災害時の緊急輸送道路が土砂崩れなどにより寸断される恐れがあることを報じていました。

30キロ圏に含まれる21道府県計138市町村の79%に当たり、原発事故時の避難に支障が出る恐れがあるとされています。

警戒区域は、がけの傾斜などに基づき、地震や豪雨で崖崩れや地滑りが起きるリスクのある場所を都道府県が指定するものですが、避難経路を事前に定める必要がある原発30キロ圏を調べた結果、国道、県道など109市町村で延べ約500本の緊急輸送道路が警戒区域を通過しています。

本県は、避難計画の策定義務のある原発から半径30kmの重点区域には入っていないが、万が一の事故に備えて策定した避難計画に実効性があるかどうかを問われています。

2012年2月議会で、私は、国際環境NGOグリーンピース・ジャパンが、四国電力伊方原発付近で、原発事故時の放射性物質の拡散範囲を調べるために紙風船を飛ばした結果、南東に85キロ離れた四万十市竹島付近の四万十川河口で、同日午後6時頃に発見連絡があったことから、警戒区域だとか計画避難区域とかいうのは、あまり関係ないと思われる放射能汚染の拡大について、指摘したことがありました。

避難計画の実効性が確保できない中、事故が絶対起きないと言えない以上、原発は人道からも廃炉にすべきであります。

7 その他

(1) 公共交通、交通安全について

5月1日「自転車に乗る時はヘルメットかぶっていますか？」

春の全国交通安全運動を前に警察庁が自転車事故の状況をまとめ公表されました。

自転車乗車中の人が死傷する交通事故は昨年、6万9985件あり、前年を291件上回って2年連続で増え、車を含めた全体の交通事故が減り続けるなか、自転車の事故が占める割

合は23.3%と6年連続で上昇し、いまの統計の取り方になったこの20年間で最高を更新しています。

そのような中で、4月1日から自転車に乗るすべての人にヘルメット着用の努力義務が課されることとなりました。

事故件数は、自転車乗車中の人が事故の過失割合が最も重い第1当事者か第2当事者になったもので、2000年代初頭は年間18万件台にのぼったが、15年には10万件を割り込んだが、21年、22年と連続で増加し、コロナ禍などで社会での自転車利用が進んだことが背景にあるとみられています。

警察庁は18～22年の5年間の事故を分析し、亡くなった1985人（第1、第2当事者）の約4分の3は出会い頭や右左折時などの車両との事故、約4分の1は単独で、全体の約7割に安全を十分確認しないなど何らかの法令違反があったとのこと。

亡くなった人の94.9%は当時ヘルメットをかぶっておらず、致命傷が頭だった人の場合、96%が非着用で、かぶっていた人はわずか3.9%だったとのこと。

私たちが、早朝交通安全指導を行っている際に、大変危険な走行に子どもたちや高齢者が巻き込まれないかと心配するケースが多く見受けられています。

警察庁は「ヘルメットは命を守る効果がある」と、着用を訴えているが、ヘルメットを着用したから事故は減るのではなく、交通ルールの順守こそが事故にあわないための最低限のマナーです。

自転車安全利用五則を守りましょう。

(1) 車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）

(2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

(3) 夜間はライトを点灯

(4) 飲酒運転は禁止

(5) ヘルメットを着用

3月25日「公共交通こそ我々の社会インフラ」

24日から、高知新聞で、「明日の足 高知の公共交通を考える」連載第4便が始まりました。

た。

そして、県内市町村が、路線バスや鉄道に加え、コミバスや福祉タクシーなどで高齢化する地域の移動手段を確保するのに、いかに苦労しているのか、公共交通維持に向けた自治体の課題と苦悩が描かれようとしています。

そんな矢先の23日に、私も理事をしている高知県自治研究センターの主催で「どうする？ どうなる？ 私たちの公共交通～大切な社会インフラのいまとこれから」のテーマで公共交通について考えるシンポジウムが開催されました。

戸崎先生からは、「コロナ禍が示した公共交通の位置づけ」「高齢社会における公共交通の役割」「公共交通の経営難」「運転手不足への対応、労働力の充実に向けて」「2024年問題」「街づくりと公共交通」「公共交通が活かせるようなまちづくり」「公共交通における今日的評価と社会的認知の向上促進」などの課題について、お話しいただきました。

また、戸崎先生も交えた交通事業者らとのパネルディスカッションでもフロアとのやりとりも含めてパネラーの皆さんのお話は貴重なものでした。

特に、印象に残った点を下記に記しておきます。

▼公共交通を費用対効果で考えるだけではダメであって、社会的効果を評価しなければならない。そして、交通は社会生活の基盤として、何が成果が見えるようにしなければならない。

▼マイカー中心の道路・交通行政が、今の交通行政の弱体化を招いた。自治体のトップがその気にならなければならない。その熱量によって変わる。

▼公共交通は、高齢化社会を支えるインフラになっているという社会的認知の向上促進が求められている。

▼路面電車という基盤があるメリットを捨てる必要はない。

また、自治研究センターでは、昨年、「高知市における公共交通のクロスセクター効果試算及び利便性向上による利用促進政策」の提言書を高知市に提出し、路線バスと路面電車を乗り換えできるよう、結節点を整備することなどを提案しており、今後さらにこの提言をブラッシ

ュアップすることのアドバイスなども頂きました。

いずれにしても、高知新聞の連載記事も含めて「明日の足 高知の公共交通」を考えていきたいものです。

(2) 働き方について

4月29日「中学教諭の36%が過労死ライン超え」

文部科学省は28日、昨年度に実施した公立学校教員の勤務実態調査の結果（速報値）を公表しました。

勤務実態調査は、2016年度以来6年ぶりで、文科省は月の残業時間の上限を45時間と定め、長時間労働の主な要因である部活動についても土日のうち1日は休養するよう求めてきていました。

小学校教諭の10、11月の平日1日あたりの勤務時間（在校時間）は10時間45分で前回から30分減、中学校教諭は11時間1分と前回から31分減り、土日は2時間18分で約1時間減っているが、それでも1カ月あたりの時間外勤務（残業）は、中学校で77%、小学校で64%の教諭が文科省の定める上限基準（45時間）に達しており、長時間労働の実態が明らかとなっています。

国が示す「過労死ライン」（残業月80時間）にも、小学校で14.2%、中学校で36.6%が該当するなど、減少したものの過酷な状況は続いています。

業務内容別では、平日は「授業」や「朝の業務」が前回より6～11分増えたが、「学校行事」が11～12分、土日の「部活動・クラブ活動」は中学校で40分減っているが、文科省では、コロナ禍の影響で学校行事が減った一方、感染対策の時間が増えたとみられています。

文科省は、さらなる働き方改革や待遇改善が急務だとして、来月にも中央教育審議会（文科相の諮問機関）で議論を始める方針だが、増員を図らない限り、抜本的な残業時間の削減は図られないのではないかと考えられます。

8月18日「最賃の実効性担保へ課題解決を」

最低賃金（時給）の今年の改定額が、全都道府県で出そろいました。

物価高を受け、引き上げ額は全国加重平均で43円と過去最高になり、「千円超え」の都府県は3から8に増え、国側が示した引き上げの目安額を24県で上回りました。

上乗せ額が最も大きいのは佐賀の8円ですが、大幅に上乗せした理由について「（最低賃金がより高い）福岡県などへの労働力人口の流出が多く、差を縮めないといけないという意見があった」などと説明しており、地方では、人手不足の中で働き手の流出を抑える狙いなどから、このような傾向が高まっています。

本県でも、時給897円とするよう、高知地方最低賃金審議会が答申しており、国の目安額を5円上回る44円の引き上げで、比較が可能な02年以降で最大となっています。

しかし、コロナ禍からの経済活動の再開や、ロシアのウクライナ侵攻で物価が高騰し、消費者物価は2年近く前年同月を上回っているにもかかわらず、賃金の伸びは物価の上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続いている中で、これが働く者の期待に応えられるかという点、まだまだという感がします。

一方で、特に中小企業側は、資金繰りなどの大変さで、この賃上げに十分応えられるのか、人手不足の解消につながるのかなど課題は山積しています。

また、縮小されたとはいえ、都市部と地方の格差は、200円台であり、労働力・人口の流出にもつながりかねない状況は変わっていません。

高知労働局によると、時給897円未満の県内労働者は約1万9800人ということですが、この人たちの賃上げが早急に図られるとともに、そのための中小企業側への支援も含めて、国は改善策を講じていく必要があります。

2月15日「男女・正規非正規賃金格差の是正も春闘課題」

今朝の高知新聞一面に「都道府県職員年収に男女差 22年度男性の7割台過半数」との見出し記事があります。

都道府県などの自治体と中央省庁は女性活躍推進法に基づき、2023年度から前年度分の男女の賃金差公表が義務付けられており、これをもとに共同通信が、47都道府県が公表した2022年度の職員給与に関する男女格差の資料を集計分析したもので、平均年収は全てで女性が男性を下回り、半数を超える28府県では男性の7割台だったことが明らかになっています。

平均年収の差が比較的小さく女性が男性の9割台だったのは香川（93.7%）と東京（90.8%）だけで、83.1%の本県を含む12道県が8割台で、28府県は7割台、残る5県は6割台と格差が大きくなっています。

47都道府県を単純平均した賃金格差は77.6%となっていますが、市町村職員なども含めた自治体職員全体となるとどうなのかも把握する必要があらうかと思えます。

また、公務労働に詳しい上林陽治立教大特任教授が地方公務員の賃金差を独自に試算したところ、男性正規一般行政職の平均時給を100%とした場合、女性正規は89%、男女別の資料が公表されていない非正規一般事務職は男女計で43%となっていることから、この「男女差異公表」だけでは表れない実態があると思われれます。

民間企業の賃金の男女差は、従業員301人以上の企業に開示義務があり、厚労省による1万4577社の24年1月時点の状況では、女性の平均年収は男性の69.5%だったとのこと。

いずれにしても、現場の実態を直視しながら、厳然として存在する男女格差、正規非正規格差の是正に向けた課題も春闘の大きな課題であらうと思えます。

(3) 少子化対策について

5月18日「『不適切保育』の抜本的な対策へ保育士配置基準と処遇の改善を」

こども家庭庁が、12日に「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」との通知を自治体に出しており、「不

適切な保育」についての実態調査の結果も公表しました。

自治体への調査では、市町村が認可保育所での「不適切な保育」と認定していたのは914件で、うち90件が虐待に当たるとされていたが、報告基準や手続きを施設に周知している市町村は約3割で、認定件数が10件未満の都道府県が半分を超えており、調査結果は氷山の一角との見方もあります。

本県では、不適切保育と確認されたのは17件で、虐待と認定されたのは「心理的虐待」の1件だったとのこと。

また、施設による問題のとらえ方の違いや、地域ごとの取り組みの差があり、再発防止を実効的に進めるには、共通の認識と実態把握の仕組みを整える必要があるとして、新しい指針では、虐待に当たる行為と、「子どもの心身に有害な影響を与える行為」を「不適切な保育」と再定義しました。

政府は、再発防止には、自治体による巡回支援の強化や、対応窓口の設置が重要だとも強調しているが、現状では、こうした体制を整えている市町村はいずれも半数程度しかなく、財政面も含めた支援策が検討されるべきではないでしょうか。

2月議会でも質問で指摘したのは、何よりも保育現場の慢性的な保育士不足や保育の質の低下であり、賃金などの待遇改善や保育士配置基準の見直しをはじめとした構造的な見直しこそが求められているということです。

こども家庭庁が発足した今こそ、保育士の最低配置基準の引き上げを行い、それと同時に人件費分を事業費や管理費へ流用するという各費目の相互流用のほか、同一法人が運営する他の保育園や介護施設への流用、施設整備費への流用などが許される「委託費の弾力運用」の規制を強化して人件費の流出を食い止めなければなりません。

そうしなければ、保育士の労働環境は変わりませんし、保育士が守られなければ、犠牲になるのは子どもたちであるということを肝に銘じた施策の具体化を図る必要があります。

2023年に生まれた子どもの数は、過去最少の75万8631人で8年連続減で、婚姻数は48万9281組で、戦後初めて50万組を割ったことが、厚生労働省が27日に公表した23年の人口動態統計（速報）で明らかになっています。

出生数は前年に初めて80万人を下回ったが、減少スピードに拍車がかかっており、国立社会保障・人口問題研究所が昨年4月に公表した将来推計人口では、35年に76万人を割って75万5千人になると推計していたが、今回の出生数は、推計より12年も早い結果となりました。

また、23年の婚姻数は、前年比3万542組減で減少率は5.9%、コロナ禍の20年に12.7%と大きく減った婚姻数は、22年に1.1%増となったが、再び減少に転じた形になっています。

少子化に歯止めがかからないのは、コロナ禍で結婚する人が減ったことが一つの要因ではありますが、コロナ禍から「平時」に移りつつある2023年も婚姻数が大きく減ったことで、専門家は出生数も減少傾向が続くとみられています。

お茶の水女子大永瀬伸子教授（労働経済学）は、背景の一つに女性に様々な負担が偏る現状を挙げており、「日本では子育ての負担も、仕事との両立の負担も、離婚した場合の貧困の負担も、女性にくる。若年層が子育ての魅力を感じられる社会の構築が、高齢化がすすむ日本の未来には必須だ」と指摘されています。

また、日本総研の藤波匠上席主任研究員は、児童手当の第3子以降が月3万円に増額されたり、3人以上の子どもがいる世帯は大学授業料などが「無償化」されたりする施策に関して「多子世帯の優遇策は、少子化対策としてミスマッチの印象」であり、「経済的な理由から結婚や出産を控える『第1子にたどりつけない層』へのアプローチが重要だ」と強調されています。

(4) その他

①議会改革について

2月28日「出生数、婚姻数の減少続く」

5月2日「改選期にあたって議会改革の申し入れ」

各派代表者に対して、「県民の会」では共産党県議団とともに常任委員会のインターネット中継など議会改革に取り組むよう求める申し入れを連名で行いました。

内容は下記のとおりですが、各会派が持ち帰り、今後の対応をどうするか協議されることとなりました。

1 議会基本条例に定める「会議の公開」の実効性を担保するため、委員会審議の中継を行うこと。

2 費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること。

3 議長、副議長について

イ 議長、副議長の任期は2年とすること。

ロ 県民の意思を県政に反映するという議会の基本理念に則り、県民の意思の多様性を鑑みて、民主的な議会運営を保障するため、副議長は議長所属会派以外とすること。

4 常任委員会の正副委員長について

県民の意思を県政に反映するという議会の基本理念に則り、県民の意思の多様性を鑑みて、民主的な委員会運営を保障するため、正副委員長は、各会派の議員数に応じること。

5 議会選出の監査委員について

2人×4年間で延べ8人の監査委員は、各会派議員数に準じて推薦すること

新しい議員の皆さんが、今までの慣習にとらわれず、新たな県民目線で、ぜひ県民に信頼される改革につながるような見直しの方向を出していただけたらと思うのですが。

9月21日「県議会改革、自民・立志・公明の反対で進まず」

県議会は15日の議会運営委員会で議会改革について協議し、県民の会と共産党会派が申し入れてきた常任委員会のインターネット中継導入には、最大会派の自民党などの賛成がえられず、見送られるとともに、県議の交通費などに当たる「費用弁償」の実費支給についても自民党などの了解が得られず、定額支給を継続することとなりました。

常任委のネット中継は16都府県、費用弁償の完全な実費支給は13県で導入済みで、県議会では2011年の改選時から県民の会と共産党会派の申し入れによって議論が続けてきたが、自民などが消極的な姿勢を崩さず、いずれも実現していません。

15日の議運委では、申し入れた2会派で「県民が傍聴しやすい環境を整備し、会議の公開の実効性を確保すべきだ」と中継導入の意義をあらためて強調しましたが、自民からは「議会でペーパーレス会議やオンライン委員会の取り組みを進めていこうというところ。今後、デジタル活用のノウハウを蓄積しながら（ネット中継は）検討すべきだ」の見解が示されているが、同時実施でなくても、実施の方向で確認して進めればいいし、すでに導入済みの16道府県に学べばいいことではないでしょうか。

また、公明党の「質疑を公平にどう扱うかの議論も必要だ」とか、一燈立志の会の「導入する場合、質問の事前通告や時間制限も検討しないといけない。現在の自由闊達な議論を優先する方がいい。」というのは、これまでの主張で、できない理由ではなく、やらないための理由としか思えません。

費用弁償の支給方法も、現状の県議の居住地に応じて定例会や委員会1日当たり5千～1万7千円が定額支給されているのは、あまりに実態と乖離した支給方法であり、実費支給への切り替えが当然だと思います。

自民、一燈立志、公明の「現状のままでいい」という姿勢は、県民と対峙するものでないのかと言わざるをえません。

現状のままでは、全国でも議会改革後進県と言われるのも間近ではないかと思われます。

②マイナンバーカードとマイナ保険証について

6月12日「『マイナ保険証』への不安」

今国会は、問題の露呈する悪法が次々と強行成立させられています。

6月2日参院で可決成立したマイナンバー法など関連改正法もその一つです。

現行の健康保険証は2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと紐付けたマイナ保険証に一本化するという方針に、高齢者をはじめとした国民はもちろん、医療機関や介護施設の現場でも大きな懸念や混乱が生じています。

すべての被保険者に保険証が発行・交付される現在の制度から、マイナ保険証一本化で被保険者本人による申請主義に大きく転換することで、医療機関で保険診療を受けられない人が続出することが懸念されているからです。

「高齢者や障害者が円滑にカードを取得し利用できるのか。」とか「認知症の人の意思確認や暗証番号の扱いはどうするのか。」など高齢者や障害者の施設では、健康保険証を預かっている例も多く、マイナ保険証で同様の運用ができるのか。こうした疑問に政府は十分答えていません。

そのような中で、本人申請が困難なお年寄りを抱える高齢者施設等では、政府が施設に求める代理申請の事務負担には、とても対応できないとの声があがっています。

また、マイナカードを使った公金受取口座の登録で、本人以外の家族名義の口座を記入した事例が約13万件も見つかるという事態も生じました。

歴代政権が、巨額のポイント付与という「アメ」と健康保険証の廃止といった「ムチ」で突き進んできたことや、当初の2016年頃は、「一生使うことになるマイナンバーやあなたの個人情報載っているのだからマイナンバーは他人に見せず、カードは家で大事に保管し、普段は持ち歩かないもの」とされていたのが、持ち歩いて使えと言う当初の制度設計にはない用途を付加してきたことによるツケであり、大混乱と言えるのではないのでしょうか。

マイナンバーカードの取得は任意であり、政府もその原則は認めている中で、健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」に一本化するという事は、マイナンバーカードの取得を実質的に義務化することに等しいという根本的な矛盾があります。

いまだに山積する課題に真摯に向き合うのであれば、今こそ立ち止まって、政府・与党は考え直すべきではないのでしょうか。

6月21日「呆れるマイナカードのトラブル続き」

連日のようにマイナカードのトラブルが報道され続けられていますが、昨日は総務省のマイナンバーカード普及のためカード取得者に付与する「マイナポイント」調査で、別人に誤ってひも付けたとみられるケースが131自治体で172件確認されたとする最終報告を公表しました。

さらに、政府は20日、障害者手帳の情報でも62件の誤登録があったと明らかにし、厚生労働省は、静岡県でマイナンバーと障害者手帳情報が誤ってひも付けされていたケースが数十件確認されたと発表しています。

そのような中、政府はデジタル庁と厚生労働、総務の3省庁による「総点検本部」を立ち上げ、今日初会合を開き、同本部を軸に政府と自治体の連携を強化するなどの対応策を説明することです。

遅きに失しているとしかいいようがありませんし、マイナカードの取得率の加速化に自治体を追い立て、あらゆるデータの紐づけを拡大しすぎてきたことを抜きに、トラブルの解消はないと思われれます。

マイナポータルでは、7300件超の誤登録が判明した健康保険証のほか、児童手当、就学支援など幅広い項目で自身の情報を取得できるが、以下の項目で誤登録がないかどうかを総点検することを強いられる自治体の負担は大変なことが想定されます。

そして、何よりもこのトラブルによって、個人情報が閲覧されたり、間違っただけの交付などの被害を受けた国民にとっては「トラブル」で片付けられるのか。

■マイナポータルで情報が取得できる29項目【医療】

- (1) 健康保険証（保険者名、記号・番号など）
- (2) 診療・薬剤（処方された薬など）
- (3) 医療費（医療機関で支払った費用）
- (4) 予防接種（BCGや日本脳炎など）
- (5) 特定健診・後期高齢者健診（メタボなどの健診結果）
- (6) 検診（がんなどの検診結果）

(7) 医療保険（出産育児一時金の給付情報など）

(8) 医療保険その他（制度間の支給調整に使われる情報）

(9) 学校保健（生活保護家庭向けに援助される医療費）

(10) 難病患者支援（特定医療費の支給開始年など）

(11) 保険証の被保険者番号など（保険証の券面に記載された情報）

(12) 医療保険情報の提供状況

【税・所得・口座】

(13) 税・所得

(14) 医療費（医療機関で払った費用）

(15) 公金受取口座（銀行名、口座番号など）

【年金】

(16) 年金（年金支払額など）

(17) 年金その他（年金生活者支援金など）

【子ども・子育て】

(18) 児童手当（支払額など）

(19) ひとり親家庭（児童扶養手当など）

(20) 母子保健（妊娠届の情報など）

(21) 教育・就学支援（就学支援金など）

(22) 障害児支援・小児慢性特定疾病医療（給付情報など）

【世帯情報】

(23) 世帯情報（住民票記録情報）

【福祉・介護】

(24) 障害保健福祉（障害者手帳など）

(25) 生活保護（支給開始年月日など）

(26) 中国残留邦人等支援（支援給付の開始など）

(27) 介護・高齢者福祉（介護保険に関する情報）

【雇用保険・労災】

(28) 雇用保険

(29) 労災補償

このような状況下で、共同通信社が実施した直近の全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を来年秋に廃止してマイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上っていますし、岸田内閣の支持率は40.8%と前回調査から6.2ポイント下落し、不支持率が5.7ポイント増

の41.6%と上回りました。

健康保険証の廃止は、絶対とどまるべきです。

8月9日「マイナ総点検で、顕在化する綻び」

岸田首相の「マイナンバーカードのこれまでの普及の進め方について、瑕疵があったとは考えていない。」というスタンスのもとにマイナンバー情報総点検本部の中間報告では、保険証の誤登録が新たに1069件確認されたと発表し、すでに判明していた分と合わせ、登録ミスは計8441件のほり、健康保険証のほか、誤りもづけの可能性のある他の分野についても、11月末までに個別データの総点検を進めるとしました。

また、保険証以外の誤登録では、公務員などの共済年金で118件、障害者手帳で2883件が見つかり、それぞれ前回公表時より増えていました。

本県でも、4日に、マイナンバーと身体障害者手帳の情報ひも付け作業で、担当者が誤って別の申請者の番号をシステムに入力するミスが114件あったことが判明し、7日には、マイナンバー情報のひも付けミスを受けた「県マイナンバー情報総点検本部」の初会合で、本部長の浜田知事は関連業務に当たる部署や市町村に対し、ひも付け作業の手順などを県独自に確認する方針を示しました。

会合では、浜田知事が「信頼を一日でも早く回復するため、県独自でも必要な対応を取っていく」と強調し、県総務部が、市町村も含めてひも付け作業の具体的な手順を聞き取り、県の誤登録と同様の人為ミスが起きない手法となっているかチェックするとしています。

6月定例会で、この総点検が自治体の過重負担にならないようにとの私の質問に、「総点検を行うこと自体は、信頼回復のため、そして、デジタル社会に向けた取り組みを引き続き推進していくために欠かせないと認識している。一方で、このことによって、地方自治体に対して過度な人的な負担を生じさせることがないように、国には効率的そして効果的な点検の手法などを具体的にかつ早期に示して頂きたいと考えている。」と、答弁されました。

2月4日「マイナ保険証トラブル継続、利用率8か月連続低下」

国は健康保険証を12月に廃止し、マイナ保険証に一本化すると決定したが、全国保険医団体連合会は、全国5万5357カ所の医療機関に昨年11月下旬～今年1月上旬、アンケートを実施し、回答を得た8672カ所のうち約6割の5188カ所が、昨年10月1日以降にオンライン資格確認に関するトラブルがあったと公表しました。

主なトラブルの内容（複数回答）は、「氏名や住所の文字化け」67%、「カードリーダーのエラー」40%、「被保険者番号がない」25%、「患者の医療費の負担割合が異なって表示される」15%などで、83%の医療機関で、トラブル時に現行の健康保険証で情報を確認し、患者に医療費の全額をいったん請求した事例が、少なくとも753件あったとしています。

また、マイナンバーカードを健康保険証として使う「マイナ保険証」の利用率が昨年12月は4.29%で、8か月連続で低下したことが、厚生労働省によって公表されています。

年代別の利用率では、最も高いのは「65～69歳」で、若い世代ほど利用していない実態も明らかになっています。

そのような中で、「マイナ保険証」の国家公務員の昨年11月分の利用率が4.36%だったことがわかっています。

最も低いのは防衛省で2.50%で、マイナ保険証を所管する厚労省は4.88%となっています。

今年12月の現行保険証の廃止に向け、厚生労働省は職員あてにメッセージを発信し、①マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約できる②よりよい医療が受けられる③手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除されるなどと利用促進を訴えているが、足元の国家公務員の利用もおぼつかない状況となっていることをどのように受け止めているのでしょうか。

③四国カルスト自然公園整備と環境保護について

5月26日「四国カルスト県立自然公園内の杜撰な工事」

県議会商工農林水産委員会では、出先機関調査を行っていますが、昨年度から委員会で議論を継続させている天狗高原（津野町）の県の遊歩道整備で希少植物の自生地が一部失われた現場を視察しました。

これまで、現場での問題点や県議会での議論状況についても報道されてきたところですが、最近では遊歩道沿いに出現した外来種とみられる植物の問題も浮上しています。

さらに、現場を見せて頂く中で、今回の工事の杜撰さなどが改めて浮き彫りになりました。

現場で案内して下さった地元観光ガイド熊田光男さんは、四国カルストを縦断する県道を整備した際には、景観を保護するためトンネル化したことなど、開発と環境保全の両立を図ってきた経緯を説明していただくとともに、今回の遊歩道整備は「絶対やってはいけないこと」と批判されていました。

今回の工事によって、極めて違和感のあるアスファルト道路、多数破壊し、無造作に投げ散らかされたかのような石灰岩、持ち込まれた外部の土など、もともとの景観は台無しにされています。

その工事着手までの過程を聞けば、四国カルスト県立自然公園内の工事を行うのにあまりに手順が蔑ろにされていると思わざるをえませんでした。

県希少野生動植物保護条例、県環境影響評価条例、県自然環境保全条例などをふまえた時、今回の工事過程には問題はなかったのかなども精査される必要があるのではないかと思います。

県では、改めて6月上旬に遊歩道に関する検討委員会を設けて植生への影響や工法などを検証するとしています。検討委員会メンバーの選任などについても慎重を期すよう求めておきました。

そして、熊田さんたちも仰っているように、外来種への対応は急がれる必要があることも委員会として申し入れられました。

6月13日「天狗高原遊歩道整備の希少植物再

生へ検討委」

昨日、遊歩道の在り方や今後の取り組みを話し合う希少植物等保全対策検討委員会の初会合が開催されました。

遊歩道は、県が町などの要望を受けて延長約1.4キロで整備し、未舗装だった道を2.6メートルに拡幅し、アスファルトで舗装し、道沿いに碎石を敷いており、その後、整備が原因とみられる外来植物の混入が確認され、植生への悪影響が懸念されています。

検討委員会は、植物や地域経済、景観デザインの専門家に地元住民2人を加えた計7人で構成されており、委員らも遊歩道を実際に歩きながら、植生や工法について県の説明を受けた後、話し合いが行われています。

報道によると、県は、「遊歩道の一部にバリアフリーの視点を取り入れたこと、また、多くの人に長い時間滞在してもらえるよう、長距離走行に適した電動アシスト自転車=Eバイクが走れるように整備した」ことなどの説明に対して、委員からは「1年2年ではたぶん戻りませんよね、絶対に。スパン自体はもっとかかりますよね。作ってしまったものをどうしてどう活用していくか、どうやって自然に元に戻していくのっていうことを早く議論していかないと、やってしまったものを今後私たち地元のものにとってどういうふうな生かし方ができるのか、僕は非常に不安要素のひとつです」「そもそも自然公園にどこまでのバリアフリー化が求められるのか」「観光誘致を行う立場にあるが今回の工事はやりすぎだ」「ここまでの道が必要だったのか」「自然への配慮が足りない開発だ」などと厳しい意見が相次いだとのこと。

また、牧野記念財団主任研究員の前田綾子委員は、「ガイドされてる方がなくなっただけで仰ってることの証拠を出すのはなかなか難しい、写真とか残ってない。きちんともし調査をしていたらここからこの範囲なのでここはよけましょうということができたが、道があるから道つけていだろうというところで簡単に考えられてやられてる。ほかのところでも同じようなことが起こるんじゃないか」と、県の自然保護のスタンス自体を危惧される意見を出されていたようです。

高知大学名誉教授石川慎吾委員長は、「将来の世代にわたり自然資源を残していくことを念頭に議論していくべき」として、「昔（希少植物が）あったところに道ができたわけですから非常に大きい影響はあります。どこまでだったら自然を改変して壊してもいいのか、未来の我々の子孫に大事な自然を残せるのか、というところを議論していく」と述べられています。

今後、検討委の検討状況を所管の委員会としても注視しながら、より良い方向を見出したいものです。

④県発注工事談合認定について

7月29日「県発注の地質調査談合認定」

今朝の高知新聞一面には、高知県発注の地質調査委託業務を巡り、公正取引委員会が県内の測量業者を談合の疑いで立ち入り検査した問題で、公取委が県内14社による独禁法違反（不当な取引制限）を認定し、各社に処分案を通知したことが報じられていました。

遅くとも2017年4月から談合を繰り返し、うち1社がやめると表明した20年11月まで続いたと判断したと指摘し、排除措置命令と総額約8500万円の課徴金納付命令を出す方針とみられています。

課徴金は、談合だと判断された事業の請負金額の4%で、公取委は8月初旬に各社から意見を聴取し、処分を最終的に決める見通しとなっています。

また、県は立ち入り検査を受け昨年12月、有識者による談合防止対策検討委員会を組織し、再発防止に向け、委託業務入札への総合評価方式の導入や罰則を強化する方向で議論してきたが、前日には、第4回県談合防止対策検討委員会が開催され、委託業務での談合防止の抑止力強化へ、独占禁止法違反業者への罰金に当たる違約金を増額する考えを示したと報じられたばかりでした。

今年2月定例会で、2012年にも、国土交通省や県が発注した土木工事であった談合事件の教訓も踏まえて質した際に、県としては、「今回の事案が発生した要因を引き続き検証すると

ともに、この検討委員会での議論を踏まえて、今後、入札契約制度の改善などを含む、具体的な再発防止策を検討し、実施に移していく」との知事答弁であったが、その検討委員会に提案された内容は以下の通りでした。

さらに、この内容が、真に再発防止につながるのか注視・検討されなければなりません。

【入札制度改正(案)】

1 委託業務における総合評価方式の導入
・「調査・設計の品質確保」を行うため、調査・設計等委託業務について、価格のみでなく、技術力などについても評価し、成果に関しての品質を確保する。

⇒ 委託業務における一般競争入札(総合評価方式)制度を導入する。

2 予定価格事後公表の拡大
・積算能力が不十分な事業者の安易な応札を防ぎ、実行経費を踏まえた見積もりによる応札となるよう、予定価格を事後公表とする金額を拡大する。

⇒ 委託業務の予定価格の事後公表、現行(2500万円以上)の金額を拡大する。

3 コンプライアンス基本方針の策定
・測量・建設コンサルタント等業務(※県内のみ)にも入札参加資格審査において、コンプライアンス基本方針の策定を求め、県発注工事等の入札に関わる全ての県内事業者にもコンプライアンス意識向上を促進していく。

⇒ 測量・建設コンサルタント等業務(※県内のみ)において、コンプライアンス基本方針の策定を入札参加資格要件とし、実績確認等を求めていく。

【ペナルティ強化(案)】

1 違約金、賠償金の改正
・談合防止の抑止力としての効果をより高めるため、全国の状況を踏まえてペナルティを強化することで、今後の談合の再発を防止する。

⇒ 違約罰としての違約金は、現行(10%)を増額し、賠償金は現行(10%)を継続する。

2 指名停止期間について
・全国の実施状況を確認したところ、本県の指名停止措置期間は標準的であり、他のペナルティ強化策と併せた総合的な抑止とすることで、現行を継続する。

⇒ 現行の指名停止措置期間を継続(独占禁止法違反の標準12か月、首謀者18か月10%)する。

8月11日「県談合事業者と契約保留」

7月29日のこの欄で、高知県発注の地質調査委託業務を巡り、公正取引委員会が県内の測量業者を談合の疑いで立ち入り検査した問題で、公取委が県内14社による独禁法違反(不当な取引制限)を認定し、各社に処分案を通知したことについて、コメントさせていただきました。

昨日の県議会産業振興土木委員会で、県が16日から、談合に関わったとされる業者との契約を保留することが報告されました。

県は、公正取引委員会が県内の測量業者14社による独禁法違反を認定したとの報道を受け、地質調査の入札参加資格を持っていた全業者に対し、通知を受けたかどうかを尋ねたところ、全業者から回答があり、13社が処分案を受け取ったと認め、ほかに談合を自主申告した社もあったとみられるが、業者名は公表していません。

委員会では、県土木部は保留する理由を「通知を受けた業者などとの契約は県民の理解が得られない」と説明する一方、発注業務への影響も考慮して入札は予定通り行うとし、対象業者が落札した場合のみ保留することを決めました。

保留中に対象業者が辞退したり、指名停止で失格となったりした場合は、入札で次の順位だった業者を落札者とするか、再入札をして対応するとのことだが、以下の「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領の概要」に詳細が記されているので、掲載しておきます。

「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領の概要」

(趣旨)

県発注の地質調査業務において当該事前通知対象事業者等と契約を締結することについては、県民の理解が得られず、適当でないと考えられる。

公正な入札契約手続とともに、土木行政及び

入札契約事務に対する県民の信頼を確保するため、必要な事項を定めるもの。

(概要)

○事前通知等を受けた事業者名は公表しない。
○事前通知対象事業者等は、入札・契約の辞退が可能。

この辞退をもって、指名停止とはしない。

(※この特例要領に基づかない辞退は、指名停止の要件となる。)

○特例要領の施行日時点で、

①指名通知(公告)、②入札、③開札、④落札決定のどの段階にあるかで取扱いが異なるが、いずれの段階にあつても、入札手続及び契約手続などを保留し、公正取引委員会の処分を待つこととする。

なお、事前通知対象事業者等が入っていない入札は、通常通り施行する。

事前通知対象事業者等が落札者又は落札候補者となる案件について、手続きを保留中自ら辞退あるいは辞退せずに指名停止措置を受け失格となった場合、

(1)要領施行日時点で開札してしていない等、落札者が決定していない案件

→次順位者を落札者又は落札候補者とする。次順位者が自ら辞退や指名停止措置を受け失格となることが続き、次順位者がいなくなれば再指名(再公告)して入札をやり直す。

(2)要領施行日時点で落札者が決定しているが、契約締結前の案件

→一度、入札が完結していることから、再指名(再公告)して入札をやり直す。

○施行日から当該事前通知対象事業者等が指名停止措置を受ける日の前日までの間を指名停止の期間に算入する。

○この特例要領は、令和5年8月10日付け通知とし、施行日を令和5年8月16日とする予定。

10月2日「県発注地質調査業務で公取委命令」

9月28日に、県発注の地質調査業務の入札で行われていた談合を公正取引委員会が独禁法違反と認定し、参加業者に排除措置と課徴金の納付を命じました。(表は高知新聞より)

談合のたびに、業界内では、談合による受注調整を「必要悪」とする声もあがりますが、こ

の期間の落札価格は高止まりして、適正な入札が行われた場合より3億円多く公金が支払われたと試算されており、税金の不要な支出につながる行為を正当化するのは、もはや通じません。

特に、高知県では、2012年の土木建設業界での談合事件で大きな痛手を負ったのですから、当然県民には通用しません。

特に、今回見過ごせないのは、地質調査業界と関係の深い土木建設業が、業界挙げて法令順守の確立を掲げていた中で、談合が行われていたことです。

しかし、2012年の官製談合の際には、業界からの指名停止処分の期間短縮の請願がされ、「業界におけるコンプライアンス確立も未検証」「入札制度の見直しも未確立」のもとで、当時の自民党会派らの賛成で採択し、処分軽減がされたことが、地質建設業界などの談合体質を温存させたことにもつながるのではないかと思ったりします。

そして、当時の「企画建設委員会」の調査で、建設業界会長が「業界としてコンプライアンス遵守に努力する」との決意の一方で「発注側の談合できない入札制度を求める」要請をしていたのですから、私は、談合防止対策検討委員会での審議している土木部に対して「コンプライアンス遵守に期待するより、徹底して厳しい内容の談合の出来ない入札制度をつくるしかない」と申し入れをしたことでした。

県は近く、今回の違反業者を指名停止処分にする方針ですが、浜田知事は「厳正な処分を貫く」としていますが、処分だけでなく、再発防止につながる入札制度にできるのかが問われています。

かつて、談合体質や同族企業体質を克服しないかぎり、「喉もと過ぎた」時の再発を懸念すると指摘したことがありますが、同じことを繰り返さない発注者側、受注者側の本気度が問われます。

⑤大阪国際万博の強行開催の問題について

7月25日「万博2025年4月開幕控えパピ

リオン建設申請ゼロ」

2025年の開催に向けた大阪・関西万博に参加する国・地域が建てる予定の56か国のパビリオンの建設申請が1件もない問題をめぐって、磯崎官房副長官は昨日の記者会見で、「万博の開催を遅らせるという考えは全く持っていない」と述べたことが報じられています。

万博には153の国・地域が参加を表明しているが、そのうち56か国・地域が自ら費用を負担して独自のパビリオンを建てる計画でありながら、建設に際して大阪市に申請が必要な「仮設建築物許可」が21日時点でゼロであるとのこと。

日本建設業連合会会長は21日の記者会見で、万博の準備の遅れを指摘し、開催に間に合うか「厳しい状況だ」との認識を示し、昨年9月に日本国際博覧会協会に「間に合わなくなりますよ」との懸念を伝えていたことも明らかにしたとのこと。

協会はこれまで、建物の工事を2024年7月、内装の工事を25年1月までに完了し、そこから展示の工事に入る工程を描き、開幕に間に合わせるには今秋までの着工が必要としてきました。

しかし、今春から本格的に始まるはずだった工事の多くが滞っており、開幕まで残り約1年9カ月となった今、この進捗状況には余りに無理があると言わざるをえません。

「2024年問題」と言われる人手不足の深刻化や、来年度から業界の時間外労働規制が強化されることによる人件費や建材費が高騰している影響も、さらに工事の遅れに拍車をかけそうです。

万博の誤算は建設工事の遅れだけでなく、万博の会場建設費も2020年にすでに当初想定約1.5倍の1850億円に膨らむことが明らかになっており、物価高騰などによる、さらなる上ぶれの可能性も高くなっています。

日本パビリオンも、当初の入札の予定価格より約9億円の増額で大手ゼネコンの清水建設と76億7800万円で随意契約を結んだことも明らかになっています。

大阪・関西万博へのもろもろの障壁が、さらに高くなっていくことへの懸念は解消されるこ

とのない状況と言えます。

10月27日「このまま万博を進めていいのか」

2025年の開催に向けた大阪・関西万博に参加する国・地域が建てる予定の56か国のパビリオンの建設申請が遅れに遅れていることと、万博の会場建設費も当初想定約1.5倍の1850億円に膨らんでいることを報告し、万博協会が約450億円多い2300億円程度と見積もっており、実際に建設費を増額すれば2度目の上ぶれで、協会の見積もり通りなら当初費の1.8倍となることが想定されています。

そして、直近では岸田首相が所信表明で「2025年大阪・関西万博については、海外パビリオン建設の遅れなど進捗状況が厳しくなっていることに強い危機感を持って、オールジャパンで進めていきます。」と述べ、国民にも責任を押し付けるかのような言い方をされました。

「博覧会国際事務局」に掛け合っ、加盟国の賛同を得たうえで違約金を払えば、延期なり中止なりは可能だそうです。潔く延期するか、中止するべきだとの声も上がり始めており、そうでもしなければ、何かとてつもない負の遺産を背負わされそうな気がしてなりません。

大阪維新を橋本氏とともに率いてきた松井一郎氏は、自身の著書『政治家の喧嘩力』で、「総理にお酒を注ぎながら、一生懸命、持論を展開した」ことで、大阪万博が動き出したと述べているそうです。

この安倍元首相との酒席にいたのは、菅元官房長官と松井氏と橋下徹氏と、当時、大阪市長に就任したばかりの吉村氏という維新トリオで、この内幕話を「おちょこ事件」と表現し、これまで何度か披露していたが、万博の建設遅れが指摘されるようになってからは、一切口にしなくなったそうです。

こんなことで、大きな荷物を大阪府・市民、そして国民までが背負わされることになってはたまりません。

もともと夢洲は、産業廃棄物等で埋め立てた人工島として利用されており、その地盤はゴミを埋めているだけなので大変軟弱であります。緩い土壌は雨が降るとすぐに水浸しになり、

そのため現在同時進行で進められている会場へのアクセスとなる大阪メトロの延伸や駅建設工事でも雨が降ると溜まる水を排出せねばならず、建設に苦慮していると言われていました。

さらに、会場の駐車場予定地の一区の地下では廃棄されたゴミからのPCBやメタンガスが未だ充満しており、現在も何十本もの煙突で地上に放出しています。

そんな危険な場所が、万博やカジノの駐車場になる予定だということですから危険極まりないということも言われています。

まさに、万博のキャッチフレーズである「命輝く未来社会のデザイン」は、実はこうした健康に影響する土壤汚染や汚物処理などの上に築かれているということになります。

また、市と事業者が結んだIR用地の賃貸契約案では液状化対策などの「土壌課題対策費」を市が788億円を上限に負担すると明記されており、後の地盤沈下施設の増築整備については明記されておらず、吉村知事や松井前市長はIRに公費負担は無いと言っていたにもかかわらず、さらに公費負担が発生する可能性も懸念されています。

地元大阪府・市民はこうして万博がカジノ建設へのステルス事業だと感じているので、もろ手を上げて万博を歓迎できないのではないのでしょうか。

大阪府・市民の思いは不在のまま汚染土壤の上に建設する万博会場やIR施設は世界的に環境問題に向き合っている時代のニーズに逆行しているのではないかと云わざるをえません。

⑥若者の政治参画と総合教育

9月10日「『若者と議員の座談会』のアイデアを受け止めて」

10日には、県庁正庁ホールで開催された「若者と議員の座談会」に、出席してきました。

現在、各種選挙において、若年層の投票率が低い傾向にあり、若者の政治・選挙離れが深刻な状況となっていることから、高知県明るい選挙推進協議会（会長：植田通子）では、一人でも多くの有権者の方に選挙権を行使してもら

ため、政治・選挙の大切さ等についての啓発活動を行っています。

その啓発活動の一環として、毎年開催されているもので、県内の議員と若者で、ざっくばらんに話し合うもので、一度欠席しただけで10数年間皆勤です。

前半のグループでのトークテーマは、「どうすれば若者が投票に行くの」というもので、今の若者の低投票率の状況を資料等で示しながら、若者の低投票率の原因や若者の低投票率アップの解決策について、アイデアを出し合いました。

ある高校生は、低投票率の原因として①18歳になって選挙権ができたことを知らないあるいは知っていても忘れている②受験勉強や行事予定など、投票に行くことよりも自分にとって優先する課題があること③投票しようと思っても候補者の主張がわからないということと整理して提案し、もう1人の高校生は「めんどくさい。若者に向けた課題が取り上げられていない」などの意見を出してくれました。

投票率アップの解決策として、「投票への働きかけとして、自分にとって影響力のある人からの働きかけは動機付けになる。」と思うし、「受験勉強や行事予定よりも、優先度で、少しでもそれに近づき、候補者の考えなどの情報をもっと手軽に集めることが出来るようになれば、優先すべき事の時間を少しでも割いて投票に行くのではないか。」との意見は、議員も頷かされていました。

私の方から、「高校の近くにある期日前投票所に、授業の一環として行けるようになればどうでしょうね」と投げかけてみると、「それならいくんじゃないか」と言うような反応もありました。

また、授業に、候補者が出てきて1人ずつプレゼンをするのも良いのではないかという意見もありました。

さらに多くのグループで出されていたのは、やはり上手なSNSの活用ということが取り上げられていました。

後半では、それぞれの参加者がテーブルごとに自由にテーマを設定してトークをしようという事だったが、私の参加したグループでは、ひ

とつにはまともらず南海トラフ地震対策の事、魅力ある高知県にするためにはどうすればいいか、中山間地や郡部の地域で医療が十分に届かないことの課題解決などが出され、それぞれについて県や高知市の政策について説明をした上で、皆さん方から意見をいただきました。

その中で、災害から避難する、あるいは病院にかかるということをあきらめかけている人や地域があると言う事は、政治や行政の責任であると言うことを強く感じさせられました。

また、「若者にとって魅力ある高知になるためには、アニメで高知をPRしたり、イオンとはまた違うショッピングモールなど、若者が遊びに行ける場所があればよい。」との意見は、口を揃えて言われてました。

グループ内の3人の高校生みんなが、県外に行く希望を持っており、行った時に高知に帰ってきたいと思えるような高知にしておくことが大事ではないかとの提案もありました。

いずれにしても、この高校生たちの思いに応えられる政治を行っていく事が、高校生の投票率の低下に歯止めをかけることにもなるのではないか、そんな思いをさせられた2時間でした。

2月5日「高校生の考える『地域課題解決策』」

今日は、「県議会議員と高校生との意見交換会」の傍聴ため、県立小津高校に行ってきました。

私たちは、高知市内が選挙区のため、傍聴という形になります。

「県民の会」からは、吾川郡選挙区選出で小津高校OBの岡田竜平議員が意見交換されました。

テーマは「高知県の地域課題解決策についての提案」ということで、学内では約80のテーマで研究されているが、その中から「高知県における公共交通機関の衰退原因とその解決策」と「学校の避難所について」という2つのテーマに絞って、プレゼンがされました。

この意見交換会の目的は、「総合的な探求の時間で、個人またはグループで取り組んだテーマの成果を発表することによって、プレゼンテーション能力の育成や主体的・意欲的に学ぶ生徒を育成する。また、地域に貢献できる人材の

育成に向けて、県議会議員と意見交換を行い、多様な見方・考え方に触れることで、現代社会の諸課題について、多面的多角的に考察し、構成に判断できる力や公共的な事柄に、自ら参画しようとする意欲・態度などを育む主権者教育の一層の推進を図るもの」であります。

それぞれに、貴重な研究成果が報告され、議員からも新たな多様な視点の提案もされ、生徒たちも、この研究を通じて、社会に任せきりにするのではなく、それぞれが参画していくことの大切さを学んだとの感想も述べられていました。

⑦地方自治の在り方について

9月5日「自治体は、どんなことでも国に従うしかないのか」

辺野古新基地建設の設計変更申請に対する玉城沖縄県知事の不承認に対する国交相の「是正の指示」取り消しを求めた訴訟で、最高裁は県の主張を退け、県敗訴が確定しました。

沖縄の基地集中を考慮することなく基地建設の是非に対する判断を示すこともなく、形式的判断に終わったと言えます。

今年3月の福岡高裁那覇支部の判決では、行政不服審査法に基づく「裁決」は「国の関与」に当たらず訴え自体が不適法として却下判決を下し、「是正の指示」については、災害防止や環境保全などについて、県の不承認には裁量権の逸脱または乱用があるとして棄却しました。

この高裁判決に対して、県は上告し、裁決に関して最高裁は不受理とし、8月に県敗訴が確定していたが、今回は、海底の軟弱地盤を改良する政府の設計変更を最高裁が事実上容認し、是正の指示に関しても、最高裁は4日、その訴えを退けたものです。

これでは、国と対立した場合、自治体は国に従うしかないということになり、玉城知事が「地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をないがしろにしかねない」と最高裁判決を批判するのは、当然であります。

地方分権一括法で、「国の関与は必要最小限

のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」との基本原則が明文化された地方分権改革に逆行するものであり、今後このような事態は全国で起こり得ることも想定されます。

法定受託事務で知事が行った処分を国が裁決で取り消すことができる制度の見直しを主張してきた全国知事会は、このようなことを看過するのかということも問われているのではないのでしょうか。

この敗訴確定を知事が承認しない場合は、政府は代執行訴訟を起こす方針だと言われていますが、1995年の大田昌秀知事が国に提訴された代理署名訴訟から27年たっても、基地集中は変わらず、さらに新基地建設が強引に進められているという事実と司法は真摯に向き合ったのか、改めて問われるべきではないのでしょうか。

10月31日「沖縄県民の辺野古新基地反対の民意こそ、『公益』」

沖縄県の米軍普天間飛行場を名護市辺野古に移す計画をめぐる、工事の設計変更を国が県に代わって承認するための訴訟「代執行訴訟」が、昨日福岡高裁那覇支部で開かれました。

玉城沖縄県知事が自ら法廷で意見陳述し、「沖縄防衛局は、多種多様なサンゴや、ジュゴンなどの絶滅危惧種262種を含む5300種以上の海域生物が生息し、世界自然遺産登録地である知床や小笠原諸島等と比べて何ら遜色のない生物多様性を有する名護市辺野古・大浦湾を、多くの沖縄県民の意思に反して埋め立て、弾薬搭載エリアや係船機能付き護岸、2本の滑走路の新設など普天間飛行場に比べて機能が拡大強化された新たな軍事基地を建設しようとしている。この間、沖縄防衛局は、軟弱地盤の存在が明らかになったことから、沖縄県に対して変更承認申請をしたが、沖縄県は、公有水面埋立法に基づき厳正に審査した上で、B-27地点の力学的試験の必要性を含む災害防止対策や、ジュゴンの調査方法等の環境保全対策が不十分であることを踏まえ、変更不承認処分をした。ところが、国はあくまで、辺野古新基地建設を遂行するため様々な権限を行使して介入を行い、ついには、本件訴訟を提起し、地方公共団体の処分権限を

国が奪うという地方自治に対する最終的な介入手段である代執行にまで至ろうとしている。沖縄県の自主性及び自立性を侵害することとなる国の代執行は、到底容認できるものではない。」と冒頭に述べられています。

そして、その理由として、沖縄県の主張のうち、特に3点を強調されています。

それは、「第一に、問題解決に向けた国と沖縄県との対話の必要性、第二に、国が主張する「公益」の前提である「辺野古が唯一」との考えは、必要性・合理性を欠くこと、第三に、沖縄県民の民意こそが「公益」として認められなければならないこと」という極めて当然の主張です。

第一の「問題解決に向けた国と沖縄県との対話の必要性」は、「国は、沖縄県の求めに対し、既存の会議体である沖縄政策協議会などを開くこともないまま、裁決と同日付で勧告を行うなど、一方的、かつ法令所管大臣の権限乱用としか言いようのない強引な手法で関与を重ね、本件訴訟に至っている。それどころか、本件埋め立て事業について、実に41回にわたる沖縄県の行政指導に対し、沖縄防衛局は、従わない、もしくは回答しないという不誠実な対応を繰り返し、対話によって解決を図る方法をこのように放棄して、代執行に至ろうとすることは到底認められない。」と、国の向き合い方を厳しく非難しています。

第二の「国が主張する「公益」の前提である「辺野古が唯一」との考えは、必要性・合理性を欠く」ことについては、「辺野古新基地建設は、仮に変更承認を得たとしても、供用開始までなお12年を要し、しかも、変更承認申請に基づく軟弱地盤の改良工事は、大規模な難工事となるため、これまでの工事の進捗状況からみても、さらに大幅な遅延が見込まれる。また、地盤改良工事に伴う海底面の改変範囲の拡張等が自然環境に及ぼす影響に応じて、新たな環境保全措置が必要となる可能性も否定できず、一層、工事が遅延する可能性がある。そして、その間、普天間飛行場は固定化されることになり、何ら早期の危険性の除去等にはつながらないのである。また、近年、安全保障環境の変化が認められるにもかかわらず、ミサイル攻撃の対

象となる可能性が高いと指摘されている固定化された新たな基地を建設しようとする点からも、その必要性・合理性が認められない。にもかかわらず、国が「辺野古が唯一」とする理由は、結局のところ、県外移設に対する県外の反発を恐れ、県内移設ありきで物事を解決しようとするものでしかない。」と、指摘しています。

第三の「沖縄県民の民意こそが「公益」として認められなければならないこと」については、「沖縄県民は、あの凄惨な沖縄戦で、本土防衛のための防波堤として筆舌に尽くし難い犠牲を強いられ、終戦後も本土から切り離されて米軍の施政権下におかれた。そして、銃剣とブルドーザーによる強制的な土地の接収を経て、広大な米軍基地に囲まれることになり、軍用機の度重なる墜落事故や米軍人等による殺人・強姦等の凶悪犯罪、燃料流出による井戸の汚染など、本土復帰までの27年間、軍事基地があるがゆえの、ありとあらゆる基地被害にさらされた。本土復帰後も基地被害は後を絶たず、復帰から今日までの間、飛行機・ヘリコプターの事故は、墜落事故49件を含む882件、米軍人等による刑法犯検挙数は、凶悪犯584件を含む6163件にのぼり、そのほか環境汚染、航空機騒音など、生命、身体、生活への深刻な被害は枚挙に暇がない。基地のもたらす深刻な被害に日常的にさらされながら、このような国の姿勢をみてきたからこそ、沖縄県民は、辺野古新基地建設に反対しているのであって、その民意は、直近3回の県知事選挙の結果、そして投票者総数の約72%、約43万人が辺野古の埋め立てに反対の意思を示した、平成31年の県民投票の結果に、明確に表れている。そして、代執行において、公益が考慮されなければならないが、何が沖縄県民にとっての公益であるかの判断は、国が押しつけるものでなく、まさに沖縄県民が示す明確な民意こそが公益とされなければならない。」と「当然とも言える沖縄県民の明確な民意を無視した、国による是正が許容されようもないことは明らか」と断じています。

そして、「今日にまで続く切なる期待と願いを、国が代執行という国家権力で踏みにじることをどうか容認されないよう、そして、国と沖縄県との対話によって辺野古新基地建設問題の

解決の道を探ることこそが最善の方法であることを、沖縄県民の多くの民意に即した判断」を裁判所に求めた玉城知事の意見陳述に代表される沖縄県民の民意をくんだ判決を臨むものです。

⑧その他

5月24日「土佐観光ガイドボランティア協会の皆さんの活動の歩みに祝杯」

昨夜は、顧問をさせて頂いている土佐観光ガイドボランティア協会の「内閣府エイジレス賞社会参加賞」受賞祝賀会に参加してきました。

「エイジレス賞」とは、年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由に生き生きとした生活を送ることを実践している高齢者の事例や地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループなどを表彰し、全国に広く紹介されているものです。

その意味では、平均71歳で100名を超える皆さんが、それぞれの社会経験をもとに研鑽を積み、高知県観光のボランティアガイドの中心的な役割を果たされている皆さんこそその賞に相応しい方々だと思われます。

20年前に顧問につかせていただいた時から、高知城での観光案内の受付設営のご苦労やそれでも頑張られている姿に、可能な支援をさせて頂いてきました。

それぞれの観光イベントや日常の観光散策等において土佐観光ガイドボランティア協会の皆さんが果たされる役割は大変大きなものがあり、そのご功績も評価されたものだと思います。

今回のゴールデンウィーク中も、「らんまん」効果で賑わう中、高知新港から五台山へのシャトルバスにおけるガイドさん達の車内説明は大変好評で、利用者の皆さんのアンケートでは、大変良かったも含めて95%の方が高評価をされていたとのことです。

これからも高知県観光のおもてなしの要として頑張って戴きたいと改めて、祝辞を述べさせて頂きました。

7月13日「先進事例に学び、県施策に実効性

を」

第一日目には、旭川市動物愛護センター「あにまある」で10年前に市役所内の敷地に建設した経過を始め、その取り組みの詳細と施設見学をさせて頂きました。

高知でも、現在場所検討がされている動物愛護センターの議論の参考にしていければと思います。

二日目には、1993年に人口が7000人を割って以来徐々に増加し続け、現在は8600人と1.23倍となり、東川町で移住定住を促す仕組みや人口が増加してきた豊かな暮らし方をデザインしている「東川スタイル」について学ばせて頂き、将来を見据えた「適疎なまち」づくりなども今後の参考になるものと感じさせられました。

その後の町内の多様な施設も、まちづくり施策にしっかりとつながるまちづくりとなっていました。

高知県と災害発生時の移動型応急仮設住宅ムービングハウスの建設をめぐる協定を締結している日本ムービングハウス協会を訪ね、災害時における仮設住宅的機能の詳細や大豊町の国内

備蓄拠点の今後等について調査させて頂きました。

改めてムービングハウスの持つメリット等について、平時の活用方法さらに災害時の仮設住宅としての活用等に聞かせて頂く中、まだまだ提供頂く高知県として、整理しなければならない課題もあることを感じたところです。

最終日には、四国カルスト天狗高原の遊歩道アスファルト化の反省を踏まえた今後の自然公園の整備の在り方などの参考とするため、駐車場化しようとしていた自然公園の一部を、自然を保全し、自然の多様性を観察できる空間を公園づくりの中に取り入れてきた札幌市平岡公園での説明を受けました。

維持経費の問題や湿地という自然環境の中での維持管理の難しさはあるものの、専門家や市民の声を聞きながら、取り組んでいることは、高知県の公園の今後のあり方等についても、参考にさせて頂くこととなるのではないかと思います。

それぞれに学ばせて頂いたことを、今後の議会での議論に反映させていきたいと思っております。